

令和 8 年 第 2 回定例会

青 木 村 議 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 1 日 開 会

令和 8 年 6 月 11 日 閉 会

青 木 村 議 会

令和八年

第二回〔六月〕定例会

青木村議会議録

令和八年

第二回〔六月〕定例会

青木村議会議録

令和8年第2回青木村議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月1日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○議事録署名議員の指名	3
○会期決定	3
○村長挨拶	4
○報告第1号の上程、説明	8
○報告第2号の上程、説明	3 2
○報告第3号の上程、説明	3 4
○報告第4号の上程、説明	3 5
○議案第1号の上程、説明	3 6
○議案第2号の上程、説明	3 6
○議案第3号の上程、説明	4 1
○議案第4号の上程、説明	4 2
○発議第1号の上程、説明	4 2
○陳情第1号の上程、説明	4 4
○陳情第2号の上程、説明	4 5
○令和7年度青木村社会福祉協議会会計補正予算(第3号)の報告	4 8
○散会の宣告	4 9

第 2 号 (6月4日)

○議事日程	5 1
○出席議員	5 1
○欠席議員	5 1

○地方自治法第121号の規定により説明のため出席した者の職氏名	5 1
○事務局職員出席者	5 2
○開議の宣告	5 3
○議事日程の報告	5 3
○一般質問	5 3
塩澤敏樹君	5 3
小林久美子君	6 9
松本淳英君	8 4
北澤久美子君	9 7
松澤広海君	10 5
宮澤政美知君	10 8
宮入典子君	12 2
金井とも子君	12 8
坂井弘君	13 7
○委員会付託	16 3
○散会の宣告	16 3

第 3 号 （6月11日）

○議事日程	16 5
○出席議員	16 5
○欠席議員	16 6
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	16 6
○事務局職員出席者	16 6
○開議の宣告	16 7
○議事日程の報告	16 7
○総務建設産業委員長報告	16 7
○報告第1号の質疑、討論、採決	16 8
○報告第2号の質疑、討論、採決	19 0
○報告第3号の質疑、討論、採決	19 0
○報告第4号の質疑、討論、採決	19 3

○議案第 1 号の質疑、討論、採決	1 9 3
○議案第 2 号の質疑、討論、採決	1 9 5
○議案第 3 号の質疑、討論、採決	2 0 3
○議案第 4 号の質疑、討論、採決	2 0 4
○発議第 1 号の質疑、討論、採決	2 0 5
○陳情第 1 号の質疑、討論、採決	2 0 6
○陳情第 2 号の質疑、討論、採決	2 0 7
○追加日程の上程	2 1 0
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 1
○閉会の宣告	2 1 3
○署名議員	2 1 5

令和 8 年 6 月 1 日（月曜日）

（第 1 号）

令和8年第2回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和8年6月1日（月曜日）午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 報告第 2号 令和7年度青木村土地開発公社事業報告について
- 日程第 5 報告第 3号 令和7年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）
- 日程第 6 報告第 4号 令和7年度青木村簡易水道事業会計予算の繰越について
- 日程第 7 議案第 1号 青木村農業委員会委員の選任について
- 日程第 8 議案第 2号 令和8年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 3号 令和8年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第 4号 令和8年度青木村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第11 発議第 1号 上下水道事業の老朽化対策・耐震化と経営基盤強化に向けた支援を求める意見書について
- 日程第12 陳情第 1号 国道143号青木峠バイパス（新トンネル）の早期開通を求める陳情書について
- 日程第13 陳情第 2号 R143号青木峠新トンネルの安全な通行のための歩道設置に関する陳情書について
- 日程第14 一般質問

出席議員（10名）

1番	小林久美子君	2番	松澤広海君
3番	北澤久美子君	4番	宮澤政美知君
5番	宮入典子君	6番	松本淳英君
7番	塩澤敏樹君	8番	平林幸一君
9番	坂井弘君	10番	金井とも子君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	沓 掛 英 明 君
参 事 兼 総務企画課長	稲 垣 和 美 君	商工観光移住 課 長	小 林 利 行 君
住民福祉課長	小根沢 義 行 君	会計管理者兼 税務会計課長 兼住民税係長 兼防災危機監	高 柳 則 男 君
建設農林課長 兼上下水道長	奈良本 安 秀 君	保 育 園 長	成 沢 亮 子 君
建設農林課 課長補佐兼 建設係長	横 沢 幸 哉 君	住 民 福 祉 課 課長補佐兼 地域包括支援 センター長	早乙女 敦 君
税 務 会 計 課 資産税係長	小 山 明 之 君	総 務 企 画 課 企画財政係長	金 井 大 介 君
総 務 企 画 課 担当課長兼 事業推進室長	塩 澤 和 宏 君	建 設 農 林 課 農業振興係長	増 田 佳 樹 君
総 務 企 画 課 庶務係長	片 山 雅 史 君	商 工 観 光 移 住 課 商 工 住 観 係 移 住 係 長	宮 澤 俊 博 君
総 務 企 画 課 課長補佐	依 田 哲 也 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	稲 垣 和 美	事 務 局 員	依 田 哲 也
---------	---------	---------	---------

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（平林幸一君） 定刻になりましたので、ただいまから令和8年第2回青木村議会定例会を開会します。

今議会は、クールビス期間中の開催となりますので、上着、ネクタイとも着用はしていただくことなく結構です。

それでは、日程に移ります。

◎議事録署名議員の指名

○議長（平林幸一君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、2番、松澤広海議員、7番、塩澤敏樹議員を指名いたします。

◎会期決定

○議長（平林幸一君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会は、先頃の議会運営委員会での決定のとおり、本日6月1日から12日までの12日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 異議なしと認め、会期は本日から6月12日までの12日間と決定いたしました。

続いて、日程について申し上げます。

事務局より資料配付願います。

本日は日程第3以降の議案説明、2日、3日は議案審査のため休会、4日は一般質問と委員会付託、5日は議案審査のため休会、6日、7日は休日、8日は議案審査のため休会、9

日は総務建設産業委員会の審議、10日は議案審査のため休会、11日は委員長報告、議案審議・採決、12日は議案審議・採決の日程で行います。

◎村長挨拶

○議長（平林幸一君）　ここで、村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君）　皆さん、おはようございます。

本日、令和8年第2回青木村議会6月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆さんに御出席をいただきました。また、日頃より村政の運営に御理解と御支援をいただいております。誠にありがとうございます。

田植えも終わりました、青田が輝く風景に今年の豊作を予感するところでございます。

今年は憲法の公布から80年の節目に当たります。これに関して、テレビ、新聞ではたくさんの特集が組まれておりました。その中で、憲法の番人と呼ばれる最高裁の長官を務めた島田仁郎さんが、平和や基本的人権を尊ぶ現憲法の本質は世界に誇れるもので、大切にしなければならない。世界では、法ではなく、力による支配が蔓延している。そんな今だからこそ、長く法と向き合ってきた身として、この国に生きる人に伝えたい。日本の憲法がうたう平和主義や基本的人権の尊重は、戦争で犠牲となった人々の無念の上に成り立っている。その精神を忘れず、未来へとつないでほしいと力説された5月4日の新聞記事が、最も印象に残りました。

今、国会をはじめ、多くの皆さんによりまして、憲法改正の是非が議論されております。私の小学校の同級生の中には、父親を戦争で亡くされた人もおり、特別な思いでこの推移を見守っております。

5月26日に公表された内閣府月例経済報告によりますと、景気は緩やかに回復しているが、中東情勢の影響を注視する必要があるとのこととあります。今後、時間差で中東危機の影響が本格化していくと思われ、エネルギー部門だけでなく、医療・農業関係等への影響が顕著になり、長期化するのではないかと懸念しております。

中東情勢を受けた物価高に対応するため、国は2026年度補正予算案を編成すると表明いたしました。予算の規模は3兆円で、エネルギー高騰対策に充てる中東情勢等対応予備費の

創設を含めまして、予備費の積み増しが柱となっております。主な内容といたしましては、7月から9月の電気・ガス料金の各家庭への支援額を5,000円程度としております。

先日、スーパーエルニーニョが10年ぶり予測、世界で今年猛暑・豪雨が発生かとの報道がありました。エルニーニョ現象は、世界各地で干ばつや冷夏などの異常気象を引き起こし、農作物や水産物の収穫の減少や水不足など、地域によっては人命に関わる被害をもたらすことがあります。今年は特に強いスーパーエルニーニョになる可能性があるとのことでございます。昨年、青木村では大豆が大不作でしたが、今後、村の農業等の影響への対策をしっかり行う必要がございます。

また近年、地球温暖化が進んだことで乾燥が起こりやすくなり、大規模な山林火災が全国で多発しております。青木村は、皆さんの心がけのおかげで2年間無火災でしたが、4月19日に当郷官社地区で山林火災が発生しました。幸い発見が早く、大事には至りませんでした。焼損面積は2,200平方メートル、消火に当たっての出動車両は延べ36台、人員は延べ193人、防災ヘリコプターも1機出動しました。久しぶりの山林火災でしたので、反省すべき点も多くありました。消防団をはじめ、関係機関で取りまとめを行いまして、今後に備えてまいります。

このたび発表されました県内の1人1日当たりのごみの排出量によりますと、長野県の平均は769グラム、青木村は618グラムで県下27位でした。対前年度比で見ますと、マイナス5.4%と減少率は2位でした。ごみの減量化は村内2大事業の一つに位置づけられており、村民の皆さんに日頃から意識をして取り組んでいただいた結果でございます。

昨年、青木村はフィリピンのアロギンサン町と国際交流協定を結びました。この協定によりまして、国からの地方交付税を受けて、今年度からフィリピンより4名のALTを派遣していただくことになりました。保育園に1名、小学校に2名、中学校に1名配置し、2か月がたちました。4人のALTの皆さんの意識は非常に高く、授業の工夫から子供たちへの寄り添いなど、全力で英語力の向上に向けて、努力をしてくれております。

保育園での活動は、4月はさくら組で、保育補助や延長保育の英語の絵本の読み聞かせなど、園児との交流を深めました。5月からは以上児を対象に、週に1回のイングリッシュタイムが始まり、子供たちも楽しく英語を学んでいます。

小学校では、英語の授業に複数人で行うことができるようになり、子供たちが自分から英語を話す機会が増えました。また、英語の授業を行うためにイングリッシュルームをつくったことで、休み時間もALTがいる教室に子供たちは遊びに行って、英語のゲームなどを楽

しんでいます。

中学校では、日本語を使わずに全て英語で授業を行えるようになりました。今後は小学校のALTと一緒に参加しまして、授業を複数で行ったり、7月には、学校内でイングリッシュキャンプを行ったりする予定でいます。新たな取組で子供たちとも英語の授業を楽しみにしています。

今後、青木村の教育の大きな特色として、英語教育の充実を掲げていきたいと思います。

次に、上田地域広域連合の事業について申し上げます。

5月12日に、資源循環型施設整備及び運営に係る入札公告を行いました。正式に入札事務に返ったところでございます。

地域医療対策は、当圏域の慢性的な医療従事者不足によりまして、救急医療体制が厳しい状況にあります。こうした中、病院の輪番制の継続や、信州上田医療センターと輪番病院との間でスムーズな転院を目的とする診療連携協定において、9つの病院まで拡大するなど、上田スタイルの取組を確実に行っております。これにより、信州上田医療センターの救急止めの時間の短縮など、具体的な成果となって表れております。

さて、3月定例会閉会後から本日までの主な行事について報告をいたします。

4月1日、令和8年度のスタートの日でした。役場では新規採用職員1名、学校では、小学校の直江将志校長、森山知之教頭ほか5名、中学校では6名の先生を新たにお迎えしました。

4月2日には青木村保育園入園式、4月6日には青木中学校と青木小学校の入学式が挙行され、人生の新しいスタートに健やかな成長を願い、心から激励をいたしました。

4月22日、青木村戦没者追悼式を挙行いたしました。遺族会、消防団など関係者が参列し、戦争で亡くなられた方、消防団活動で殉職された方を悼み、平和や安全への誓いを新たにいたしました。

5月15日、第10期株式会社道の駅あおきの定時株主総会並びに第22回あおき農産物直売所運営組合通常総会が開催されました。今年度の目標として、売上げ3億6,300万円、来客数25万人を掲げました。

令和7年度の一般会計は、5月までの出納閉鎖期間が終わりました。歳入の村税につきましては、当初予算に対しまして8,000万円、13.5%増の6億7,200万円となりました。また、企業誘致前の令和4年度決算額と比べると、約2億4,900万円、58.9%の増となりました。

企業誘致は、地域経済の活性化に大きく貢献し、直接的な税収が増えるだけでなく、消

費の増加、新たな雇用創出、所得の増加など、村が持続可能な社会を実現するために、大きく寄与する事業となっております。

昨年に引き続き、翌年度への繰越金を確保し、さらに財政調整基金へ6,000万円、公共施設整備基金へ1,000万円、情報通信施設等整備基金へ4,800万円ほか、合計で1億2,800万円程度の積立てを行い、健全財政を確保できたと考えております。これも議員皆様の御協力によるものでございます。また、新たに五島慶太翁千曲寮記念奨学基金を創設し、公益財団法人千曲寮様からの御寄附により、5,000万円の積立てを行いました。

次に、令和7年度3月専決の補正予算について、その概要について御説明いたします。

一般会計第7号の専決補正予算は、歳入歳出それぞれに7,564万円を減額し、総額を35億4,482万7,000円とするものでございます。この専決補正予算は、各事業の進捗に伴う予算の増減でございます。

一般会計の主な事業は、まず、歳入につきましては、地方交付税2億8,852万2,000円の増、一般寄附といたしまして、五島慶太翁顕彰事業寄附金の増、これは電算様よりの80万円、それから千曲寮の解散に伴う清算金118万円でございます。

基金の繰入額、それから財産管理費は記載のとおりでございます。

次に、令和8年6月補正予算の概要について申し上げます。。

一般会計第1号補正予算は、歳入歳出それぞれに2,907万2,000円を追加いたしまして、総額を33億8,507万2,000円とするものでございます。

一般会計の主な事業は、まず、歳入についてでございますけれども、これは農林水産業費国庫補助金として246万3,000円の増、県の地域発元気づくり支援金、これは昆虫資料館の費用に充てるものでございます。334万円の増。それから、情報通信の関連事業基金600万円の増、前年度繰越金1,400万3,000円の増、これは各区の備品に充てます自治総合センターの助成金250万円の増。

次に、歳出について申し上げます。

あおきネットワークの保守委託料として426万8,000円、公共交通の事業継続支援金として100万円、地域農業構造転換支援事業補助金246万3,000円、有害鳥獣駆除対策協議会交付金302万5,000円、チョウのモニタリング調査・展示制作費用といたしまして435万8,000円、それから小倉の湯の駐車場の造成工事に250万円、それから小学校の体育館へスポットクーラー購入6台59万4,000円、中学校の体育館へのスポットクーラー4台で39万6,000円でございます。

以上、補正予算の内容を説明させていただきました。詳細につきましては、教育長、担当課長から説明いたしますので、御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げまして、挨拶いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 村長の挨拶が終了しました。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題とし、提案者の説明を求めます。

なお、専決処分につきましては6項目あります。それぞれ担当別に説明することになりますので、御了承願います。

初めに、青木村税条例の一部を改正する条例について、高柳税務会計課長、説明願います。

○会計管理者兼税務会計課長兼住民税係長兼防災危機管理監（高柳則男君） それでは、御説明申し上げます。

青木村税条例の一部を改正する条例

令和8年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

添付しました概要書により御説明申し上げますので、御了承ください。

9ページをお願いします。

今回の条例改正につきましては、令和8年度の税制改正に伴い、地方税法等の一部が改正されたことにより、条例の一部を改正するものでございます。

個人住民税におきましては、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されたほか、住宅ローン控除の延長も行われました。自動車関係諸税におきましては、自動車税や軽自動車税の環境性能割が廃止されたほか、軽自動車税のグリーン化特例が延長となりました。

固定資産税におきましては、新築住宅に係る特例措置が拡充・延長されたほか、免税点の引上げなどが行われました。

では、主な改正点について御説明申し上げます。

初めに、個人住民税でございますが、物価上昇への対応として、給与所得控除等の見直しが行われております。主な改正内容は、下の枠の中に書かれておりますとおり、給与所得控

除の最低補償額が現行65万円か69万円に引上げ、さらに令和9年度と令和10年度の2か年に限っては、5万円が上乗せされ、74万円まで引上げとなる内容でございます。

次にその下、同一生計の配偶者及び扶養親族、その下のひとり親の生計を一にする子の所得要件が緩和され、現行58万円から62万円にそれぞれ引上げ、その下、勤労学生の所得要件では、現行85万円から89万円に引き上げられ、いずれも令和9年度分からの適用となります。また、枠の一番下、ひとり親控除では、現行30万円から33万円に引上げ、こちらは令和10年度からの適用となります。

次に、住宅ローン控除でございますが、控除の適用期限が令和12年入居分まで5年間延長され、所得税から控除しきれない額については、個人住民税から最大で9万7,500円まで控除されるという内容でございます。下の枠の中段辺りにございますが、控除期間は最大で13年間、控除率が0.7%となっております。

10ページにまいりまして、自動車関係諸税でございますが、大きな変更といたしまして、自動車税と軽自動車税の環境性能割が令和8年3月31日で廃止となりました。

なお、これらの地方税の減収分につきましては、今後、具体的な方策を国で検討するとされ、それまでの間は国の責任で手当されることになっております。

また、軽自動車税のグリーン化特例につきましては、適用期限が2年間延長となっております。

その下、固定資産税でございますが、主な改正内容としまして、コンパクト住宅への対応と制度の実態適合を図るもので、新築住宅に係る特例措置の拡充・延長では、適用期限が5年間延長とされ、床面積要件では上限が現行280平米から240平米に、下限が現行50平米から40平米に、それぞれ引下げとなっております。

また、令和11年4月1日以降、災害危険区域等内において新築された住宅及び市街化調整区域内にある土砂災害警戒区域等内において新築された住宅については、特例の適用対象外とされました。

この規定の中の災害危険区域等とは、一定の災害危険区域、これは建築基準法に基づき、各自治体が条例で指定した区域とされておりまして、実際には、津波、洪水、急傾斜地など、極めて危険性の高い限定区域を対象としておりますけれども、青木村におきましては、これらの対象区域はございません。そのほか、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンでございます。それから、浸水被害防止区域とされております。

また、市街化調整区域等ございますけれども、青木村は都市計画法に基づく都市計画は区域外ということで、対象となる区域はございませんが、条例にある関係規定について、所要の改正を行うものでございます。

次に、固定資産税の免税点の見直しでは、家屋が現行20万円から30万円、償却資産が現行150万円から180万円にそれぞれ引上げとなり、令和9年度分から適用となるものでございます。

次に、再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の拡充・延長では、ペロブスカイト太陽電池及び洋上風力発電設備の特例率が拡充され、適用期限も3年間延長となっております。

なお、先ほどのペロブスカイト太陽電池でございますが、こちらは次世代型の太陽電池で、従来型よりも軽量で薄型、曲げやすいという特長がありまして、建物の壁ですとか、曲面にも設置可能とされる設備になります。

また、洋上風力発電設備の対象施設は青木村にはございませんが、条例にある関係規定について、所要の改正を行うものでございます。

最後に、その他でございますが、納税環境の整備として、行政間の情報連携の強化が図られ、各税の滞納情報に関するオンラインでの照会が可能とされ、令和9年5月1日から施行となります。また、行政機関間の通知の対象に、固定資産税償却資産の配分通知等が追加され、令和9年9月1日から施行となります。

以上、青木村税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

○議長（平林幸一君） 2項目め、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、高柳税務会計課長、説明願います。

○会計管理者兼税務会計課長兼住民税係長兼防災危機管理監（高柳則男君） それでは、御説明申し上げます。

青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和8年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

こちらも添付しました概要書により御説明申し上げますので、御了承ください。

5ページをお願いします。

これまで、国民健康保険税は、医療分と後期高齢者支援分と介護分の3つで構成されておりましたが、今回、少子化対策の財源として、社会全体で子育てを支える仕組みが新たに導入され、子ども・子育て支援納付金分が追加されました。2番目の改正理由にありますように、地方税法等の一部改正に伴いまして、子ども・子育て支援納付金に係る規定を加えるほ

か、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、3番目の改正の概要にお示ししてございますが、(1)アの課税額でございますが、今回新設されました所得割額、均等割額、平等割額につきましては、長野県において、各市町村ごとの令和7年度実績により、国民健康保険事業費の納付金額と標準保険料率を試算し、算定した結果に基づいた数値・金額となっております。

内訳ですけれども、被保険者1人当たり、年間になりますけれども、所得割額が0.28%、被保険者均等割額が1,000円、18歳以上の被保険者の方はさらに70円が加算されます。世帯別平等割額は1,000円で、課税額の限度額は1世帯当たり3万円が上限となっております。

その下、イの低所得者世帯に対する軽減額でございますが、(ア)被保険者均等割額に係る軽減額では、7割軽減が700円、5割軽減が500円、2割軽減が200円の設定となっております。

(イ)18歳以上の被保険者均等割額に係る軽減額では、7割軽減が49円、5割軽減が35円、2割軽減が14円の設定となっております。

(ウ)世帯別平等割額に係る軽減額では、6ページにまいりまして、それぞれ7割軽減、5割軽減、2割軽減があり、さらに3つの区分に細分化されております。1つ目が特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、2つ目が特定世帯、3つ目が特定継続世帯ということで、軽減額は100円から700円の設定となっております。

枠の下に注意書きがございますが、※の1、特定世帯とは、同一世帯員が国保から後期高齢者医療保険へ移行することにより、世帯内の国保加入者が1人となった世帯で、5年間は平等割の2分の1が軽減されます。こちらの対象となる世帯といたしましては、夫婦で2人世帯、こちらが該当となります。

※の2番目、特定継続世帯とは、特定世帯として期間を満了した世帯で、その後3年間は平等割の4分の1が軽減されます。こちらは、先ほどの※1の夫婦2人世帯で、どちらか一方の方が後期高齢者医療保険へ移行した場合の世帯が該当となります。

続いてその下、ウの未就学児、ゼロ歳から6歳までになりますけれども、に係る軽減額では、均等割額が7割軽減で150円、5割軽減で250円、2割軽減で400円、軽減なしで500円の設定となっております。条例上は所得区分に応じて、これらの均等割額を新たに規定しておりますが、保険料の算定に必要な規定の整備でございまして、既存の軽減制度や国の制度設計によりまして、実質的には追加負担は生じないことになっておりますので、最終的には10割の減額となりまして、新たな負担は発生しないということで、御承知おきをお願い

します。

その下、エの出産被保険者に係る軽減額では、出産予定の被保険者または出産した被保険者の産前産後期間に係る所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額を10割軽減するものでございます。

その下、オの18歳未満被保険者に係る軽減額では、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者に係る被保険者均等割額を10割軽減するものでございます。

したがって、この規定によりまして、先ほどの未就学児も含めてになりますけれども、18歳未満の方については、今回の子ども・子育て支援分の保険料負担は発生しないということとで御承知おきをお願いいたします。

その下、(2) 保険税の基礎課税額に係る賦課限度額を令和8年度分から、現行66万円から67万円に引上げとなります。

7ページにまいりまして、(3) 低所得者に対する保険税軽減対象世帯を拡大するため、5割軽減及び2割軽減の軽減判定所得基準額を、令和8年度の課税分から5割軽減で現行30万5,000円から31万円、2割軽減で現行56万円から57万円に、それぞれ見直しが行われております。

なお、施行日はいずれも令和8年4月1日となります。

以上、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

○議長（平林幸一君） 3項目め、令和7年度青木村一般会計補正予算（第7号）について、歳入については、稲垣総務企画課長より一括説明いただき、歳出については、教育長及び各担当課長よりお願いをします。

稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） それでは、令和7年度青木村一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

令和7年度青木村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,564万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,482万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

5ページをお願いします。

第2表 繰越明許費補正について御説明申し上げます。

初めに、1 追加ですが、款2総務費、項1総務管理費、事業名が物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業で、金額1,886万9,000円を令和8年度に繰り越して実施するものでございます。

款3民生費、項2児童福祉費、事業名が物価高対応子育て応援手当で、金額38万5,000円を令和8年度に繰り越して実施するものでございます。

続いて、2 変更ですが、款7土木費、項2道路橋梁費、事業名が道路メンテナンス事業道路橋法定点検及び長寿命化策定計画で、補正後の繰越額を4,200万円に減額して実施するものでございます。

続いて、6ページを御覧ください。

第3表 地方債補正について御説明申し上げます。

起債の目的、地域活性化事業債、当郷地区中村水路工事に係るものでございますが、工事費の確定によりまして、補正前の限度額300万円を補正後において240万円とするものでございます。

続きまして、起債の目的、緊急防災・減災事業債は、衛星系防災行政無線設備更新工事に係るものでございまして、工事費の確定により380万円の減額と、児童センターの空調設備に係る工事費が確定したことにより、80万円を減額するもので、補正前の限度額を2,650万円を補正後において2,190万円とするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と変更ございません。

続きまして、11ページ、12ページを御覧ください。

2 歳入につきましては、一括して主なものについて御説明申し上げます。

款2地方譲与税は森林環境譲与税で、見込みより53万5,000円の減となりました。

款10項1目1地方交付税ですが、2億8,852万2,000円を追加し、16億9,343万6,000円とするもので、普通交付税で2億5,567万6,000円、特別交付税で3,284万6,000円がそれぞれ見込みより増額となったものでございます。

款11項1目1交通安全対策特別交付金は、令和7年度については交付がなく、皆減とするものでございます。

款12分担金及び負担金、項2負担金、目2民生費負担金は145万5,000円を追加し、1,060万1,000円とするもので、節1社会福祉費負担金58万8,000円の増は、老人保護措置費入所負担金が見込みより増、節2児童福祉費負担金9万円の減と、節3滞納繰越金95万7,000円はそれぞれ保育料について、見込みより増または減となりました。

続きまして、款13使用料及び手数料、項1使用料、目4教育使用料は46万5,000円を追加し、305万8,000円とするもので、節1保健体育使用料が見込みより減、節3美術館使用料は見込みより増となりました。

款14国庫支出金、項1国庫負担金、次のページへまいりまして、目1民生費国庫負担金は1,300万円を追加し、1億3,688万2,000円とするもので、節1社会福祉費負担金、節2児童福祉費負担金、節3保険基盤安定負担金、いずれも見込みより増でございます。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は139万円を追加し、2億769万3,000円とするもので、節1総務管理費補助金1,259万2,000円は、046重点支援地方交付金（低所得世帯支援枠）1,500万円が見込みより増、節4デジタル基盤改革支援補助金が見込みより減となったものが主な内容でございます。

目2民生費国庫補助金は103万5,000円を追加し、1,678万2,000円とするもので、節1社会福祉費補助金、節2児童福祉費補助金、ともに見込みより増となりました。

目3衛生費国庫補助金は61万4,000円を減額し、951万9,000円とするもので、節1保健衛生費補助金、それぞれ実績に応じて疾病予防対策事業費補助金が見込みより増、その他の補助金は見込みより減となりました。

目4土木費国庫補助金は477万9,000円を減額し、4,632万3,000円とするもので、道路メンテナンス事業補助金が見込みより減となりました。

目5教育費国庫補助金は91万9,000円を減額し、395万2,000円とするもので、特別支援教育就学奨励費補助金、私立幼稚園施設利用給付金、子どものための教育保育給付交付金、学校情報機器活用支援整備費補助金がいずれも見込みより減となりました。

項3委託金、目1総務費委託金は309万3,000円を追加し、1,424万2,000円とするもので、節1戸籍住民基本台帳費委託金の中長期在留者住居地届出等事務委託金、節2選挙費委託金の衆議院議員選挙費委託金、参議院議員選挙費委託金がいずれも見込みより増となりました。

続きまして、款15県支出金、次のページへまいりまして、項1県負担金、目1民生費県負

担金は202万2,000円を減額し、6,510万6,000円とするもので、節1 社会福祉費負担金は16万3,000円、節2 児童福祉費負担金85万8,000円、節3 保険基盤安定負担金100万1,000円、いずれも実績により見込みより減となりました。

続きまして、項2 県補助金、目1 民生費県補助金は50万3,000円を追加し、2,011万1,000円とするもので、節1 社会福祉費補助金47万6,000円の減、節2 児童福祉費補助金97万9,000円の増は、細節においてそれぞれ実績に応じて見込みより増または減となりました。

目2 農林水産業費県補助金は96万8,000円を減額し、8,566万9,000円とするもので、節1 農業費補助金95万1,000円の減、節2 林業費補助金1万7,000円の減は、細節においてそれぞれ実績に応じて見込みより増または減となりました。

続きまして、款16 財産収入、項1 財産運用収入、目2 利子及び配当金は126万5,000円を追加し、823万7,000円とするもので、基金の運用益ですが、債権の購入等により、利息の増により、補正をお願いするものでございます。

次のページへまいりまして、款17 項1 寄附金、目1 一般寄附金は191万8,000円を減額し、1,279万4,000円とするもので、002 青木村ふるさと応援寄附金と003 企業版ふるさと応援寄附金は見込みより減、004 五島慶太翁顕彰事業寄附金198万9,000円は、株式会社電算様より80万円、千曲寮の解散に伴う清算金118万9,000円を御寄附として頂くものでございます。

続きまして、款18 繰入金、項1 目1 基金繰入金は3億6,778万1,000円を皆減とするもので、財政調整基金、公共施設整備基金等、取り崩して実質予算組みをしておりましたが、取崩しは行わず、必要な予算は一般財源等により充当いたしました。

款20 諸収入、項4 目1 雑入は30万3,000円を減額し、2,938万3,000円とするもので、目3 雑入は実績により細節でそれぞれ見込みより増または減となりました。

19、20ページをお願いいたします。

3 歳出につきましては、各担当より御説明申し上げます。

初めに、総務企画課関係につきまして、主なものを申し上げます。

款1 項1 目1 議会費は220万5,000円を減額し、4,807万9,000円とするもので、節1 報酬から節18 負担金補助及び交付金まで、実績に応じて減額いたしました。

款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費ですが、352万1,000円を減額し、2億4,798万3,000円とするもので、節2 給料から、次のページへまいりまして、節18 の負担金補助及び交付金まで、それぞれ実績に応じて減額または増額をいたしました。

続いて、目2 文書広報費ですが、125万6,000円を減額し、1,497万8,000円とするもので、

節11役務費、節12委託料とも実績により減額をいたしました。

目 5 財産管理費は5,224万6,000円を追加し、1億9,176万6,000円とするもので、節10需用費から、次のページへまいりまして、節16の公有財産購入費までは実績により減額いたしました。

節24積立金7,883万円は、001財政調整基金等の利子の積立金へ126万5,000円、002財政調整基金積立金へ6,000万円、003公共施設整備基金積立金へ1,000万円、005五島慶太翁顕彰事業基金積立金197万円5,000円、006減債基金積立金559万円は普通交付税の算定により臨時財政対策債の償還金のための基金への積立てに要する経費が措置されましたので、減債基金への積立てを行うものでございます。

続きまして、目 6 企画費ですが、975万7,000円を減額し、4,182万6,000円とするもので、節 1 報酬から節 4 共済費までは、地域おこし協力隊の人件費を実績により増または減とし、節 7 報償費180万円の減は、ふるさと応援寄附金の減に伴う返礼品の減額でございます。

節 8 旅費から、次のページへまいりまして、節18の負担金補助及び交付金まで、それぞれ事業実績等に応じて減額をいたしました。

目 7 諸費は84万1,000円を減額し、1,076万6,000円とするもので、節10需用費から節18負担金補助及び交付金まで、それぞれ事業の実績に応じて減額とさせていただきました。

目 8 情報通信サービス事業費は7万円を減額し、3,640万7,000円とするもので、節 3 職員手当等から、次のページへまいりまして、節18負担金補助及び交付金まで、それぞれ実績に応じて増または減額するもので、節24積立金は500万円を基金に積み立てるものでございます

目 9 地方創生プロジェクト事業費は97万5,000円を減額し、725万4,000円とするもので、節 7 報償費から、次のページへまいりまして、節26公課費まで事業実績等により減額をお願いするものでございます。

目10地方創生臨時交付金事業は1,480万3,000円を追加し、1億1,265万円とするもので、節10需用費から節18負担金補助及び交付金までは実績による増減で、節22償還金利子及び割引料1,500万円は、令和6年度国補正分の国庫返還金でございます。

続きまして、項 2 村営バス運行管理費ですが、目 1 運行管理費127万6,000円を減額し、2,829万6,000円とするもので、節 1 報酬から節18負担金補助及び交付金まで、実績により減額といたしました。

31、32ページへまいりまして、項 5 選挙費、目 5 衆議院議員選挙費は25万1,000円を追加

して、647万9,000円とし、次のページへまいりまして、目6 村長・村議会議員選挙費は、800万1,000円を減額して、843万4,000円とし、目8 参議院議員選挙費は26万円を追加して、898万4,000円とするもので、それぞれ実績により増減するものでございます。

項6 統計調査費は実績による減額となっております。

続きまして、飛びますが、53ページ、54ページの中段をお願いいたします。

款8 項1 消防費、目1 常備消防費は154万円を追加して、1億4,020万7,000円とするもので、上田広域消防への負担金が増額となりました。

目2 非常備消防費は222万7,000円を減額し、2,372万1,000円とするもので、節1 報酬から、次のページへまいりまして、節18 負担金補助及び交付金までは実績により減額をいたしました。

目3 消防施設費は435万7,000円を減額し、2,125万5,000円とするもので、節1 役務費から節13の使用料及び賃借料は見込みより減、節14 工事請負費 8万6,000円の減は、指定避難所であります義民の郷ふれあいセンタートイレ洋式化工事と、細谷公民館の空調設備整備工事が見込みより減となりました。

節17 備品購入費については、各団からの要望が見込みより少なく、ポンプ用消火専用のホース購入費の減、消火栓格納箱についても実績がなく、減となりました。

目4 水防費は土のう袋、土のう用砂代を計上しておりますが、年度中の使用が少なく、十分な在庫があるため、減額といたしました。

目5 災害対策費20万円を減額し、111万8,000円とするもので、実績により減額いたしました。

飛びまして、63、64ページをお願いいたします。中段でございます。

款1 項1 公債費、目1 元金は起債償還金元金が見込みより減、目2 利子は起債償還金利子が見込みより増となったため、補正するものでございます。

65ページ以降の給与費明細表は人件費に係る今回の補正の内容を反映させたものでございますので、説明は省略をさせていただきます。

以上、令和7年度青木村一般会計補正予算（第7号）について、歳入全般と歳出は総務企画課関係について御説明を申し上げます。

○議長（平林幸一君） 続いて、小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

29、30ページをお願いいたします。

款 2 総務費、項 4 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費を297万8,000円減額し、2,980万9,000円とするもので、節 3 職員手当等、節11役務費、節12委託料は戸籍情報システム電算保守管理委託料を実績により減額するものでございます。

31、32ページをお願いします。

目 2 マイナンバーカード交付事務費を25万5,000円減額し、43万9,000円とするもので、節11役務費を実績により減額するものでございます。

35、36ページをお願いいたします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費を94万5,000円減額し、7,134万4,000円とするもので、節 3 職員手当等、節 4 共済費を実績により増額し、節 7 報償費は出産祝金、節18負担金補助及び交付金は子育て支援施設ゆりかご運営事業負担金、節27繰出金は国保特別会計の繰出金を、それぞれ実績により減額するものでございます。

目 2 障害者福祉費を826万8,000円追加し、1億5,977万5,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は、相談支援事業負担金を実績により増額し、通所通園等推進事業補助金、移動支援事業補助金を実績により減額するもの、節19扶助費は日常生活上の介護の支援就労に必要な知識向上のための訓練等を行う、008の介護給付・訓練等給付費を実績により増額し、その他のサービス事業費等を実績により減額するもの、節22償還金利子及び割引料は国庫負担金の確定に伴う返納金を実績により増額するものでございます。

37、38ページをお願いいたします。

目 3 老人福祉費を809万8,000円減額し、2億7,620万3,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は後期高齢者医療広域連合負担金、老人ホーム入所判定委員会負担金を実績により増額し、節10需用費から節12委託料、節19扶助費、節27繰出金をそれぞれ実績により減額するものでございます。

目 4 地域包括支援センター費を155万4,000円減額し、3,236万3,000円とするもので、節 1 報酬から節18負担金補助及び交付金を実績により減額するものでございます。

39、40ページをお願いいたします。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費は予算の増減はございませんが、財源振替えてございます。

目 2 児童措置費を57万8,000円追加し、9,423万4,000円とするもので、節19扶助費は乳幼児・児童の福祉医療給付費を実績により増額するものでございます。

目 3 母子父子福祉費を24万1,000円減額し、293万9,000円とするもので、節19扶助費は母

子・父子家庭の福祉医療給付費を実績により減額するものでございます。

41、42ページをお願いいたします。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費を614万3,000円減額し、6,444万6,000円とするもので、節 1 報酬から節18負担金補助及び交付金までを実績により減額し、節22償還金利子及び割引料は国庫金返納金、県支出金返納金を実績により増額するものでございます。

43、44ページをお願いいたします。

目 2 予防費を488万5,000円減額し、1,530万8,000円とするもので、節10需用費から節18負担金補助及び交付金までを実績により減額するものでございます。

目 3 環境衛生費を120万3,000円減額し、954万8,000円とするもので、節10需用費は消耗品費を実績により増額し、節12委託料は不法投棄ごみ等処理業務委託料、特定外来種調査・駆除委託料をそれぞれ実績により減額し、節18負担金補助及び交付金は生ごみ処理槽設置補助金を実績により減額するものでございます。

目 4 高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業費を46万2,000円追加し、360万8,000円とするもので、節 1 報酬は会計年度任用職員の報酬、節 8 旅費は会計年度任用職員の通勤手当、節10需用費は消耗品費、印刷製本費をそれぞれ実績により増額し、節 7 報償費、節11役務費、節12委託料、節17備品購入費をそれぞれ実績により減額するものでございます。

項 2 清掃費、目 1 塵芥処理費を901万4,000円減額し、3,917万1,000円とするもので、節 10需用費、節17備品購入費はゴミステーション購入費用、節18負担金補助及び交付金はクリーンセンター負担金等を実績により減額するものでございます。

45、46ページをお願いいたします。

目 2 し尿処理費を122万2,000円減額し、1,053万3,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は、し尿処理運営経費負担金を実績により減額するものでございます。

以上、住民福祉課関係の令和 7 年度の一般会計補正予算専決分について御説明いたしました。

○議長（平林幸一君） 続いて、奈良本建設農林課長。

○建設農林課長兼上下水道係長（奈良本安秀君） それでは、建設農林課関係の歳出について御説明申し上げます。

45ページをお願いいたします。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費は7,000円を追加し、723万5,000円と

するもので、節18負担金補助及び交付金の001負担金、上小農業委員会協議会負担金が見込みより増でございます。

続きまして、目2農業総務費は26万8,000円を減額し、3,191万4,000円とするもので、節1報酬12万9,000円はパートタイム会計年度任用職員の報酬が見込みより増、節3職員手当等から節10需用費までは実績に応じてそれぞれ減額するものでございます。

続いて、目3農業振興費は1,072万6,000円を減額し、4,393万円とするもので、節10需用費、節12委託料は実績に応じて減額をするもの、節13使用料及び賃借料2万7,000円は入奈良本牧場土地借上料が見込みより増、節18負担金補助及び交付金1,033万2,000円の減の主なものとして、002補助金、007の生産調整推進協力タチアカネ補助金は、国の産地交付金が減額された場合の減額分を補助するものですが、令和7年度においては、国から満額交付がされたため、皆減するものでございます。0156次産業フロンティア支援金、016遊休荒廃農地対策事業補助金は申請がなかったことにより、皆減するものでございます。003交付金、015環境保全型農業直接支払交付金は国の補助基準額の増により、4万6,000円増額するものでございます。

目4畜産業費は125万円を減額し、22万9,000円とするもので、節17備品購入費は繁殖和牛及び乳用育成牛とも購入がなかったため、皆減するものでございます。

47ページをお願いいたします。

目5農地費は97万8,000円を減額し、1,417万4,000円とするもので、節14工事請負費及び節18負担金補助及び交付金とも実績に応じて減額するものでございます。

目6生産調整推進対策費は33万円を減額し、165万5,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金の負担金は農業再生協議会への事務費に係る負担金を実績に応じて減額するものでございます。

目8国土調査費は340万円を減額し、1,659万3,000円とするもので、節12委託料、国土調査業務委託料は実績に応じて減額するものでございます。

続きまして、項2林業費、目2林業振興費は274万9,000円を減額し、1億2,808万6,000円とするもので、節10需用費の修繕料46万1,000円の減は林道等の修繕に係るもので、見込みより減、節12委託料、001松くい虫被害拡大防止事業113万2,000円は事業費の増によるもの、002ライフライン等保全対策事業は実績に応じて減額するものでございます。

節13使用料及び賃借料から節15原材料費につきましては、申請等がなかったことにより皆減でございます。

節18負担金補助及び交付金、002補助金、002森林造成事業補助金及び003樹種転換事業補助金につきましては、事業費が確定したことにより、減額するものでございます。

続いて、51ページをお願いいたします。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費は64万円を減額して、3,245万3,000円とするもので、節12委託料の001道路台帳修正委託料は実績に応じて減額するものでございます。

続いて、項2道路橋梁費、目1道路維持費は301万4,000円を減額して、5,331万4,000円とするもので、節12委託料から節15原材料費までにつきましては、実績に応じて減額するものでございます。

続いて、目2道路新設改良費は800万円を減額し、1,074万6,000円とするもので、節14工事請負費、村単事業工事請負費800万円の減につきましては、事業の見直しに伴う皆減でございます。

続いて、目3橋梁維持費は850万円を減額し、7,357万1,000円とするもので、節10需用費の001修繕料は未実施により皆減、節12委託料の002調査設計委託料は橋梁の法定点検及び橋梁長寿命化策定計画に係るもので、実績が確定したことから減額するものでございます。

以上、建設農林課関係の歳出に係る補正予算について御説明申し上げます。

○議長（平林幸一君） 続いて、小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、商工観光移住課関係について御説明申し上げます。

47ページ、48ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目1商工総務費11万8,000円を減額し、2,486万5,000円とするもので、節2給料から、おめくりいただきまして、49ページ、50ページ、節4共済費について、実績によりそれぞれ増減額とさせていただきました。

目2商工業振興費は760万円を減額し、3,336万9,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は、002補助金について、008村制度資金融資保証料補助金から032青木村燃料供給事業支援補助金まで、申請・支給件数の実績により、それぞれ減額とさせていただきました。

目3観光費は330万円を減額し、1,920万2,000円とするもので、節1報酬から節12委託料まで、こちらも実績によりそれぞれ減額とさせていただきました。

目4昆虫資料館費は79万7,000円を減額し、1,711万7,000円とするもので、節1報酬から節10需用費まで、実績によりそれぞれ増減額とさせていただきました。

目 5 移住定住促進費は65万1,000円を減額し、2,731万9,000円とするもので、節 1 報酬から、おめくりいただきまして、51ページ、52ページ、節18負担金補助及び交付金まで、実績によりそれぞれ減額とさせていただきます。

目 6 道の駅関連施設運営費22万円を減額し、2,046万2,000円とするもので、節10需用費は修繕料の実績により減額とさせていただきます。

引き続き、款 7 土木費、項 3 住宅費、目 1 住宅管理費は61万1,000円を減額し、911万5,000円とするもので、節10需用費から節13使用料及び賃借料まで、実績により減額とさせていただきます。

目 2 住宅建設費は143万円を減額し、257万円とするもので、節18負担金補助及び交付金、002補助金について、実績により減額としました。

おめくりいただきまして、53ページ、54ページをお願いします。

項 4 別荘事業費、目 1 別荘事業費は141万6,000円を減額し、1,474万9,000円とするもので、節 1 報酬から節17備品購入費まで、実績によりそれぞれ増減額とさせていただきます。

以上、商工観光移住課関係について御説明いたしました。

○議長（平林幸一君） 続いて、成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 保育園関係について御説明いたします。

歳出について、39ページ、40ページをお願いいたします。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 4 保育所費304万円を減額して、1億9,893万7,000円を1億9,589万7,000円とするものです。まず、保育料軽減事業補助金額の実績による確定と保育料の増及び雑入の減等により、財源内訳が変わっております。

次に、節 3 職員手当等の173万円の減は、人事異動等、実績によるものでございます。

節10需用費、002燃料費、002暖房用灯油65万円の減は、灯油配管工事中にF F ヒーターの使用ができなかったことが要因となります。

節12委託料、001委託料、006清掃委託料38万円の減は、実績に応じたものとなります。

節17備品購入費、001備品購入費、001備品購入費28万円の減は、ブラストチラー購入費の執行精査によるものとなります。

以上、保育園関係について御説明いたしました。

○議長（平林幸一君） 続いて、沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

主なものを中心にお話しします。

41ページをお願いいたします。

款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 5 児童福祉施設費でございますが、49万円を減額して2,421万4,000円といたしました。これは、超過勤務手当、燃料費、光熱水費が見込みより減になったものでございます。

続いて、55ページをお願いします。

款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 3 教育指導費でございますが、453万円を減額いたしました。

節18負担金補助及び交付金の減は実績による減額ですが、主に給食費の減によるものであります。

58ページの節19扶助費の減ですが、就学援助費が見込みより減になっております。

項 2 小学校費、目 1 学校管理費でございますが、707万8,000円を減額いたしました。主なところでは、節13使用料及び賃借料の中の002賃借料の減ですが、これは次のページのコンピューター借上料がより安いリース会社と契約したため、減額となりました。

続いて、59ページ、項 2 中学校費、目 1 学校管理費でございますが、427万2,000円を減額してあります。これも小学校と同様に、報酬、職員手当、需用費、役務費、使用料等が見込みより減になったもので、特に説明はございません。

款 9 教育費、項 4 社会教育費、目 2 公民館費ですが、26万9,000円の減になっております。

節 7 報償費が見込みより減になったためでございます。

次に、目 2 文化会館費ですが、149万円の減になっております。需用費、役務費が見込みより減になっているためですが、特に説明はございません。

61ページをお願いします。

目 4 文化財保護費ですが、128万3,000円を減額してあります。主な減額理由は、節12委託料の減で、埋蔵文化財の試掘調査委託料が昨年度は実施する場所がなかったため、減額になっております。

目 5 青少年健全育成費ですが、90万円を減額してあります。これは、節17報償費の減で、部活動指導をお願いしていた剣道やバレー部の指導者の報償費が、見込みより減になったためであります。

目 6 美術館費は7万円の増額になっております。

目 7 図書館費ですが、87万2,000円の減額になります。

目10五島慶太未来創造館費は179万6,000円の減額になります。これらについては、特に

申し上げることはございません。

項 5 保健体育費、目 2 体育施設費でございますが、62万6,000円を増額いたしました。

節10の需用費、006修繕料の増であります。総合体育館の前にある旗の掲揚塔を危険防止のため、撤去した費用であります。

教育費は以上でございます。

○議長（平林幸一君） 4 項目め、令和 7 年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、小根沢住民福祉課長、説明願います。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいたします。

令和 7 年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,568万5,000円を減額し、再入出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億7,429万5,000円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 31 日、地方自治法第 179 条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。

2 歳入

款 1 国民健康保険税、項 1 国民健康保険税、目 1 一般被保険者国民健康保険税を343万2,000円追加し、8,674万6,000円とするもので、節 1 医療給付費分現年課税分から節 3 後期高齢者支援金分現年課税分までの国民健康保険税を、それぞれ実績により増額するものでございます。

款 5 県支出金、項 1 県負担金及び補助金、目 1 保険給付費交付金を3,011万9,000円減額し、3 億4,615万7,000円とするもので、節 1 保険給付費交付金（普通交付金）を実績により減額し、節 2 保険給付費交付金（特別交付金）を実績により増額するものでございます。

款 6 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金を57万7,000円減額し、3,026万6,000円とするもので、節 1 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）、節 5 出産育児一時金等繰入金を実績により減額し、節 2 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、節 3 未就学児均等割保険料繰入金、節 6 財政安定化支援事業繰入金を実績により増額するものでございます。

項 2 基金繰入金、目 1 基金繰入金を120万円減額し、ゼロ円とするもので、節 1 基金繰入

金を実績により減額するものでございます。

款 7 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金を884万4,000円減額し、584万7,000円とするもので、節 1 繰越金は前年度繰越金を実績により減額するものでございます。

款 8 諸収入、項 2 雑入、目 3 雑入を162万3,000円追加し、207万4,000円とするもので、節 1 雑入は健康診査料収入を実績により増額するものでございます。

9 ページ、10ページをお願いいたします。

3 歳出

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費を231万8,000円減額し、347万3,000円とするもので、節10需用費は消耗品を実績により増額し、節12委託料は国保連合会委託料、電算委託料を実績により減額するものでございます。

目 2 国民健康保険団体連合会負担金を 4 万円減額し、31万9,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は、国保連合会への負担金を実績により減額するものでございます。

項 2 徴税費、目 1 賦課徴収費を98万5,000円減額し、290万7,000円とするもので、節10需用費を実績により減額するものでございます。

款 2 保険給付費、項 1 療養給付費、目 1 一般被保険者療養給付費を1,913万4,000円減額し、2 億9,127万3,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は、被保険者の病院等の診療報酬費を実績により減額するものでございます。

目 2 一般被保険者療養費を75万8,000円減額し、241万6,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は、被保険者の補装具・はり・きゅう・あんまマッサージ等の療養費を実績により減額するものでございます。

目 3 審査支払手数料を21万1,000円減額し、124万2,000円とするもので、節12委託料は、国保連合会への審査手数料を実績により減額するものでございます。

項 2 高額療養費、目 1 一般被保険者高額療養費を1,084万7,000円減額し、4,351万2,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は、被保険者の高額医療に係る療養費を実績により減額するものでございます。

目 2 一般被保険者高額介護合算療養費を18万3,000円減額し、1 万7,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は、医療・介護両方を利用する世帯が高額支払いになった際の療養費を実績により減額するものでございます。

11、12ページをお願いいたします。

項 4 出産育児諸費、目 1 出産育児一時金を100万円減額し、ゼロ円とするもので、節18負

担金補助及び交付金は、出産に対して給付する一時金の対象者がいなかったことにより、減額するものでございます。

項 5 葬祭諸費、目 1 葬祭費を12万円減額し、8万円とするもので、節18負担金補助及び交付金は葬祭費を実績により減額するものでございます。

項 7 結核・精神諸費、目 1 結核・精神給付金を3万1,000円追加し、115万1,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は、精神通院医療の負担金を実績により増額するものでございます。

款 3 国民健康保険事業費納付金、項 1 医療給付費分、目 1 一般被保険者医療給付費分は金額の増額はございませんが、財源振替えてございます。

款 4 保健事業費、項 1 保健事業費、目 1 保健衛生普及費を54万6,000円減額し、100万3,000円とするもので、節12委託料は医療費通知作成電算委託料、節18負担金補助及び交付金は、人間ドック検診補助金をそれぞれ実績により減額するものでございます。

項 2 特定健康診査等事業費、目 1 特定健康診査等事業費を72万円減額し、393万2,000円とするもので、節 1 報酬、節12委託料をそれぞれ実績により減額するものでございます。

項 3 ヘルスアップ事業費、13、14ページをお願いいたします。

目 1 生活習慣病予防対策費を14万7,000円減額し、319万円とするもので、節 1 報酬、節10需用費、節12委託料を実績により減額し、節 8 旅費は会計年度任用職員の通勤手当を、節11役務費は郵送料を実績により増額するものでございます。

目 2 生活習慣病等重症化予防対策費を17万9,000円減額し、58万2,000円とするもので、節 1 報酬、節10需用費、節11役務費を実績により減額し、節 8 旅費は会計年度任用職員の通勤手当を実績により増額するものでございます。

目 4 健康教育費 5 万円減額し、3万2,000円とするもので、節 7 報償費は予定していた健康づくり講演会を中止したことによる減額でございます。

款 5 諸支出金、項 1 償還金及び還付金加算金、目 1 一般被保険者保険料還付金を9万9,000円減額し、20万1,000円とするもので、節22償還金利子及び割引料は、保険税の還付金を実績により減額するものでございます。

目 3 保険給付費等交付金償還金を160万6,000円追加し、160万7,000円とするもので、節22償還金利子及び割引料は、概算払いされた県交付金等の償還金を実績により増額するものでございます。

目 4 その他償還金を1万5,000円追加し、1万6,000円とするもので、節22償還金利子及

び割引料を実績により増額するものでございます。

以上、令和 7 年度国民健康保険特別会計補正予算の専決分について御説明いたしました。

○議長（平林幸一君） 続いて、5 項目め、令和 7 年度青木村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいたします。

令和 7 年度青木村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度青木村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 246 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 60 万 5,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 31 日、地方自治法第 179 条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

それでは、7 ページ、8 ページをお願いいたします。

2 歳入

款 1 保険料、項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料を 502 万 6,000 円減額し、1 億 1,956 万 9,000 円とするもので、節 1 現年度分特別徴収保険料、節 2 現年度分普通徴収保険料を実績により減額するものでございます。

款 3 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 介護給付費負担金 1,166 万 8,000 円追加し、1 億 526 万 8,000 円とするもので、節 1 現年度分の介護給付費負担金を実績により増額するものでございます。

項 2 国庫補助金、目 1 調整交付金を 231 万 4,000 円減額し、2,966 万 2,000 円とするもので、節 1 現年度分の調整交付金を実績により減額するものでございます。

目 3 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援）を 3,000 円減額し、95 万 4,000 円とするもので、節 1 現年度分を実績により減額するものでございます。

目 4 保険者機能強化推進交付金を 7 万 2,000 円減額し、65 万 2,000 円とするもので、節 1 保険者機能強化推進交付金を実績により減額するものでございます。

款 5 県支出金、項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金を 172 万 6,000 円減額し、8,051 万 2,000 円とするもので、節 1 現年度分の介護給付費負担金を実績により減額するものでございます。

項3 県補助金、目2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援）を2,000円減額し、47万7,000円とするもので、節1 現年度分を実績により減額するものでございます。

款6 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金を221万6,000円追加し、6,984万7,000円とするもので、節1 現年度分の介護給付費繰入金を実績により増額するものでございます。

目2 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）を4万4,000円追加し、183万5,000円とするもので、節1 現年度分を実績により増額するものでございます。

目3 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援）を2,000円減額し、47万7,000円とするもので、節1 現年度分を実績により減額するものでございます。

目4 その他一般会計繰入金を852万1,000円減額し、2,236万1,000円とするもので、節1 事務費等繰入金を実績により減額するものでございます。

目5 低所得者保険料軽減繰入金を37万7,000円減額し、442万2,000円とするもので、節1 現年度分を実績により減額するものでございます。

款7 繰越金、項1 繰越金、9ページ、10ページをお願いいたします。

目1 繰越金を658万1,000円追加し、658万2,000円とするもので、節1 繰越金を実績により増額するものでございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

3 歳出

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費を25万6,000円減額し、361万7,000円とするもので、節10 需用費、節11 役務費を実績により減額するものでございます。

項2 介護認定審査会費、目1 認定審査会共同設置等負担金を48万8,000円減額し、1,229万3,000円とするもので、節18 負担金補助及び交付金は広域連合に支払う負担金を実績により減額するものでございます。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 居宅介護サービス給付費を1,603万4,000円減額し、1億7,117万5,000円とするもので、節18 負担金補助及び交付金は要介護者の通所介護、訪問介護等在宅サービスに係る給付費を実績により減額するものでございます。

目3 地域密着型介護サービス給付費を79万5,000円減額し、3,160万3,000円とするもので、節18 負担金補助及び交付金は地域密着型の認知症グループホーム、通所介護等のサービス給付費を実績により減額するものでございます。

目 5 施設介護サービス給付費を3,302万5,000円追加し、2億9,552万1,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は介護老人福祉施設等の施設サービスに係る給付費を実績により増額するものでございます。

目 7 居宅介護福祉用具購入費を9万8,000円減額し、30万2,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金はポータブルトイレ等福祉用具購入費を実績により減額するものでございます。

目 8 居宅介護住宅改修費を32万6,000円減額し、37万4,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は要介護者の手すり設置、段差解消等の住宅改修費を実績により減額するものでございます。

目 9 居宅介護サービス計画給付費を174万9,000円減額し、2,067万8,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は要介護者のサービスプラン費用を実績により減額するものでございます。

13、14ページをお願いいたします。

項 2 介護予防サービス等諸費、目 1 介護予防サービス給付費を279万2,000円減額し、933万3,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は要支援者の通所リハビリ、福祉用具貸与等在宅サービスの介護給付費を実績により減額するものでございます。

目 5 介護予防福祉用具購入費を11万円減額し、7万円とするもので、節18負担金補助及び交付金は要支援者の福祉用具購入費を実績により減額するものでございます。

目 6 介護予防住宅改修費を24万3,000円減額し、15万7,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は要支援者の住宅改修費を実績により減額するものでございます。

目 7 介護予防サービス計画給付費を60万2,000円減額し、184万9,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は要支援者のサービスプラン費を実績により減額するものでございます。

項 3 その他諸費、目 1 審査支払手数料を3万4,000円減額し、39万円とするもので、節18負担金補助及び交付金は国保連への審査支払手数料を実績により減額するものでございます。

項 4 高額介護サービス等費、目 1 高額介護サービス費を123万5,000円減額し、1,218万円とするもので、節18負担金補助及び交付金は高額介護サービス費を実績により減額するものでございます。

目 2 高額介護予防サービス費を2万3,000円減額し、1,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は要支援者の高額介護サービス費を実績により減額するものでございます。

項 5 特定入所者介護サービス等費、目 1 特定入所者介護サービス費を359万4,000円減額し、1,349万5,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は施設入所者とショート利用者の食費、部屋代の減額分を実績により減額するものでございます。

項 6 高額医療合算介護サービス等費、目 1 高額医療合算介護サービス費を18万円減額し、162万円とするもので、節18負担金補助及び交付金は要介護者の介護と医療の個人負担分の限度額を超えた費用を実績により減額するものでございます。

款 5 地域支援事業、15、16ページをお願いいたします。

項 1 介護予防・生活支援サービス事業費、目 1 介護予防・生活支援サービス事業費（第 1 号訪問・通所・生活支援事業）を364万1,000円減額し、1,244万9,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金を実績により減額するものでございます。

目 2 介護予防ケアマネジメント事業費を19万3,000円減額し、118万4,000円とするもので、節12委託料は総合事業に係るケアマネジメント委託料を実績により減額するものでございます。

項 2 一般介護予防事業費、目 1 一般介護予防事業費を 1 万6,000円追加し、12万2,000円とするもので、節10需用費は消耗品費を実績により増額するものでございます。

項 3 包括的支援事業・任意事業費、目 3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費を11万7,000円減額し、95万1,000円とするもので、節10需用費、節11役務費をそれぞれ実績により減額するものでございます。

目 4 任意事業費を104万9,000円減額し、719万3,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金は紙おむつ補助金を、節19扶助費は寝たきり・認知症老人介護慰労金を実績により減額するものでございます。

目 5 認知症総合支援事業を10万4,000円減額し、 3 万6,000円とするもので、節 7 報償費、節10需用費をそれぞれ実績により減額するものでございます。

款 6 諸支出金、17、18ページをお願いいたします。

項 1 償還金及び還付加算金、目 2 償還金を308万8,000円追加し、308万9,000円とするもので、節22償還金利子及び割引料は過年度返還金を実績により増額するものでございます。

以上、令和 7 年度介護保険特別会計補正予算の専決分について御説明いたしました。

○議長（平林幸一君） 続いて、6 項目め、令和 7 年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、小根沢住民福祉課長、説明をお願いします。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お願いいたします。

令和 7 年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ114万7,000円追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,615万8,000円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 3 月 31 日、地方自治法第 179 条の規定により専決した。青木村長、北村政夫。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。

2 歳入

款 1 後期高齢者医療保険料、項 1 後期高齢者医療保険料、目 2 普通徴収保険料を114万7,000円追加し、2,331万円とするもので、節 1 現年度分を実績により増額するものでございます。

9 ページ、10 ページをお願いいたします。

3 歳出

款 1 後期高齢者医療広域連合納付金、項 1 後期高齢者医療広域連合納付金、目 1 後期高齢者医療広域連合納付金を114万7,000円追加し、8,615万5,000円とするもので、節 18 負担金補助及び交付金は後期高齢者医療広域連合への負担金を実績により増額するものでございます。

以上、令和 7 年度後期高齢者医療特別会計補正予算専決分について御説明いたしました。

○議長（平林幸一君） ここで、暫時休憩いたします。

再開は11時ちょうどいたします。

休憩 午前 10 時 41 分

再開 午前 11 時 00 分

○議長（平林幸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

報告第 1 号の専決処分の承認を求めることについてを以上で終了いたします。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 続いて、日程第4、報告第2号 令和7年度青木村土地開発公社事業報告についてを議題といたします。

奈良本建設農林課長、説明願います。

○建設農林課長兼上下水道係長（奈良本安秀君） それでは、報告第2号について御説明を申し上げます。

報告第2号 令和7年度青木村土地開発公社事業報告について

地方自治法第243条の3第2項により、令和7年度青木村土地開発公社事業報告について次のとおり報告する。

令和8年6月1日提出、青木村長、北村政夫。

報告書1ページを御覧ください。

事業報告書

（1）土地造成事業はございません。

（2）理事会等に関する事項は、4件ございました。

（3）法人登記事項は、理事の辞任、留任及び新任に係る登記でございます。

続いて2ページの、収入支出決算報告書につきましては、後の説明と重複しますので、省略をさせていただきます。

3ページを御覧ください。

キャッシュ・フロー計算書になります。

これは現金の収支を表す計算書になります。主なものについて、御説明をさせていただきます。

1、事業活動によるキャッシュ・フロー、（2）のその他事業収入983万2,812円は貸地料976万8,312円が主なものでございます。（3）のその他事業支出、マイナスの965万8,023円は工場用地の借地料903万8,783円が主なものでございます。（4）の人件費支出2万9,000円は幹事2名分の報酬、（5）利息の受取額38万3,914円は国債及び定期預金の利息で、事業活動によるキャッシュ・フローの合計は52万9,503円になります。

2の投資活動によるキャッシュ・フロー及び3の財務活動によるキャッシュ・フローはゼ

ロでございます。

現金及び現金同等物の増加額は52万9,503円になり、期首残高が5,394万6,968円で、期末残高は52万9,503円が増加され、5,447万6,471円となります。

続いて、4ページを御覧ください。

損益計算書になります。

1の事業収益、(1)土地造成事業収益はございません。(2)あっせん等事業収益976万8,312円は貸地料でございます。

2の事業原価、(1)土地造成事業原価はございません。(2)あっせん等事業原価903万8,783円は地権者へお支払いする借地料でございます。事業収益から事業原価を引いた事業総利益は72万9,529円になります。

続いて、3の販売費及び一般管理費ですが、(1)人件費2万9,200円は幹事2名分の報酬、(2)その他経費61万9,240円は不動産鑑定委託料50万3,800円、法人住民税7万1,000円が主なものでございます。販売費及び一般管理費の合計額は64万8,440円となり、事業総利益から販売費及び一般管理費を引いた事業利益は8万1,089円となります。

続いて、4の事業外収益ですが、(1)受取利息5万3,914円は定期預金等の利息、(2)有価証券利息33万円は国債の利息、(3)雑収益6万4,500円は電柱の敷地料で、事業外収益の合計額は44万8,414円となります。

事業利益と事業外収益を足した経常利益は52万9,503円となり、当期純利益についても同額となります。

続いて、5ページをお願いいたします。

貸借対照表になります。

1の流動資産、(1)の現金及び預金は7,161万2,361円。内訳につきましては、7ページの附属明細表を御参照願います。(2)完成土地等890万6,920円。詳細につきましては、こちらも7ページの附属明細表を御参照願います。流動資産の合計額は8,051万9,281円。

続いて、2の固定資産、Iの投資その他の資産、(1)投資有価証券4,810万1,974円、(2)長期性預金300万円、こちらは、詳細は8ページの明細表のとおりでございます。投資その他の資産の合計は5,110万1,974円となり、資産の部の合計は1億3,162万1,255円となります。

続いて、右側の3、固定負債、(1)預り保証金3,585万4,426円は5社からで9ページの明細表のとおりでございます。固定負債及び負債の部の合計は3,585万4,426円ござい

ます。

続いて、4の資本金は300万円、5の準備金は、（1）前期繰越準備金に当期純利益を加えた合計で9,276万6,829円となり、資本の部の合計が9,576万6,829円となりまして、負債、資本の部の合計は1億3,162万1,255円となります。

なお、6ページ以降は財産目録附属明細表を添付しておりますので、後ほど御覧ください。

以上、令和7年度青木村土地開発公社事業報告について御説明を申し上げます。

◎報告第3号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第5、報告第3号 令和7年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）を議題とし、提案者の説明を求めます。

稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） それでは、報告第3号について御説明申し上げます。

令和7年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和7年度青木村一般会計繰越明許費の繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月1日提出、青木村長、北村政夫。

裏面を御覧ください。

令和7年度青木村一般会計繰越明許費繰越計算書となります。

初めに、款2総務費、項1総務管理費、事業名が物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業で、金額が1,886万9,000円で、全額を令和8年度に繰り越して実施するもので、財源は既収入特定財源が1,615万1,000円、国・県支出金が192万円、一般財源が79万8,000円となっております。

続きまして、款3民生費、項2児童福祉費、事業名が物価高対応子育て応援手当で、金額が1,165万円で、うち38万5,000円を翌年度に繰り越して実施するもので、財源は既収入特定財源が4万円、国・県支出金が34万円、一般財源が5,000円となっております。

続いて、款5農地費、項1農業費、事業名が団体営農村地域防災減災事業中原池計画概要書作成業務で、金額1,100万円で、全額を令和8年度に繰り越して実施するもので、財源は国・県支出金が1,000万円、一般財源が100万円でございます。

続きまして、款 7 土木費、項 2 道路橋梁費、事業名が道路メンテナンス事業道路橋法定点検及び長寿命化策定計画で、金額が4,200万円、全額を令和 8 年度に繰り越して実施するもので、財源は国・県支出金が2,656万5,000円、一般財源が1,543万5,000円でございます。

翌年度繰越額の合計が7,225万4,000円、財源は既収入特定財源が1,619万1,000円、国・県支出金が3,882万5,000円、一般財源が1,723万8,000円でございます。

以上、報告第 3 号について御説明申し上げ、御報告といたします。

◎報告第 4 号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第 6、報告第 4 号 令和 7 年度青木村簡易水道事業会計予算の繰越についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

奈良本建設農林課長。

○建設農林課長兼上下水道係長（奈良本安秀君） それでは、報告第 4 号について御説明を申し上げます。

令和 7 年度青木村簡易水道事業会計予算の繰越について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第 1 項の規定に基づく青木村簡易水道事業会計予算の建設改良費の繰越金額について、同条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

款、資本的支出、項、建設改良費、事業名、青木地区配水管布設替工事、予算計上額 8,243万1,000円、翌年度繰越額8,243万1,000円、左の財源内訳は補助金2,400万円、企業債 4,800万円、自己財源1,043万1,000円。

令和 8 年 6 月 1 日提出、青木村長、北村政夫。

本事業につきましては、国の令和 7 年度補正予算に対応した事業であるため、令和 8 年度に繰り越すものでございます。青木地区内の配水管布設替工事、延長約500メートルを予定している事業でございます。

以上、報告第 4 号について御説明申し上げます。

◎議案第 1 号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第 7、議案第 1 号 青木村農業委員会委員の選任についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第 1 号 青木村農業委員会委員の選任についてをお願いいたします。

この議案は議会の同意を求める人事案件でございますので、最終日に改めて提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第 2 号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第 8、議案第 2 号 令和 8 年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については稲垣総務企画課長より一括説明いただき、歳出については、教育長及び各担当課長よりお願いします。

稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） それでは、議案第 2 号について御説明申し上げます。

令和 8 年度青木村一般会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度青木村一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,907 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33 億 8,507 万 2,000 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 1 日提出、青木村長、北村政夫。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。

2 歳入について御説明申し上げます。

款 13 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 総務使用料は 120 万円を減額し、1,204 万 5,000 円とするもので、節 5 あおきネットワーク設備使用料は I R U 収入の内容を精査した結果、

見込みより減とするものでございます。

続いて、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金は96万5,000円を追加し、608万6,000円とするもので、節1社会福祉費補助金4万1,000円は障害者自立支援給付審査支払システム改修に係る補助金、節4システム改修費補助金92万4,000円は福祉医療システム改修に係る補助金で、補助率はいずれも2分の1でございます。

目5教育費国庫補助金は11万3,000円を追加し、272万5,000円とするもので、節1教育費補助金は地域のスポーツ振興に係る補助金でございます。

目7農林水産業費国庫補助金は246万3,000円を新規計上するもので、地域農業構造転換支援事業補助金は事業費の3分の1補助で、薬剤散布等を効率的に行うための農業用機械導入事業への補助でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目6商工費県補助金は344万円を追加し、419万円とするもので、節2観光費補助金は地域発元気づくり支援金を活用した信州昆虫資料館のチョウのモニタリング調査を通じた里山の魅力再発見と環境問題への取組事業が採択されたことによるものでございます。

項3委託金、目1総務費委託金は70万円を追加し、1,506万4,000円とするもので、節5選挙費委託金は県議会議員選挙に係る県からの委託金を見込みました。

続いて、款18繰入金、項1目1基金繰入金は600万円を追加し、3億8,905万1,000円とするもので、情報通信関連事業基金から600万円を繰り入れ、あおきネットワーク事業に充当するものでございます。

款19項1目1繰越金は1,400万3,000円を追加し、1億4,400万3,000円とするもので、前年度繰越金が見込みより増となりました。

款20諸収入、項4目1雑入は258万8,000円を追加し、2,593万1,000円とするもので、節3雑入のうち013の8万8,000円は、埼玉県立稻学園中学生が来村研修時における体験授業参加料で、016宝くじの助成金でございますが、コミュニティ助成事業250万円が採択となりましたので、補正をお願いするものでございます。

続きまして、9ページ、10ページを御覧ください。

3 歳出につきましては、担当課ごとに御説明申し上げます。

総務企画課関係ですが、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費は99万円を追加し、1億4,891万5,000円とするもので、節12委託料は村で保管しているノートパソコン21台のOSをアップデートする電算機器設定委託料で、それぞれ基幹系、R e a m s 系、情報系と

して古いノートパソコンと交換して有効活用するものでございます。

目 7 諸費は252万8,000円を追加し、3,099万9,000円とするもので、節17備品購入費は宝くじの助成金の採択を受けまして、昨年度に各地区から要望がありました公民館等への備品購入として計上いたしました。

目 8 情報通信サービス事業費は482万3,000円を追加し、2,800万円とするもので、節12委託料426万8,000円はあおきネットワーク事業に係る機器類などのハードに係る分の保守委託料につきまして、委託先の株式会社上田ケーブルビジョンとの協議が整ったことから、計上いたしました。

節13使用料及び賃借料55万5,000円は、公共施設21か所のテレビ使用として計上いたしました。

目10地方創生臨時交付金事業は100万円を新規計上するもので、節18負担金補助及び交付金は地域公共交通確保の観点から、千曲バス株式会社が導入するEVバス購入費用の一部支援金として計上いたしました。

項 5 選挙費、目 3 県議会議員選挙費は73万2,000円を新規計上するもので、節 1 報酬から節13の使用料及び賃借料まで、今年 8 月 9 日に執行されます長野県議会議員補欠選挙、上田市・小県郡区に係る経費について計上いたしました。

続いて、11ページ、12ページをお願いいたします。

下段の款 8 項 1 消防費、次のページへまいりまして、目 3 消防施設費は37万4,000円を追加して、519万6,000円とするもので、節12委託料はこれまで情報センター保守料としてJアラートの保守を行ってまいりましたが、あおきネットワーク事業への移行に伴い、直接保守業者と契約する方向に変更となったことから計上するものでございます。

15ページには、給与費明細書をおつけしてありますが、今回の補正の内容を反映したものでございますので、説明は省略をさせていただきます。

以上、議案第 2 号 令和 8 年度青木村一般会計補正予算（第 1 号）について、歳入全般と総務企画課関係の歳出について御説明を申し上げます。

○議長（平林幸一君） 続いて、小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

9 ページ、10ページをお願いいたします。

款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 2 障害者福祉費を203万8,000円追加し、1 億6,783万円とするもので、節12委託料203万8,000円の増は、福祉医療システム改修費用と障害者自立

支援給付審査支払システム改修費の増によるものでございます。

11、12ページをお願いいたします。

目 3 老人福祉費を124万円追加し、2億9,741万1,000円とするもので、節27繰出金124万円の増は、介護保険特別会計の繰出金の増によるものでございます。

以上、住民福祉課関係の令和8年度一般会計補正予算の御説明をいたしました。

○議長（平林幸一君） 続いて、奈良本建設農林課長。

○建設農林課長兼上下水道係長（奈良本安秀君） それでは、建設農林課関係の歳出について御説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費は599万4,000円を追加し、7,003万7,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金、002補助金、010獣害予防施設設置事業補助金50万6,000円は大規模電気柵設置に係る補助金で、事業費の2分の1を補助するものでございます。027地域農業構造転換支援事業補助金は新規項目としてお願いするもので、令和7年度国の補正予算により成立した新たな事業で、事業主体になります農事組合法人が水田や畑で作物をまたいで走行しながら、農薬や肥料を散布する農業機械を購入するに当たり、国から事業費の3分の1の補助を受けるものでございます。003交付金、002有害鳥獣駆除対策協議会交付金302万5,000円は、沓掛地区において設置する獣害対策用ワイヤーメッシュフェンス延長約1キロメートル分に係る費用を有害鳥獣対策協議会へ交付するものでございます。

続きまして、少し下の款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費は350万円を追加し、3,524万9,000円とするもので、節14工事請負費250万円は沓掛のイバラ地区において行う県の事業、急傾斜地崩壊対策事業に係る小倉の湯の駐車場造成工事代でございます。

続いて、節18負担金補助及び交付金、001負担金は同じく急傾斜地崩壊対策事業負担金として100万円沓掛イバラ地区の県の事業費の5%分を負担をするものでございます。

以上、建設農林課関係の歳出に係る補正予算について御説明申し上げます。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、商工観光移住課関係について御説明申し上げます。

引き続き、11ページ、12ページをお願いします。

款 6 商工費、項 1 商工費、目 3 観光費は16万5,000円を追加し、1,670万円とするもので、

節15原材料費について、体験学習の受入れ、観光施設修繕に伴う材料支給に必要となるため、計上をさせていただきました。

目4昆虫資料館費は435万8,000円を追加し、1,676万3,000円をお願いするもので、このたび、長野県地域発元気づくり支援金の採択・決定に伴い、増額をお願いします。事業の内容は、チョウのモニタリング調査を通じた里山の魅力再発見と環境問題への取組が柱となっています。

節7報償費16万円は、講演や対談者登壇謝金として5名分を予定しています。

節10需用費56万円は、展示パネルやイベントのチラシ、ポスター、パンフレットの印刷代、節11役務費1,000円は、借用する写真の損害保険料として計上させていただいております。

節12委託料300万6,000円は、標本等展示の企画、制作に係る委託料、節17備品購入費63万1,000円の内容は、プロジェクターとスクリーン各1台の購入に39万円、マイク、アンプ等音響機器に24万円を見込みました。

目5移住定住促進費は3万6,000円を追加し、2,826万2,000円をお願いするもので、節13使用料及び賃借料は二地域居住体験住宅について、Wi-Fi環境の整備に伴い、今回補正をお願いするものです。

以上、商工観光移住課関係の補正予算について御説明いたしました。

○議長（平林幸一君） 続いて、杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

13ページをお願いいたします。

款9教育費、項1教育総務費、目3教育指導費ですが、財源振替えを行っております。

項2小学校費、目1学校管理費ですが、59万4,000円を増額いたしました。これは、節17備品購入費の増で、猛暑対策として小学校の体育館にスポットクーラーを6台購入設置するものであります。

項3中学校費、目1学校管理費ですが、39万6,000円を増額いたしました。これも小学校と同じく、スポットクーラーを4台、中学校の体育館に設置するものであります。

項4社会教育費、目5青少年健全育成費ですが、地域クラブ補助金として11万3,000円を補助していただいております。

項7図書館費ですが、30万4,000円を増額いたしました。これは新たなシステムを入れ替えたことによる増額になります。

教育費は以上でございます。

◎議案第３号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第９、議案第３号 令和８年度青木村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第３号について御説明いたします。

令和８年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

令和８年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,728万6,000円とする。

第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和８年６月１日提出、青木村長、北村政夫。

それでは、７ページ、８ページをお願いいたします。

２ 歳入

款５県支出金、項１県負担金及び補助金、目１保険給付費交付金を18万3,000円追加し、3億999万7,000円とするもので、節２保険給付費交付金（特別交付金）18万3,000円の増は令和８年度医療制度改正に伴う特別調整交付金の増によるものでございます。

９ページ、10ページをお願いいたします。

３ 歳出

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費を18万3,000円追加し、367万8,000円とするもので、節12委託料18万3,000円の増は令和８年度医療制度改正に伴うシステム改修に伴う委託料の増でございます。

以上、令和８年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について御説明いたしました。

◎議案第４号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第10、議案第４号 令和８年度青木村介護保険特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第４号について御説明いたします。

令和８年度青木村介護保険特別会計補正予算（第１号）

令和８年度青木村介護保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ124万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６億2,906万9,000円とする。

第２項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和８年６月１日提出、青木村長、北村政夫。

それでは、７ページ、８ページをお願いいたします。

款６繰入金、項１一般会計繰入金、目４その他一般会計繰入金を124万円追加し、3,486万1,000円とするもので、節１事務費等繰入金124万円の増は令和８年度介護報酬会計システム改修に伴う一般会計からの繰入金の増によるものでございます。

９ページ、10ページをお願いいたします。

３ 歳出

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費を124万円追加し、947万6,000円とするもので、節12委託料124万円の増はシステム改修委託料の増でございます。

以上、令和８年度介護保険特別会計補正予算について御説明いたしました。

◎発議第１号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第11、発議第１号 上下水道事業の老朽化対策・耐震化と経営基盤強化に向けた支援を求める意見書についてを議題とし、提出者の説明を求めます。

松本淳英議員。

○6番（松本淳英君） 発議第1号 上下水道事業の老朽化対策・耐震化と経営基盤強化に向けた支援を求める意見書（案）につきまして説明をいたします。

この発議は、青木村議会が国会及び政府に対して、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

読み上げをいたしまして説明といたします。

上下水道事業は、地域の生活と産業活動を支える重要なライフラインであり、安全かつ安定的なサービス提供を将来にわたり確保していくことが求められている。

しかし、人口減少に伴う料金収入の減少、物価高騰、エネルギー価格の上昇及び人件費の増加により、経営環境は一層厳しさを増している。本村においても経営の効率化や経費削減に取り組んでいるが、本村の地形的特徴から山間部に小規模な施設が点在し、事業の効率化が図りにくく、自治体の経営改善のみでは対応に限界がある。加えて、老朽施設及び老朽管の更新並びに耐震化には多額の事業費を要し、必要な財源の確保が大きな課題となる一方で、国の補助金の配分が不十分であり、要望する事業が実施できず、計画的な老朽化対策の推進が困難となっている。

さらに、専門的業務を担う技術職員の不足は、更新事業や耐震化の推進に支障を来しており、人材確保が急務である。加えて、ベテラン職員の退職に伴う技術・ノウハウの創出が懸念される中、技術継承の仕組みの構築が求められている。

また、将来にわたり持続可能な経営基盤を構築するためには、広域化・広域連携の推進が有効な手段であるが、市町村間の調整や方向性の整理には多くの課題があり、容易ではない。このため、広域化・広域連携の取組を円滑に推進するためには、各自治体の実情に応じた柔軟かつ実効的な支援が必要である。

よって、本議会は、国会及び政府において、上下水道施設の老朽化対策と耐震化を着実に推進し、住民の安全・安心な暮らしを実現するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 上下水道施設の老朽化対策や耐震化に対する予算の必要額の確保
- 2 専門的業務を担う技術職員の確保及び技術継承と人材育成への支援
- 3 広域化・広域連携に向けた取組への支援の充実と補助対象の拡充

上下水道施設の老朽化対策や耐震化、経営基盤強化支援の必要性については、改めて申し上げるまでもございません。この問題は、当村に限らず、全国の自治体に共通する問題であり、特に中山間地における小規模自治体においては、状況は深刻であります。国の責任にお

いて対応することが求められます。

議員各位におかれましては、本意見書の趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終了いたします。

◎陳情第1号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 日程第12、陳情第1号 国道143号青木峠バイパス（新トンネル）の早期開通を求める陳情書についてを議題といたします。稲垣議会事務局長より説明をお願いします。

稲垣議会事務局長。

○議会事務局長（稲垣和美君） それでは、陳情第1号につきまして、陳情書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

令和8年5月1日、青木村議会議長、平林幸一様。

陳情者、青木村区長会、当郷区区長、宮下剛男。村松区区長、原田豊士。入田沢区区長、平林栄司。中村区区長、若林喜信。中挾区区長、塩澤公明。下奈良本区区長、横澤永裕。入奈良本区区長、山田千秋。杓掛区区長、山浦信吾。夫神区区長、清水裕二。細谷区区長、金井崇。殿戸区区長、小林義郎。青木区区長、有矢祥一。

国道143号青木峠バイパス（新トンネル）の早期開通を求める陳情書。

国道143号青木峠バイパス（新トンネル）の建設は、半世紀に及ぶ沿線地域住民の悲願であります。このたび長年にわたる国・県への要望促進活動の成果が実り、事業化が決定し関連工事が着工したと承知しております。

この青木峠バイパスが開通することで通行の危険・困難箇所が解消され、安全に走行できるとともに、松本・安曇野地域へのアクセスが大幅に短縮されることで移動が容易になり、通勤・通学はもとより医療・防災・物流・観光・交流などの各機能が飛躍的に発展し、利便性の向上が期待されております。今後は早期の本体工事の着工と完成・開通が待たれる状況です。

私たち区長会としても、「建設促進村民会議」の一員として建設促進活動に協力してまいりましたが、今後は村民とともに事業のさらなる促進、本体工事の一日も早い着工と開通を望んでおります。

今日までの青木村議会の皆様の御尽力に感謝申し上げますとともに、村民の希望が一日も早く実現されるよう、青木村議会において関係機関と連携し、更なる事業の促進に向けた一層の取り組みを実施されたく、下記のとおり陳情申し上げます。

陳情項目。

1. 青木峠バイパス（新トンネル）本体工事の一日も早い着工と早期開通に向けた促進活動の取り組みを強化すること。

以上、陳情第1号について御説明申し上げます。

◎陳情第2号の上程、説明

○議長（平林幸一君） 続いて、日程第13、陳情第2号 R143号青木峠新トンネルの安全な通行のための歩道設置に関する陳情書についてを議題といたします。稲垣議会事務局長より説明をお願いします。

稲垣議会事務局長。

○議会事務局長（稲垣和美君） それでは、陳情第2号につきまして、陳情書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

R143号青木峠新トンネルの安全な通行のための歩道設置に関する陳情書。

2026年（令和8年）5月14日、青木村議会議長、平林幸一様。

青木村村松、島形建夫。

1. 陳情の趣旨

計画中の「R143号青木峠新トンネル」は、大型車両の安全な通行確保と地域の利便性向上のため、早期の完成が期待されています。一方で、人口減少が進む中でも、移住者・観光客・インバウンドの増加、電動自転車の普及、働き方の変化などにより、自転車利用者や歩行者は確実に増加傾向にあります。

したがって、新トンネルは、将来世代を含むすべての通行者の安全を確保する構造で建設されるべきであり、歩道の設置は不可欠です。

交通安全は重要な課題で、殊に歩行者や自転車など交通弱者のために今年4月から新しいルールが適用されました。安全対策は建設時点に組込まれることが肝要です。

この原則的考えに基づき、建設段階で歩道を設置することを強く要望いたします。

2. 陳情する理由

(1) 計画中の幅員構成では歩行者・自転車の安全が確保できない

a. 既存トンネルの危険性は実証済み

R361権兵衛トンネル、R142新和田トンネル、R148湯原トンネルなど、同様の構造を持つトンネルでは、歩行者・自転車の通行が極めて危険であることは明白です。

b. 新ルール（追い越し時1m確保・20～30km/h減速）との矛盾

制限速度60km/hのトンネル内で大型車がこのルールを遵守することは現実的ではなく、交通弱者の安全は確保されません。

c. SDGs・県の行政理念との不整合

安全性を欠いたインフラ整備は、県が掲げる「安全・安心の確保」やSDGsの理念に反します。

d. 地域のサイクリング需要の増加

“ツールド青木峠R143”の成功は、地域の新たな価値創出の可能性を示しています。歩道がなければ、こうした地域振興の芽を自ら摘むことになります。

e. 災害時の避難路としての役割

徒歩・シルバーカー・小型モビリティなど、車以外の移動手段を支える歩道は、災害多発時代において不可欠です。

(2) 将来世代のニーズに応えるインフラであるべき

a. R143は生活道路であり、地域の生命線

大型車の通行だけでなく、旅行者・移住者・観光客など多様な利用者の安全を確保する必要があります。

b. 交流人口の増加に対応する責任

地域住民は勿論、外部からの利用者の安全確保が重要になる時代です。

c. 脱炭素社会・高齢化社会への対応

免許返納者の移動手段としての小型モビリティ普及を考えれば、歩道整備は不可欠です。

(3) 迂回路が存在しないという構造的問題

迂回路は22kmの遠回りと470mの余分な登坂を伴い、歩行者・自転車にとって現実的ではありません。歩道のないトンネルは実質的に通行不能を意味します。

(4) 現道は災害で廃道化の可能性が高い

静岡―糸魚川構造線断層帯に近く、震度7の地震により道路には壊滅的な崩壊で廃道が予

想されます。現道が災害で寸断されれば、新トンネルが唯一のルートとなります。その際、歩行者・自転車が通れない構造では、地域の安全保障に重大な欠陥を残します。

3. 問題の背景（建設事務所のコンプライアンス）

（1）文書化・情報提供の不足という構造的問題

a. 第三者立会要請への未回答

2023年8月30日付の要望書（トンネル内の安全確認立会）に対し、回答がなかったことは、住民との協働姿勢に課題があることを示しています。

b. 過去の口約束の不履行

歩道設置の約束が文書化されず、引き継ぎもされなかった事実は、行政手続きとして重大な問題です。

c. 安全情報の提供不足

新和田トンネルでは、管理主体が変わった途端に「自転車・歩行者は危険なので極力通行を避けていただく」という案内が消えました。これは安全意識の欠如を示す事例です。

d. 関係機関との協議不足

交通安全に関する警察署・自治体への情報提供が行われていないことは、行政手続き上の不備です。

4. まとめ（青木村の将来を見据えて）

（1）そもそも、歩行者や自転車が危険で通行できないトンネルを建設すること自体が、地域住民に対して極めて理不尽です。一般国道はすべての国民が安全に利用できる生活道路であり、特定の交通手段だけが優先され、他の通行者が危険にさらされる構造は、本来あってはなりません。「危険だから通るな」という前提のインフラは、公共性の観点からも許容されるべきではありません。

（2）安全は普遍的価値であり、将来世代への責任

安全を軽視したインフラは村造りに整合しません。矜持を忘失し安全を蔑ろにしたトンネルは、開通しても「負の遺産」として歴史に汚点を残し、将来世代まで永く引きずっていくこととなります。

（3）地域の価値向上には安全なインフラが不可欠

白馬村の例のように、地域の魅力は「安全性」・「質の高いインフラ」と「サービス」によって支えられます。

（4）世界とつながる地域づくりの基盤としてのトンネル

若者を惹きつけ、世界と交流する地域を目指すなら、歩行者・自転車が安全に通れるインフラは必須です。

(5) 小さな自治体だからこそできる決断を

民間では、NHKの番組『プロジェクトX』に象徴されるように、困難な課題に果敢に挑み、創意工夫と情熱で数々の難題を克服してきました。小さな組織でも、志と覚悟があれば大きな成果を生み出せることを、私たちは何度も目にしてきました。青木村もまた、過去の慣例にとらわれず、未来を切り拓く挑戦者としての姿勢を持つべきです。歩道の設置は、その象徴となり得る取り組みです。過去にとらわれず、村民の声を聴き、将来を見据えた勇断を求めます。

結語

なお、本件は青木村だけの問題ではなく、広域的な交通安全と地域振興に関わる重要課題であるため、関係する周辺市町村の議会にも同様の陳情を提出する予定です。地域全体で安全性を確保し、将来世代に誇れるインフラを整備するためには、広域的な理解と協力が不可欠であると考えています。

以上の理由から、R143号青木峠新トンネルに歩道を設置することを強く要望いたします。本陳情に対し、議会としてご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

添付資料としまして、1. 幅員構成図、2. 車両と路肩の風圧対比、3. トンネル内の実態写真、4. 多様なモビリティがつけられておりますので、後ほど御覧をいただければと存じます。

以上、陳情第2号について御説明を申し上げます。

◎令和7年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第3号）の報告

○議長（平林幸一君） 続きまして、日程、議案にありませんが、令和7年度青木村社会福祉協議会会計補正予算について報告をいただきます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいたします。

令和7年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第3号）

令和7年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ494万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,811万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年3月31日、地方自治法第179条の規定により専決した。

社会福祉法人青木村社会福祉協議会、会長、若林喜信。

それでは、7ページ、8ページをお願いいたします。

2 歳入

款3事業委託金、項1村委託金、目1村委託金を780万円減額し、2,238万2,000円とするもので、節1村委託の減は老人センターとくつろぎの湯の委託料の実績による減額でございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金を285万2,000円追加し、624万4,000円とするもので、節1繰越金の増は前年度からの繰越金でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

3 歳出

款2事業費、項5老人センター費、目1老人センター費を68万5,000円減額し、1,203万7,000円とするもので、節1報酬は会計年度任用職員分、節4共済費は会計年度任用職員の保険料を実績により増額し、節2給料、節10需用費は消耗品費、食糧費、光熱水費、修繕料をそれぞれ実績により減額するものでございます。

項8くつろぎの湯運営費、目1くつろぎの湯運営費を426万3,000円減額し、1,916万4,000円とするもので、節1報酬から節12委託料を実績により減額し、節26公課費は消費税を実績により増額するものでございます。

以上、令和7年度青木村社会福祉協議会会計補正予算の専決分について御説明いたしました。

◎散会の宣告

○議長（平林幸一君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しましたので、これにて散

会といたします。

お疲れさまでした。

散会 午前 11 時 54 分

令和 8 年 6 月 4 日（木曜日）

（第 2 号）

令和8年第2回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和8年6月4日（木曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

出席議員（10名）

1 番	小 林 久美子 君	2 番	松 澤 広 海 君
3 番	北 澤 久美子 君	4 番	宮 澤 政美知 君
5 番	宮 入 典 子 君	6 番	松 本 淳 英 君
7 番	塩 澤 敏 樹 君	8 番	平 林 幸 一 君
9 番	坂 井 弘 君	10 番	金 井 とも子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	沓 掛 英 明 君
参 事 兼 総務企画課長	稲 垣 和 美 君	商工観光移住 課 長	小 林 利 行 君
住民福祉課長	小根沢 義 行 君	会計管理者兼 税務会計課長 兼住民税係長 兼防災危機 管 理 監	高 柳 則 男 君
建設農林課長 兼上下水道 係 長	奈良本 安 秀 君	教 育 次 長 兼 公 民 館 長	小 林 宏 記 君
保 育 園 長	成 沢 亮 子 君	建設農林課 課長補佐兼 建設係長	横 沢 幸 哉 君
建設農林課 課長補佐兼 防災危機 管 理 監	上 原 博 信 君	住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支 援センター 長	早乙女 敦 君
税 務 会 計 課 資 産 税 係 長	小 山 明 之 君	総務企画課 企画財政係 長	金 井 大 介 君

総務企画課
担当課長兼
事業推進室長

塩澤和宏君

建設農林課
農業振興係長

増田佳樹君

住民福祉課
保健衛生係長

竹花由美子君

総務企画課
庶務係長

片山雅史君

住民福祉課
課長補佐兼
住民福祉係長

津田直樹君

商工観光課
移住観覧係長

宮澤俊博君

総務企画課
課長補佐

依田哲也君

事務局職員出席者

事務局長

稲垣和美

事務局員

依田哲也

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（平林幸一君） 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（平林幸一君） 本日の一般質問の傍聴には、村民の皆様の傍聴もいただいております。
大変御苦労さまです。

本日は、令和8年第2回青木村議会定例会の中で、一般質問日となっております。

9人の議員が一般質問を行い、終了後、委員会付託を行い、散会いたします。

◎一般質問

○議長（平林幸一君） 質疑の方法は、質問者の希望により一括質疑方式及び一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者をお願いいたします。質問、答弁とも簡潔明瞭に行い、論議を深めてください。また、一問一答方式の際は、必ず議長の指名を受けてから発言をしてください。質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきくださいませ。

では、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いします。

◇ 塩 澤 敏 樹 君

○議長（平林幸一君） 7番、塩澤敏樹議員の登壇をお願いします。

塩澤敏樹議員。

〔7番 塩澤敏樹君 登壇〕

○7番（塩澤敏樹君） おはようございます。議席番号7番、塩澤敏樹です。

通告書に従いまして、高齢者の独り暮らし対策の現状と課題について、また、林野火災の予防と林野火災警報についての2点について、一問一答にて質問させていただきますので、御答弁よろしくお願いいたします。

まず、本村の人口、約4,000人弱の規模で推移する一方、減少傾向にあり、高齢化率は令和6年3月時点で39.7%と、既に4割に迫る水準となっています。上田市は現在31.5%、今年の統計にあるようです。武石地区では40%くらいということになっているようであります。

人口減少と高齢化が同時に進行する中で、独り暮らし高齢者の孤立や緊急時の対応遅れは看過できない課題であります。

そこで、高齢者の独り暮らし対策と、高齢者向けシェアハウスの導入について質問いたします。

全国的に高齢者の単身世帯が増える中、青木村でも同様の傾向が進んでいると思います。独り暮らしの高齢者が増えることは、見守りの不足、住まいの老朽化、冬季の生活リスク、そして孤立の深刻化など、様々な課題につながります。

本村には特別養護老人ホームやグループホームなど、要介護者向けの施設は整っていますが、自立した高齢者が安心して暮らせる中間的な住まいが不足しているのが現状であります。

そこで、住まいの選択肢を増やす、見守り体制を強化するという面から、以下質問させていただきます。

まず、本村における独り暮らしの高齢者の現状についてお伺いします。

現在の独り暮らし高齢者の人数と、その推移をどのように把握しておられるのか。また、今後10年程度の見通しについて、村としてどのように考えているのか、まずお聞きします。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

独居の高齢者の世帯数につきましては、5年に1度実施されます国勢調査により把握しております。その中で、実際に支援が必要な方につきましては、地域の民生委員さんやケアマネジャー等の情報、また、地域包括支援センターの職員の訪問等により現状を把握しております。

今後の見込みについてですけれども、令和6年に推計しましたデータによりますと、令和7年の独居高齢者世帯は247世帯と、全世帯の約16%、令和12年には264世帯で、全世帯の

約17.1%、令和17年は284世帯と、全世帯の約18.4%となる見込みでございます。令和7年と令和17年を比較しますと、独居世帯数は約15%増となる見込みでございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤敏樹議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

現在247世帯くらいあるということであります。その中で支援が必要な方という方がいらっしゃると思うんですが、また、この10年くらいたちますと、結果的に高齢化率も45%くらいになっていく、どうしても。また、人口も3,000人を切るくらいになっていくんだらうと、今、長期振興計画が出されていますが、どのように捉えるのか。自分としてはそうなるんじゃないかと思います。

そうすると、ますます単身の高齢者が増えて、独り暮らしの認知症高齢者の割合がますます増えていくんだらうと、この後、考えられるところであります。

そこで、次に、独り暮らし高齢者が抱える主な生活課題について伺います。

見守り、住まい、交通、冬季の生活リスクなど、村としてどのような課題を認識しているのかお聞きします。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

独居の高齢者の方につきましては、同居家族がいないことによりまして、健康状態がよくないときの対応が遅れる可能性がございます。また、財産、金銭管理上の問題も生じます。

また、住まい、住居につきましても、家族が住んでいたときのままですと、広過ぎたり、防災・防犯面での不安があるなどがあります。

また、交通等につきましては、住んでいる場所等にもよりますけれども、家族の方等が近くに住んでいない場合には、自分で車の運転等ができなくなりますと、買物等の外出が不便になるということもございます。

また、冬期間に雪が降った場合の雪かき等が、独居になりますと大変になる等の課題があると思います。

また、近所の方との付き合いですとか、社会活動への参加がなくなってくるという孤立化状態になりますと、健康上の問題ですとか、フレイルの進行、また生きがいの低下等が生じることになってまいりますので、村といたしましては、運動教室ですとか介護予防教室、またあおきカフェ、また出前講座等を実施して、そういった支援を行っているところでござい

ます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤敏樹議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございました。

免許返納等による足がなくなる、それから、古い家に住んでいて断熱性も悪い、灯油を入れなければいけないときの話も、それから屋敷周りの管理だとか、雪かき、そういうことで、また外出が減るということで、村としてはいろんな講座ではなくて、あおきカフェや認知症予防の関係のものをつくって、出ることを促しているということでありました。

ただ、独りで住んでいらっしゃると、認知症の早期発見が難しくなるんだろうなと、それから、災害時の避難が困難になってくる。また、先ほども言いましたように悪質商法のターゲットにもなりやすいのではないかなと考えているところであります。

その見守りという、周りとの付き合いというのもありますが、それについてちょっとお聞きしたいと思いますが、現在、地域包括支援センターや民生児童委員さん、それからＩＣＴ機器などによる見守りが行われていますが、その利用状況と課題をどのように把握しているのかお聞きします。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

現在、村の緊急通報システムを利用している方は25名ほどございます。

緊急通報システムの課題といたしますと、緊急通報が本人からあった場合の第一連絡者が近くにおらず、村外に在住している親族等が第一連絡者になっているために、通報時の対応が遅れてしまう、また体に急な異変があった場合には、そもそも通報自体ができないという課題を考えております。

これは、通報のときには、ペンダント型の通報装置がありまして、首から下げて身につけている場合には対応が可能ではございますけれども、皆さん常に身につけているというわけでもございませんので、急な体調不良の場合には、そういった対応が難しくなるということがございます。

また、民生児童委員の皆様と地域包括支援センター職員も、できる限りの対応をしておりますけれども、やはり対応するまでにどうしても時間的なロスが生じてしまうということが課題として上げられております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤敏樹議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

地域包括支援センターにおける介護サービス保険、それから訪問介護、それから、村ではそもそも元気な独居高齢者リストなど作ってとか、民生児童委員さんの訪問と、その訪問された台帳化を図られて、把握されているように聞いています。そのように手厚く、そういう人たちを見守っているのかなと思います。

先ほど言われた緊急通報についても、いざというときに押せない、じゃペンダント型がある、機械の操作が分からないとか言う人がいらっしゃったり、機械が逆にあるから、周りの人の見守りが要らないというふうに思ってしまった、ますます出なくなってしまう人も出てくるのではないかなということも考えられると思います。

また、今いろいろ聞きますと、民生児童委員さんの高齢化、それから後継者不足、対象者の増加等により、ますます大変になってくるのかなというふうに思います。

対象の方も、自分は大丈夫、人に迷惑をかけたくないという方も何人かいて、そういう人たちへの支援を拒否する高齢者へのアプローチというのも大切になってくるのではないかと思いますので、そこら辺も考え、先ほどの独り暮らしの方の課題等の解決、それから見守り等をどこまで入っていったってできるのかということを考えてやっていただければと思います。

それで、先ほど言いました緊急通報システムの関係と含めて、また、今後、ICTの活用や地域包括支援センター、配食サービスなどの見守り体制の強化について、また、郵便、新聞、宅配など民間事業者との連携状況と地域協力員の増員など、見守り体制連携についてお聞きします。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

現在、村では、日本郵便株式会社青木郵便局と包括連携協定を結びまして、地域の見守り活動に御協力いただくとともに、村で配食を委託しております業者につきましても、見守り活動をお願いしております。

また、県においても、全県を対象にコープですとか新聞販売店、コンビニ、ガス協会、電力会社、スーパー、金融機関等、幅広い業種の企業と地域見守り活動の協定を結んでおり、実際に村でも、大事には至りませんでしたけれども、新聞販売店の方から新聞がたまっている、また配食業者の方から、配達をしたお弁当が食べられずにそのまま置いたままの状態になっているというような連絡が来まして、職員が確認に訪問したケース等もございました。

今後も、必要な見守り体制の連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤敏樹議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

多くの企業さんやいろんなところと連携を取って見守り体制をつくっているということであります。

以前にもＩＯＴの関係の企業を入れたらどうかということでお話をさせてもらったんですが、そのように非接触型だとかパッシブカメラセンサーみたいなＩＣＴ導入、これ個人的になってしまうのか、村として補助を出していただくとか、またそういった専門機関、それから民間業者、地域住民を掛け合わせた漏れのない見守り体制の、これからもアップデートをしていただき、日常生活の中で自然に異変を察知できる多層的な見守りネットワークを、これからもつくって進めていっていただきたいと要望します。

続いて、高齢者向けシェアハウスの導入についてであります。政府は、急増する独居高齢者への対応策として、全国各地に低料金で入居可能な高齢者向けシェアハウスを整備する方針を打ち出しました。2025年度内に詳細設計を進め、2028年度までに全国で100か所の設置を目指す。介護や地域ケアを併設する形で、安心して暮らせる高齢者の住まいの選択肢を増やす構想であります。

人口減少や介護施設の縮小といった構造的課題に対処するとともに、地域共生型のモデルとして、地方創生にも資する施策として期待されています。

全国では、空き家を活用した高齢者向けシェアハウスが増えています。低コストで入居でき、互いに見守り合える環境が生まれ、孤立防止にもつながることから、地方自治体でも導入が進んでいます。

上田市では、真田地区に、ある建物に高齢者アパートがあり、高齢者の集合住宅としてアザレアンさなださんが、朝夕の見守りをして経営が行われている。また、別所にも県営住宅に高齢者住宅があり、ＮＰＯ法人がその管理をしているようであります。

青木でも、空き家の多さや冬季の生活リスクを考えると、自立高齢者の新たな住まいの選択肢として有効であると考えます。

そこでお伺いします。

空き家バンクや村営住宅を活用した高齢者向けシェアハウスの導入について、村として検討したことがあるのでしょうか。また、生活支援や見守りを組み合わせた住まいと支援の一

体化モデルについて、どのように考えているのかお聞きします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

当村では、介護を必要としない高齢者が、住み慣れた地域で生き生きと自分らしく生活できるように、平成11年にラポートあおきに隣接して、高齢者生活福祉センターを整備しました。

高齢者生活福祉センターには居住部門がございまして、そちらには1人部屋が6部屋、2人部屋が7部屋、20名の定員に対して現在13名の方が入居されているところでございます。

そういうこともございまして、当村では、空き家バンクや村営住宅を活用しての高齢者向けシェアハウスの導入につきましては検討しておりません。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤敏樹議員。

○7番（塩澤敏樹君） 高齢者福祉センター、今1部屋だけ空いているということですかね。

後は埋まってきているということでありましたが、大変なことだと思うんです。やはり、古民家を作り直す、2階建てのやつをととか、1階にする、お金もかかる。バリアフリーにしなければいけないとか。いろんなお金もかかるし、リフォーム代がかかってしまうということもあり、それから、一番は、この高齢者、先ほどの居住棟に入るにしろ、住み慣れた場所を離れるのが一番ネックだと、入るのに当たっては。地域の方がうちを離れたくない、でも家族は出なさい、心配だから違う所に行って住みなさいということも、やはりここを離れたくないということで、でも説得されて来るという、そういうことで、同時にシェアハウスでは長年独り暮らししてきたところを共同生活するという、いろんなそういう壁もあるのかもしれませんが、やはり、入ってしまえば、一緒に暮らすということも大切なんじゃないかなと思います。

ぜひとも、青木村でも見守り体制とか、一緒にいるという、集団で生活するというのを考えていただきたいと。それぞれお金もかかるということもありますが、国の補助制度、例えば地域共生社会の推進や空き家対策、居住支援協議会などの制度を生かした事業化の可能性についてはいかかでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 財源の確保という観点からのお話になるかと思いますが、高齢者生活福祉センターでは、現在13部屋の中で、細かな空き部屋というのはちょっとこち

らのほうで把握していなくて申し訳ございませんが、20名の定数に対して13名の方が入居されているということで、現在7名が空いているという施設でございます。

当初、冬期間だけでも訪問介護を受けられない、あるいは山間地で積雪等の関係で在宅介護サービスを受けられない方、冬期間だけでも、この高齢者生活福祉センターの居住部門を利用されてはどうかということで整備されてきた経過もございます。

その中で、やはり一度、高齢者生活福祉センターのほうの居住部門にお入りになられれば、やはり24時間、目が届く、施設職員の介護サービス等の目配りもできるということで、安心して住まれる施設につながっているということだと思います。

その中で、先ほどの地域共生社会の中で、居住支援協議会というお話がございましたけれども、こちらにつきましては、行政の住宅部局、福祉部局と民間事業者の不動産業者や福祉法人、団体等のサービスの皆さんと一緒に、高齢者を支えるというような協議会だというふうに承知しております。

やはり財源の問題もございまして、議員の御提案のありました補助財源等の使用というのも、今後検討する段階も必要かと思いますが、やはり行政あるいは法人が請け負った中でも、それぞれの職員の配置等の財源は必要ですし、住宅等の維持管理費も必要ですので、そこがネックになってくるかと思っております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤敏樹議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

高齢者の独り暮らしの方のいろんなリスクというものを、今まで出てきました心配もあった、見守りが必要だということでありました。ですから、いろんな人たちと協定を結んで見守りしているということではありますが、その人たちが1か所に集まって一緒に見られるのが、よりコンパクトなところで生活して、共同生活する、孤立感も減るということでもあります。どうにか考えていただきたい。

では、上田市や東御市などと、近隣自治体との広域連携による共同事業の可能性についてはいかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 重ねての回答になりますが、青木村では高齢者生活福祉センターが、他市町村あるいは地域に先駆けて整備されてきておりますので、居住については、この高齢者生活福祉センターを活用していきたいという考えです。

また、隣接の市町村でも公的な養護老人ホームや経費有料老人ホームなどございますので、民間事業者が支えていただくところは担っていただく、支えていただくというふうを考えております。

新たな広域連携、共同事業につきましては、村としては今のところ考えていないというところでございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤敏樹議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

上田市ではそのようなシェアハウスというのではなく、一緒に住んでいる高齢者の集団で住むアパート、住宅等ができていくわけでありまして、一緒にそのような考えで、経営についてはNPO法人やアザレアさんなどが行われているようでありますので、またそういうことも踏まえ、できる方向性を考えていただきたいと思います。高齢者の独り暮らし対策というのは、青木村の将来にとって極めて重要な課題であります。自立した高齢者が安心して暮らせる住まいの確保は、地域の持続性にもつながっていくのではないのでしょうか。

高齢者向けシェアハウスは、空き家活用、孤立防止、見守り強化、そして低コストでの住まい確保という点で、本村に適した取組であると考えます。将来的には、空き家対策と高齢者福祉がさらなるクロスオーバーして、青木独自の一体型居住モデルの検討を期待しているところであります。

誰もが当事者になる問題であります。高齢者が安心して住み続けられる村づくりのため、実効性ある対策を強く求めます。

○議長（平林幸一君） 塩澤敏樹議員。

○7番（塩澤敏樹君） 次に、林野火災等についての質問をさせていただきます。

近年、各地で林野火災が発生しており、地球温暖化の影響による乾燥化や強風の増加により、そのリスクは年々高まってきていると指摘されています。森林に囲まれた本村においても、一たび火災が発生すれば、貴重な自然環境の損失にとどまらず、住民の生命・財産への重大な影響が懸念されます。

そこでまず、本村における林野火災の発生状況と、これまでの対応についてお伺いします。

過去に発生した事例と、その原因や対応、そこから得られた教訓についてどのように分析され、現在の対策に反映されているのかお聞きします。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

まず、これまでの林野火災の発生状況でございますけれども、平成31年以降の状況でございます。平成31年に1件、それから令和3年に1件、令和5年に1件、令和8年に1件の直近の8年間で合計4件となっております。

令和8年の火災を除きまして、いずれも山際での野焼き等が出火原因となっております。山火事に限らず、残火処理や鎮火後の1週間程度は広報活動などを強化して実施、対応しているところでございます。

過去の林野火災では、消防団を中心に、反省点を含めた課題等について話し合い、必要に応じて消防署からの助言をいただきながら、課題等の整理を行いまして、今後の対応に反映していく取組を、発生の都度行ってきてございます。

直近の本年4月19日に、当郷地区で発生しました林野火災では、出動時に背負い式水のう、いわゆるジェットシューターでございますが、ですとか、あるいはスコップ等の所持品を携行、また、中継ポンプの交換等を考慮し、圧力を逃がすための二股分岐を中継ホースに入れる、そういった準備をして出動しておりまして、これらは過去の反省を踏まえた対応であると認識をしております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 塩澤敏樹議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

経験を踏まえ、それぞれ工夫されて対応をされているということでもあります。

要因については、やはり人的要因が大きい野焼きということでありました。特に、その中で初期消火の中で、人が巻き込まれるということもあったかと思います。大変な問題であります。

山ですので、急斜面のところで、消火活動大変だと思い、水のう10個背負って上がっていくとか、大変だと思うところであります。

そこで、その林野火災の予防対策がやはり必要になってくる、一番だと思うんですが、火災の多くは、今言われた野焼きなどの人的要因になるかと思います。

本村では、住民や入山者に対する火気取扱いの周知、啓発をどのように行っているのでしょうか。また、あおきネットワークや広報紙、学校教育などを通じた継続的な啓発活動の現状と今後の取組についてお聞きします。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

毎年春に、県、それから上田広域消防本部、東信森林管理署、各市町村合同によりまして、山火事防止パレードによる啓発活動を実施しております。その中で、風の強いときや空気が乾燥しているときは、たき火や火入れをしない、たばこの吸い殻は必ず消火し、投げ捨てをしない、そういったことを呼びかけているところでございます。

そのほかに、ポスターの貼り出し、リーフレットの配布、広報紙への掲載、また、あおき電話での呼びかけをしております。今後は、青木三山の登り口に注意喚起ののぼり旗を設置する予定としてございます。

また、過去の実績から、林野火災の直近4件とも出火時期が4月であることから、消防団、管理消防署と協力しまして、今後は4月前の春先に広報活動の強化に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、青木小学校では、4年生と5年生が緑の少年団に参加していただいております。植林などの活動を通じて森林の大切さを学んでいただいております。その折に、林野火災の恐ろしさについても指導してもらうようお願いをできるというふうに考えております。

また、学校では年に3回、避難訓練を行っておりますので、火の取扱いには十分注意して、気をつけるよう、その際指導しているところでございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

そのようにいろいろ、広報紙、それから消防署やいろんなところと合同で広報に取り組んでいるということでありました。

今のあお電やそういうところでも、いろんな放送が流れてきますので、そういうことで皆さんが見ていただければということでもあります。

学校における緑の少年団なんですが、今回誰も参加しなかった、今回の緑の少年団の活動にはできなかった。ここはどうしても、前もそうでした。大変少ない。なぜかという、通学合宿と重なってしまっているということでもあります。できないです。前回も少ない。せっかくある緑の少年団に、このところで参加できない。毎年重なってしまっている。

ですから、子供たちにどうにか、森林の大切さ、それから人的要因が多いという、その野焼きが多いということでありまして、子供たちにそういう話をして、おじいちゃんが火をたいているときに、「おじいちゃん、今日風が強いから火たいちゃだめだよ」と言えるような

ことができればいいのかなと思うので、ぜひとも学校教育の中でも、そういう啓発をしていただきたいと考えているところであります。

さらに、森林整備の観点からお願いしたいんですが、間伐や下草刈りなどの適切な管理は、延焼防止において極めて重要であります。本村における森林整備の実施状況と、その予算規模は十分であるとお考えか、見解をお聞かせください。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長兼上下水道係長（奈良本安秀君） お答えいたします。

青木村内の森林面積は4,629ヘクタールございまして、うち旧団地の1,092ヘクタールを、現在、林業事業体であります森林組合さんのほうで、所有者さんの同意を得て、森林経営計画を立てまして、その計画に基づいて地ごしらえ、植栽、下刈り、除伐、保育間伐、それから作業道の開設などの施業を行っておりまして、適切な管理に努めております。

直近3か年の実績を申し上げますが、令和7年度ですが、先ほど申し上げました全ての施業数の合計の施業面積ですが、7年度は97ヘクタールで作業道は907メートル、事業費にして5,830万円。令和6年度は施業面積が約100ヘクタール、事業費として4,000万円。令和5年度につきましては、施業面積が90ヘクタール、作業道1,586メートル、事業費にして7,750万円でございます。

村では、この事業費の約1割に相当する金額を、この林業事業体にかさ上げ、補償をしております。

引き続き、計画に沿って施業を進めてまいりますし、あわせまして、村内一円において、松くい虫被害対策も行いまして、適正な森林の保全管理に努めてまいります。

以上です。

○議長（平林幸一君） 塩澤敏樹議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございました。

地区の山を見ても、山に入って手入れをする人がいなくなってきた、区でもあまり入らなくなってしまう、山の手入れがなかなか行き届かないと思っているんですが、ただ、やはり森林組合さんと一緒になって計画的に行えている、事務所があったんですが、山を持っている人は森林組合の組合員さんなんですね。ですから、森林組合のほうでも、山を見回しして、どうにかしなければいけなければ、提案して整備をしているということでありました。

村としても補助をしてやっていたらいいということでもありますので、これからも、ぜひとも森林整備のほうをやっていただきたいと思いますと思うんですが、この松くい虫対策で、伐倒駆

除された木というものはそのまま放置されるわけですね。乾いていくんですが、乾いた木は燃えやすくなるんじゃないかと。あれを出すのもまたお金がかかって大変なんですけど、それちょっと、心配な面があるのかなという気がしています。

同時に、今、山自体の管理について、手入れをしないと、自分の山も分からない、境が分からない、山の所有者が誰か分からないというようなことから、国としては、これちょっと通告していないんですが、森林経営管理制度というのができていますが、青木村ではそれは行われていないと思うんですが、それについてお聞きしたいんですが。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長兼上下水道係長（奈良本安秀君） 議員おっしゃるとおり、平成31年4月に、この森林経営管理制度がスタートしております。手入れができていない森林について、市町村が所有者さんから森林を預かり、その林業経営に適した森林であれば、その地域の林業経営体に経営を委託するという制度でございます。

村では現在、施業等は実施しておりませんが、現在、入田沢の原池地区において計画をしております、現在その森林所有者さんに意向調査を実施しているところでございます。これがまとまりまして、集積計画が出来上がりましたら、林業事業体のほうに委託をして、施業を実施していただくと、こんなような流れになっております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 塩澤敏樹議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

いろいろ村としても、制度を使いながら森林の整備に努めているということでありました。これからもよろしくお願いいたします。

それで、その火災の早期発見、初期消火体制についても重要であります。消防団をはじめとする地域の防災力強化に加え、近年ではドローンや監視カメラの技術活用も進んでおります。

本村における監視体制の現状と、こうした新技術導入の可能性についてお伺いします。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

現時点では、最新機器等を活用した監視体制は取ってございません。

新技術の導入に関しまして、まずドローンについては、現在、民間の会社に委託をしまして、松くい虫の被害状況を確認するために活用しております。また、本村でもドローン1台

を保有しておりますが、国家資格を有する職員はおりません。

仮に保有をしていても、飛行禁止区域だったり強風や雨天の日など、飛行制限がされる場合もございますし、広大な山林をドローンで監視する人的体制が整備できるのかどうかなど、使用に当たっては幾つか課題があるものと認識をしております。

また、監視カメラについても、山林面積が広い本村で設置することが適当かどうかを含めて、消防署や関係機関とも相談しながら研究してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、最新機器については日進月歩でいろいろなものが入っておりますので、引き続きアンテナを高くして研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤敏樹議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

松くい虫の関係でドローンを使われている。また上州森林組合でもドローンを使って森林の状況を見ているのかと思うんですが、それも含めて、いろんな情報が得られるのかなと思います。

これからも、ドローンやスマート林業を活用した省力化とか効率化を図って、森林の監視といたしますか、見ていただければと思います。

まず、何よりも火災の未然防止が一番重要でありまして、その役割を果たす林野火災警報の運用が、今年1月1日から始まっています。上田広域では、4月までに、林野火災注意報が14回出され、延べ65日間発令されていまして。

そこで、本村における林野火災警報の発令基準、そして、いつ誰が出すのか、村独自ののか、広域消防か。警報発令時における住民への周知方法について、現在どのような手段が取られているのかお聞かせください。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 林野火災警報の発令基準でございますが、林野火災注意報の基準、前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下または前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ乾燥注意報が発表されている場合がございます。

この注意報の発令基準に加えまして、強風注意報が発表されたときに警報が発令されるというものでございます。

発令につきましては、上田地域広域連合消防本部が発令をしております。発令する地域は、

上田地域広域連合消防本部管内に対して発令をしまして、市町村別の運用は現在行っておりませんが、必要に応じて村独自でも情報配信をしてまいりたいと考えております。

住民への周知方法につきましては、現在、あおき電話による放送、NHKによるテレビ放送を行っておりますが、5月22日からは、村の防災メール、あおきナビ、あおきチャンネル、はれラジにより、村から配信できる対応を取っております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤敏樹議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

場所的にも、出す場所というのは、いろいろ火災予防施行規則の中に書いてあるんですが、広域で出されるということで、青木独自のという、上田広域の中のどこかそういうのがあれば、全部出てしまうということになってしまうんですね。正直ないということでした。

そこが、これからあれなのかなという、ピンポイント的に出るといいと思いますが、今、あお電だとかあおナビ、防災メール等でも周知できるようになっていますので、ぜひとも、これからも出たということを皆さんにお知らせしていただきたいと思います。

その啓発についてであります。林野火災警報の意味や重要性について、住民が正しく理解し、具体的な行動に移すことが重要であります。本村では、先ほどあったあおきネットワークや広報紙を活用して周知が行われていると思います。出ていました。その効果をどのように評価しているのか。また、今後、改善についてありましたらお聞かせください。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） まず、広報紙、広報あおきによる周知でございますが、基本的に全戸配布しておりますので、一番確実に周知できる方法であるというふうに認識しております。

あおき電話による放送やホームページ、あおきネットワークについては、加入状況、インターネット環境、スマホ保有の有無等によって情報を受け取れない方もいらっしゃいますので、広報紙に次ぐ伝達手段であると捉えております。

今後の改善策でございますが、より分かりやすく、また興味を持って読んでいただけるような広報紙の作成、また、今後はホームページのリニューアルも含めた分かりやすいホームページの作成も、今検討しているところでございます。

また、あおき電話の未加入者への加入の呼びかけ、スマホを持っている方にはあおきナビのアプリ導入を呼びかけることによりまして、一人でも多くの方に確実に情報をお伝えでき

るよう努力をしてまいります。

○議長（平林幸一君） 塩澤敏樹議員。

○7番（塩澤敏樹君） お願いします。

もう一つ、できれば、地域の区長会とか何かで話して、地域の皆さんが集まる時に、野焼きだとかそういうことに関して、注意報、警報についての周知をしていただければいいのかなという気がしますけれども、よろしくお願いいたします。

それを見て、住民の人の行動変容することが大切だと考えます。正しく理解して、例外なく実施するというところであります。

林野火災警報を発令するだけにとどめず、具体的な予防行動につなげる仕組みづくりも重要であります。出ましたと言うだけではなくて、例えば、警報発令時における火気の使用の自粛要請、関係機関との連携による巡回強化など、実効性ある運用を求められますが、配信するときも、注意報のときと自粛するのか、それとも警報になって火をたいたりすることを全面禁止ですよ、違反すると罰則が適用されますよというような調子で言うとか、そんなありますが、現在の取組と今後の強化について見解をお聞きます。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） それでは、お答えいたします。

林野火災警報は、空気が乾燥し強風が吹くなど、山火事が発生しやすい状況、今、課長が御答弁申し上げたとおりの状況でございます。

その場合には、広域の消防本部等から発令をされるわけですが、この発令中には、乾燥や、あるいは強風によって火の粉が飛びやすくなるわけございまして、大規模に延焼する極めて危険な状況にあります。

そこで、1つとして、山林や原野での火入れの禁止、それから2つとして、花火などの禁止、3つとして、火遊びあるいはたき火の禁止、4として、可燃物や、あるいは可燃物の近く、屋外での喫煙の禁止、こういったことが義務化されているわけです。

それから、1ランク下の林野火災注意報、この場合には、消防本部あるいはあおき電話等から、あるいははれラジもありますけれども、注意喚起を行います。

また、川西消防署では、日頃から広報活動や巡視活動を行っておりまして、消防団の皆さんによる注意喚起を行い、火気の使用の禁止等、丁寧な説明を行っているところでございます。

いずれにいたしましても、山際あるいは山の中での火の取扱いは危険でありますので、消

防団あるいは川西消防署と連携しながら、住民への注意喚起について徹底をしてまいりたいと思っております。

そして、火の取扱いについて、御理解と御協力をいただくわけでございますけれども、村といたしましても、あおきネットワーク等を駆使しまして十分注意喚起をしてまいりたいと思います。

○議長（平林幸一君） 塩澤敏樹議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

日頃からの防災が一番だと思いますので、よろしくお願いいたします。

村民にも、自粛要請なのかとか、法的に禁止なのかというところを明確にした伝達方法というものを考えていただきたいと思います。

林野火災は、一度発生すると甚大な被害をもたらす一方で、日頃の取組によって未然に防ぐことが可能な災害でもあります。まさに、予防は最大の防災であり、住民、行政、関係機関が一体となった総合的な取組が求められます。

以上を踏まえ、本村における林野火災予防対策のさらなる強化について、村の積極的な取組と、林野火災警報のさらなる啓発と有効活用について、村の前向きな取組を求め、私の質問いたします。御答弁ありがとうございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 塩澤敏樹議員の一般質問は終了しました。

◇ 小 林 久 美 子 君

○議長（平林幸一君） 続いて、1番、小林久美子議員の登壇をお願いします。

小林久美子議員。

〔1番 小林久美子君 登壇〕

○1番（小林久美子君） 1番、小林久美子、よろしくお願いいたします。

一般質問通告書に従って質問いたします。

4件質問いたします。1、新たな幹線道路について。2、村の防災について。村の飲料水について。地域未来戦略について。一問一答でよろしくお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小林久美子議員。

○1番（小林久美子君） では、1番の新たな幹線道路について、よろしくお願いいたします。

国道143号青木峠バイパス工事と並行して、青木上田線の143号線の現在のルートとは別のバイパス幹線道路を作る計画は今後ないでしょうか。

現在、仁古田の信号からは143号線国道ルートと、上田方面に向かって南ルート、北ルートとの抜け道がありますが、仁古田から青木峠バイパスまでは、抜け道もなく一本道になっています。

近年では、竹内製作所さんに来ていただき、青木村も活気が増えました。竹内製作所さんの増設計画もあり、ますますの青木村の発展を大変うれしく思っています。

しかし、着実に交通量も増えており、この先、青木峠バイパス工事が完成したとき、もっと交通量が増加することが予想できます。松本、安曇野から青木村までの所要時間は確実に短縮されていても、青木村から新幹線の駅がある上田駅までのかかる所要時間が、今まで以上に時間がかかってしまったら、若干本末転倒気味になってしまうような気がいたします。上田市までの新たな幹線道路について、青木村は今後どのようにお考えでしょうか。教えてくださいたいと思います。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ただいま御質問いただきました国道143号青木峠バイパスの促進につきましては、村民大多数の皆さんからその促進方に大いな期待をいただいております、大変ありがたく思っております。

国道143号の青木上田間の交通対策につきましては、バイパスが開通した後の交通対策につきましては、上田市さんと共通認識の下、数年前から既に協議を行っております。

新たな道路を、バイパスを作ることではありませんけれども、今ある道路を拡幅する、あるいは改良するというようなことでありまして、既に上田市議会でも一般質問の中で数度取り上げられて、この件はいるところでございます。

両方とも部長あるいは課長の間で検討会を設けておりまして、キャステクあるいはH I O K I、南部消防署、これからもうちょっと先になりますけれども、このルートを検討を進めているところでございます。

トンネルの開通後は、青木村には様々な課題があるわけございまして、青木村の今年度長期振興計画の検討の中で、その方向性について議論を重ねてまいるところでございます。

○議長（平林幸一君） 小林久美子議員。

○1番（小林久美子君） ありがとうございます。

上田市議会さんのほうでも、もう検討していただいているということで、大変見通しの明るい、ぜひ便利な、安全な拡幅工事もしくは別ルート、開発をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小林久美子議員。

○1番（小林久美子君） 次に、村の防災について幾つか質問いたします。

防災ヘリポートのあるふるさと公園あおきのヘリコプター着陸地ですが、消防の方からも使いやすとおっしゃっていただけるのを耳にしまして、とてもうれしく思います。

そこで幾つか質問いたします。

ヘリポート周辺は、高い木もなく大変使いやすいと伺っていますが、どうしても電線が気になりまして、電線は危なくないのでしょうか。もしも大きな地震が来て、電柱が傾いたときにはどのように対処していくのでしょうか教えてください。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

電線につきましては、ヘリポートから一番近い箇所で約60メートルほど離れておりまして、一定の離隔が確保されておりますので、仮に大地震等により電信柱が傾いたりあるいは倒壊しても、ヘリポートとして離発着する機能に影響はないものと判断をしております。消防署も同様の認識であることを確認してございます。

なお、現在のふるさと公園を設計する際に、長野県消防防災航空隊へ事前相談した結果を踏まえまして、八丁さんの入口から殿戸方面へ向かう数十メートル区間につきましては、電線の地中化工事を行っております。ヘリコプターのスムーズな離発着を確保する工事を行っております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 小林久美子議員。

○1番（小林久美子君） ありがとうございます。

それに伴って、一部埋没工事をしているということで、ちょっと、わあ、すごいなと思ったんですけども、この先、村内の電線、特に国道143号線沿いの、できれば村内全般ができればいいんですけども、電線の地中化、埋設については、何か青木村では計画のお考えはありますか。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 電線の地中化につきましては、地震や台風による電柱

の倒壊あるいは電線の断線リスクが減りまして、また景観の向上も期待できます。また、歩道が広がることでベビーカーあるいは車椅子の通行がスムーズになるなど、安全性向上や空間確保にもつながります。

また、一方で、電柱を新設する場合に比べまして、整備費用が約3倍から10倍かかるということで非常に高額なことから、また工事が長期化するという課題もありまして、現在の本村の厳しい財政状況下では、電線の地中化を計画することは大変難しいものと認識をしております。

また、国道143号あるいは県道を管理する長野県の上田建設事務所へ確認したところ、村内での国道あるいは県道への電線の無電柱化の計画はないという回答でございました。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 小林久美子議員。

○1番（小林久美子君） そうですね。全国的な動きはまだ多分ないので、なかなか政策がとれないということだと思います。この先、もしそういうチャンスがあったら、ぜひ埋設化を進めていただけると、青木村の観光のほうにも役立っていくと思いますので、景観を重視するということでは、ぜひ考えていつていただきたいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小林久美子議員。

○1番（小林久美子君） 先日の当郷地区山林火災時に、消防庫のホースが傷んでいたと聞きましたが、青木村内の消防ホースの交換はどのような形態で、どこの管理で行っているのか教えてください。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 消防用のホースにつきましては、耐用年数はおおむね10年とされておりますが、練習等での使用による摩耗等もあることから、定期的な交換を消防団からの要望に応じて対応しているところでございます。

今回のホースは、ポンプ庫で保管していたものというふうに聞いておりますが、練習や点検で全てのホースに通水をして確認することは現実的に難しい状況であるというふうに、団のほうから聞いております。

今回での対応もそうでございますが、破裂の危険があるホースが見つかった場合には、消防団が即時に交換する対応を現地で行っていただいております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 小林久美子議員。

○1番（小林久美子君） ありがとうございます。

次に、井戸の話になるんですけれども、ちょうど今朝、信毎の新聞に、上田の井戸、災害時活用探るという記事が載っておりまして、これはちょうどいいタイミングだなと思って切り抜きを持ってきたんですけれども、上田市の井戸もそうですけれども、水というものは先ほど村長さんのお話もあったんですけれども、水は生活に大変必要不可欠な大切な資源でして、古い家には井戸があるお宅も結構あると思うんですけれども、青木村では、井戸の活用については、この先何かお考えがありますでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 地震など大規模な断水が発生した場合には、別の水源として、井戸の利活用が期待されるところでございます。

飲料水としては適さなくても、トイレの洗浄用、あるいはお風呂、洗濯といった生活用水としての利用が想定されるところでございます。

また、村では、防災用品として2台の浄水器を備蓄しておりますので、併せて活用してもらいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 小林久美子議員。

○1番（小林久美子君） ありがとうございます。

我が家にも古井戸がありまして、夏の渇水時期など、何かと、今でも井戸水から田んぼに水を引いたりして活躍してもらっています。ですが、時代とともに、下にだんだん汚泥がたまっているように見えまして、井戸も浅くなっているような気がします。

青木村での井戸への重要性和管理、水質もですけれども、メンテナンスなどについて、現在、何か取り組むことがありましたら、教えてください。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 村では、井戸の保有実態調査を令和4年度と6年度に実施してございます。その結果、令和4年度は5地区で16か所、令和6年度は4地区で24か所という調査結果がございました。

井戸は、新聞等にもありますとおり、災害等で断水した場合には生活用水として貴重な水源での活用が見込まれるところでございます。

国土交通省の災害時の地下水の利用ガイドラインの中では、井戸を保有している方がふだ

んから井戸水を利用していただき、井戸内に新鮮な地下水が流入できる状態を目指して、いざというときに備えておくことが望ましいというふうにされております。

今後、地域防災計画の見直しにも着手してまいりますので、実態調査の結果を踏まえまして、計画に盛り込むこと、あるいは井戸の利活用を促すような広報についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（平林幸一君） 小林久美子議員。

○1番（小林久美子君） そうなんです。井戸も、どこのお宅もそうなのか分からないんですけども、うちの井戸も、もうかなり100年以上多分、恐らく過ぎていて、石垣が非常に危険で、自分でやり直せばいいんですけども、2次災害があっても何だしなという井戸も結構多いと思いますので、活用しやすいような何かチャンスがあったらいいかなと思いますので、よろしくお願いします。

青木村は、全国的でも降水量がかなり少なく、この夏も雨がやっとようやく今回の台風で、青木村にとってはいい雨が降ったのではないかなと思います。やはり、我が家の井戸も渴水してしまって、井戸すらも水がたまらなくなったという状態が続きました。昔から一揆が起るほど自然環境が厳しい青木村では一面がありますけれども、飲料水や防火水槽の水の確保などはできていますでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

防火水槽の水量の確認につきましては、主に管理消防署さんのほうで行っていただいております。その際に水位低下が確認された場合には、役場のほうに連絡が入りまして、担当係が主に消火栓から、また近くに消火栓がない場合には、近隣の住宅に協力を求めて飲料水を給水して満水にするといった対応を取ってございます。

消防団による点検時や火災などの際に使用して水位低下した場合も同様でございます。

水量につきましては、水系によって差はございますが、村全体としましては、現在のところ安定した給水体制が確保されているものと認識しております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 小林久美子議員。

○1番（小林久美子君） ありがとうございます。

次に、村の飲料水について質問いたします。

ずっと渴水の話で、何となくとても水が心配で恐縮なんですけれども、この先、青木村の

人口を増やしていきたいというのは全村民の願いなんですけど、先ほど塩澤議員の質問の中で、10年後には3,000人を切ってしまうなんていう大変な数字も出てはいるんですけども、実際人口が増えていったときに水道使用量は足りるのでしょうか。

昔に比べて、下水道の使用とかも結構、1人当たり使う量は多くなっていると思うんですけども、具体的に何千人くらいまでは、天候にもよるんですけども、大丈夫、確保できているのか、もしも概算で分かりましたら教えていただければと思います。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長兼上下水道係長（奈良本安秀君） 青木村の水道事業につきましては、昭和30年に計画給水人口で2,840人、それから計画1日の最大給水量1日当たり468立方メートルの規模にて創設をされまして、それ以来、給水区域の拡大、それから給水人口及び給水量の増加に伴う水道施設の整備によって、3次にわたる拡張を重ねてまいりました。

昭和52年には滝川浄水場、昭和60年には原池の配水池、それから平成5年には五反田の浄水場、平成24年にはあおきの森簡易水道事業との統合及び市ノ沢浄水場建設による変更認可等を受けまして、現在に至っております。

人口増加に伴う水道使用量の増加について、具体的に何千人まで対応できるかということでございますけれども、渇水等がなく、平常どおり安定した水が供給できて、かつ施設から配水される量が漏水等がなく、そのまま有収水量、いわゆる水道メーターで計量されて料金の対象となった量を有収水量と言っておりますけれども、その有収水量になるという仮定で試算をさせていただきますと、約6,000人となります。

令和7年度末の給水人口が3,990人でございますので、現時点では十分に余力があるという状況でございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 小林久美子議員。

○1番（小林久美子君） ありがとうございます。

6,000人までということで、何とか6,000人まで人口を増やしていきたいと思いますが。

それで、逆に、青木村でも人口の減少が、先ほどの話、否めないのですけども、人口減少の現在、水道事業の経営状況はどのような状況なのか教えていただければと思います。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長兼上下水道係長（奈良本安秀君） 水道事業の経営状況を示す指標は複数ございますが、最も代表的な経常収支比率と給水原価の2つで御説明をさせていただきます。

まず経常収支比率でございますが、これは水道事業の収入、経常収益でございますが、この収入が維持管理や運営にかかる経費、経常費用です。この経常費用をどれだけ賄えているかを示す指標で、100%以上であれば単年度の収支が黒字であることを示しますが、令和2年から令和6年までの5年間の全国の類似団体の平均値と比較をいたしますと、全国の類似団体の平均値が104.0%でございますが、青木村につきましては101.76%で、100%は超えてございます。

しかしながら、この収益には、一般会計からの繰入金も含まれているため、この一般会計繰入金を除くと85.16%となりまして、実質的には赤字で、一般会計からの繰入金によって黒字化しているという状況でございます。

次に、給水原価でございますが、こちらについては、水道水1立方メートル当たりをつくるのにかかる費用のことを表すもので、一般的数値基準というものはございませんが、財政的な観点からは低いほうが望ましいと言われている指標でございます。

全国の類似団体平均値が、1立方当たり268円、青木村につきましては284円ということで、平均値を少し上回っている状況でございます。

水道事業は、地方公営企業でございますので、独立採算制及び受益者負担の原則を前提とすれば、持続可能な簡易水道事業を運営していくために、安定的に黒字を維持できる収支構造へ改善していくことが求められます。

給水人口の減少に比例して料金収入等も減少し、また物価高等から経常費用が増加していく中で、既存施設の管路の老朽化に伴う更新、改修を行っていく必要がございますため、非常に厳しい財政状況で運営をしていかなければいけないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 小林久美子議員。

○1番（小林久美子君） 今、非常に厳しいということをお伺いしまして、やはり人口減少もありますし、なかなか厳しそうだなと思います。

ですが、水道水、生活に必要なものなんですけれども、最近、我が家の古い母屋の水道からも、毎朝少しでも茶色い水が確認できまして、今、青木村の上下水道のインフラ状況はかなり、たしか聞いたところによると60年前に村が少し進めたということを伺った気がしたんですけれども、老朽化も含めて、そのころは多分鉄パイプとかも多かったと思うんですけれども、含めて、いかがなものなのでしょうか。老朽化ですね。上下水道及び各地区貯水場など、今3か所新しく増えたとお聞きしたんですけれども、そのインフラ状況も教えていただ

ければと思います。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長兼上下水道係長（奈良本安秀君） 水道事業について申し上げさせていただきますけれども、現在、水道では浄水場が3か所、それから配水池が25か所、所有してございまして、管路については総延長で約100キロメートルでございます。

老朽化の状況につきましては、法定耐用年数が、施設の場合は60年、それから管路の場合は40年でございますので、浄水場で申し上げますと、滝川浄水場が49年経過、それから中村の浄水場が46年経過、市ノ沢浄水場は11年の経過でございまして、3か所とも法定耐用年数を迎えてはございませんが、管路につきましては、法定耐用年数40年を超えた管路延長の割合は49.3%で、およそ半分が耐用年数を超えている状況でございます。

この数値は、全国の類似団体平均値と比較しても大きく上回っておりまして、こういった状況から、村のほうでは令和5年度から令和14年度にかけて、水路管路更新10か年計画を策定いたしまして、国から補助金をいただく中で事業を実施してございます。

まず、水源からの導水管更新を最優先といたしまして、導水管の更新後は、送配水管更新及び経年化が大きく、地震で被災するおそれがある管種の配水管の更新を、現在行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 小林久美子議員。

○1番（小林久美子君） やはり管路は40年前は全部鉄の管路だったんでしょうか。鉄管でしょうか。ごめんなさい。質問にないことなんですけれども。

じゃ、これは大丈夫です。また後で教えていただければ。すみません。申し訳ないです。ありがとうございます。

今回、議会のほうでも政府のほうに陳情を上げていくような形でさせてもらっていますので、政府のほうにもどんどん働きかけをしていただいて、安心安全な上水道を確保していただければと思います。これも大変な事業と思いますが、よろしくお願いいたします。

余計なあれなんですけれども、管路の水路を採掘したときに、電線の埋設をしてもらうのはいかがなものかなと、いいんじゃないかなと思うんですけれども、それは置いておきまして、次に、老朽化の進む中で、上田市や長野市では、水道事業を広域化や共同化を検討していますが、青木村ではどのような取組をしていますか。

○議長（平林幸一君） 奈良本課長。

○建設農林課長兼上下水道係長（奈良本安秀君） お答えいたします。

令和元年10月に施行されました改正水道法等により、人口減少に伴う水事業の減少、それから水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等、水道の直面する課題に対して水道の基盤強化を図るため、水道事業の広域化等が推進され、議員述べられたとおり、現在、長野市、上田市、千曲市、坂城町、県企業局の5団体においては、上田長野地域水道事業広域協議会を、令和6年4月に立ち上げて、事業統合に向けて検討を行っているとお伺いしております。

また、この上小地域でございますけれども、上小4市町村と県企業局上田水道管理事務所を合わせた5団体による上田圏域水道事業広域連携検討会を設置をいたしまして、上田地域振興局環境課が事務局となって、広域連携に向けた検討を行っております。

それから、青木村として、もう一つの枠組みといたしまして、近隣の自治体にお声かけをさせていただきまして、資材費ですとか人件費の高騰といった共通課題の解決に向けた取組として、市町村間での物品等の共同調達であったり、業務の共同発注について、現在検討を始めているところでございます。

こういった取組が、事務の効率化や経費の削減につながっていくようであれば、少しでも前に進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 小林久美子議員。

○1番（小林久美子君） しばらく前の新聞に、青木村の部品をほかのところに調達しているという記事を、信毎さんの記事で読ませていただきました。少しでも経費節約に努力している姿が大変ありがたいと思います。引き続き、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小林久美子議員。

○1番（小林久美子君） 次に、地域未来戦略についてお伺いいたします。

これはちょっと大きな話になってきてしまうんですけれども、高市総理の方針演説が新聞に載ってまして、そこからのいろいろ引用になります。

農山村、中山間地域など、どこに住んでいても安全に生活でき、必要な医療、福祉や質の高い教育を受け、働くことができる場所を目指す。そのため、重要なことが、強い地域経済の構築と高市総理がおっしゃっておりますけれども、青木村では具体的にどのような対策をしているのか教えてください。今回は、経済について特にお伺いしたいと思います。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私は、総理大臣が言うところの強い地域経済の構築というのは、私は言

い換えれば稼げる村づくりというふうに読み替えております。

御案内のとおり、竹内製作所の誘致により、村の税収は飛躍的に高くなりましたし、さらに拡張工事進むというふうに伺っております。

道の駅あおきの年間売上高も、会社が設立されて今年10年目になりますけれども、雇用も含めて、売上げも相当数伸びているわけでございます。来客数も相当伸びております。新たな雇用も発生しております。

それから、商工会議所も非常に頑張ってくれていまして、10年前に比べれば、会員数はある程度伸びておりますし、そういうようなことで、青木村全体として強い経済の方向に向かっているというふうに思います。

今後も、このような事例をさらに進展させまして、強い青木村の地域経済に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（平林幸一君） 小林久美子議員。

○1番（小林久美子君） ありがとうございます。

強い経済に進んでいるという、青木村全体が進んでいるということで、大変心強く思っております。

幾つか質問させてください。

それでは、現在、青木村内で事業者は何件くらいあるのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えいたします。

統計調査等によりますと、村内には184の事業所がございます。

そのうち、160社、87%が商工会に加入しておりまして、令和7年度には6社の企業が新たに加入されています。

その内訳ですけれども、建設業、製造業がそれぞれ39社、サービス業が30社、小売業が22社、飲食業が12社、宿泊業が7社、卸売業が6社等となっております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 小林久美子議員。

○1番（小林久美子君） ありがとうございます。

結構、すごくたくさんあって良かったです。

新規起業者は、ここ数年の推移を教えてください。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えいたします。

令和6年には4件、サービス業が2件、製造、建設業が各1件です。令和7年度には2件、製造業が1件、小売業が1件です。今年に入りまして1件、飲食業の相談を受けております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 小林久美子議員。

○1番（小林久美子君） ありがとうございます。

新規起業にはどんな取組、例えば支援とかも含めて、あるでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 新規事業支援といたしまして、村では、創業支援等事業計画によりまして、村商工会経営指導員と連携、連絡を取り合っております。

主な内容は、融資、資金調達、こちらは信用保証協会や金融機関と連携し、金利の利子補給等を行っています。補助金助成、相談、伴走型サポートが主な内容です。

以上です。

○議長（平林幸一君） 小林久美子議員。

○1番（小林久美子君） ありがとうございます。

続いて、中小企業及び小規模事業者に対しての支援というものは、特別に何かありますでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えいたします。

村の独自支援策として、工業振興奨励金、こちらは、新しく購入された設備の固定資産税2分の1を5年間にわたり補助するというもの。受注拡大事業補助金、商談会等への出展助成、こちらは国内10万円、国外へは20万円の補助を出させていただいております。

続いて、採用活動の支援金、就職相談会や企業案内のパンフレット、動画の作成費用に10万円の補助。従業員の方には、中小企業退職金共済制度、中退共の掛金の助成、福利厚生事業として、勤労者互助会への加入を進めております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 小林久美子議員。

○1番（小林久美子君） これは結構いろんな場所でどのような周知をしているのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 主に商工会の活動の中で御案内をさせていただいております。

すし、役場へ訪れた窓口のほうでも御案内をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 小林久美子議員。

○1番（小林久美子君） そうですね。結構知っているようで知らないことも多分あると思うので、どんどんこういうこと、こういうチャンス之机に周知していかなければいいなと思います。

そして、さらに最近の時勢なんですけれども、原油由来など、物価高騰に対しての対策は、青木村では何か立てておりますでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 先行きがいまだ不透明な中東情勢の中で、村が何をできるのかというのが課題です。

国の3兆円を超える補正予算の早期成立に期待しながら、県、近隣市町村の支援策、動向を注視しているところです。

商工会や経営者からの状況、要望等を聞き取りながら対策を考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 小林久美子議員。

○1番（小林久美子君） 朝、村長さんのほうから補正予算のお話、少しお伺いして、これからのことなのかなという、そこに物価高騰対策も入っているか分からないですけれども、結構どこの企業も大変なところがあると思いますので、何とかしのがないといけないなと思っています。

次に、青木村には魅力的な地場産業もありますけれども、国や県の地域未来戦略を生かした青木村の現在の取組がもしありましたら教えてください。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） それでは、お答えします。

国の未来戦略の本部で言うところの大胆な投資促進とインフラ整備を一体的に講じることによりまして、外からの大規模な投資を呼び込むとか、地域的に産業クラスターを戦略的に形成していこうというのが国の方針でございます。

地域未来戦略を推進しますその地域ごとの産業クラスターを形成することとともに、地場産業の付加価値の向上あるいは販路の拡大、協力といったことが主になります。

長野県知事は、県主導で地場産業の成長プラン、そういったものを具体的に計画し取り組

んでいきたいというふうに言っております。

青木村にも、タチアカネソバをはじめといたしまして、特色ある農産物、あるいは竹内製作所をはじめとする優良な企業もございますので、青木村の特色あるいは特徴、こういったものを生かして地域経済の基盤の強化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（平林幸一君） 小林久美子議員。

○1番（小林久美子君） 今、タチアカネソバというお言葉も出まして、タチアカネソバも村の御努力ですごくいろんな所で販売されていて、とても好評なんですけれども、地域の強みを生かした商品について、青木村では今後どのような商品開発及び販売、展開を考えているでしょうか。教えてください。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 答えいたします。

様々な産業がある中で、ここでは農産加工品について答弁をさせていただきます。

タチアカネソバにつきましては、関係団体の取組の中で、知名度、認知度が高まり、誘客、集客につながっているところです。

お土産品としての商品開発を、村としても先導していきたいところでございますが、既に商品化済みの乾麺、昨年暮れには冷凍麺が開発、販売されておりますけれども、そのほかに、焼酎やビール、ソバの花の蜂蜜等がございます。

商品開発には実績のある製造業者への委託も考えておりますが、お土産が売れる、買われる下地づくり、ファンづくりが必要と考えております。どんなお土産が欲しいか、青木村のファン、関係人口、交流人口にアンケートを取りながら、商品化販売につながる取組にチャレンジしていきたいと考えております。

○議長（平林幸一君） 小林久美子議員。

○1番（小林久美子君） ありがとうございます。

おそば、タチアカネのそばがらは肥料には、あれはならないんでしょうかね。ちょっと私も調べてみます。

次に、商品開発をする民間企業にはどのようなサポートをしていらっしゃるのか教えてください。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 今年度の予算で、新たに商品開発の支援策ということで、試作品の開発に当たる民間企業への支援ということで、予算の範囲内で原材料費程度の支援

を予算計上させていただいております。

○議長（平林幸一君） 小林久美子議員。

○1番（小林久美子君） ありがとうございます。

ちょっと課が少し動きまして、地域未来戦略の一つとして、農地の大区画化や中山間地のきめ細やかな整備という項目がありました。青木村では何か具体的な政策はありますか。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長兼上下水道係長（奈良本安秀君） 農地の大区画化等につきましては、強い経済を実現するため、スマート農業の推進による生産性の向上が求められておりまして、その手段として圃場の区画拡大ですとか、樹園地の平坦化、それから用排水路の地中化などの農地の条件整備を進めていくことが、これは第4期の長野県食と農業農村振興計画の中にも位置づけられております。

担い手の減少や高齢化の進行による労力不足ですとか、生産力の低下、それから中核的経営体を中心に農地が集積され、農業経営は大規模化していく傾向の中で、本村におきましても、そのスマート農業技術の導入につきましては支援をしていく所存でございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 小林久美子議員。

○1番（小林久美子君） なかなか担い手不足というところがとても気になるんですけども、青木村には、原地籍という土壌にとっても恵まれた地籍がありますけれども、その場所までの道のりがとても、皆さんで見に行ったときに、細くて崖の横を通るような道で、危ない道だなと危険を感じたんですが、地域未来戦略の中山間のきめ細やかな整備ということで、この辺の支援策は何かお考えがありますでしょうか。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長兼上下水道係長（奈良本安秀君） 村道から原地籍までの道路につきましては、議員御指摘のとおり、狭く通行に危険を感じる方がいらっしゃることは承知をしております。

本道路、これは農道になりますけれども、この改良につきましては相当の工事費がかかると思定されるため、原地籍全体の将来像も検討していく中で、また地域未来戦略の可否等も含めて、今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 小林久美子議員。

○1番（小林久美子君） そうですね。ぜひ何かいい対策で、あまりお金のかからないように、

原地籍までの長い道が1本できるといいな、広い道ができるといいなと思います。

あわせて、あそこちょっと高台で、一面ソバ畑とかになったら、結構青木村の観光事業として、観光の一つの場所と勧められるんじゃないかなという思いがあるんですけども、その辺の観光事業との連携はこの先お考えでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 下奈良本、原地籍と観光事業の連携ということで御質問をいただきました。

議員がおっしゃるように、素晴らしいロケーションの中で農業体験、収穫体験が考えられますけれども、先ほどお話のありました乗り入れる農道が狭いということで、そこを逆手に取りまして、東山道、滝仙寺、リフレッシュパーク、沓掛温泉の観光体験、周遊散策を検討できるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 小林久美子議員。

○1番（小林久美子君） そうですね。全体的な地域未来戦略の次の観光対策という形にも動いていくのかなと思いますので、これはおいおい質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。いろいろありがとうございます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） 小林議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○議長（平林幸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 松 本 淳 英 君

○議長（平林幸一君） 続いて、6番、松本淳英議員の登壇をお願いします。

松本淳英議員。

〔6番 松本淳英君 登壇〕

○6番（松本淳英君） 議席番号6番、松本淳英です。

事前通告に基づきまして、2項目質問いたします。それぞれ一問一答での答弁をお願いいたします。

まず最初に、移住政策について質問をいたします。

人口減少が続く我が国において移住政策が各自治体の発展において重要な課題であることは改めて申し上げるまでもございません。当村で採用している地域おこし協力隊、こちらは単なる地域活動の担い手の確保だけではなく、重要な移住政策の一つでございます。

まず最初に、当村における地域おこし協力隊の活用の方針と現在の活動状況、募集状況について質問いたします。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 地域おこし協力隊、これは今、松本議員からお話がありましたようになかなかいい制度だと、青木村にとりましても活用していきたいというふうに思っております。

村では、平成27年4月よりこの制度を活用いたしまして、これまでに10名採用をいたしました。そのうち9名は退任しておりまして、9名のうち6名が3年間の任期満了で退任、そのうち3名が自己都合により途中の退任をしております。

退任後、青木村に定住している者は6名でございまして、任期満了に伴う方は全員が青木村に定住をしていただいております。そういう意味では松本議員がおっしゃった移住政策についてということは大変効果を青木村では出しているというふうに承知しております。

現役の隊員は1名でありまして、新規農業への活動、それから人手不足の農家への支援、猟友会の活動、そば打ち技術取得など精力的に活動しておりまして、青木村に定住し、就農していただきたいという私どもの願いでございます。

隊員の募集は通年しておりまして、青木村にゆかりのある方や青木村に定住したい方など、長く活動していただける方を中心に今後も採用してまいります。

○議長（平林幸一君） 松本淳英議員。

○6番（松本淳英君） 6名の方が青木村に定住していただいたということで、きちんとした成果が出ているかと思います。特にここ数年は農業、就農をする方に協力隊を兼ねていただ

くことで、定住していただく好環境をつくっていただいているかと思います。当村らしい活用がされていると考えているところでございます。

ただ、全国的に見ますと、地域おこし協力隊の一つの課題は、活動内容や地域性が協力隊がもともと希望していたものと異なり、活動が続かないこと、そしてその後に定住につながらないということです。

この問題を解決するために、お試し地域おこし協力隊、地域おこし協力隊インターン等を行う自治体もありますが、当村における考え方を質問いたします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 本村でも地域おこし協力隊の隊員の皆さんとのミスマッチをできるだけなくすよう、ここ直近の隊員の採用につきましては3か月のインターン期間を設けております。3か月の間に面接あるいは面談等を繰り返しまして、活動内容の確認の合意を得て本採用という運用を進めております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 松本淳英議員。

○6番（松本淳英君） 3か月のインターン期間があるということを理解いたしました。引き続きミスマッチが起きないように、できるだけ定住していただけるように採用を続けていただけたらと思うところでございます。

続きまして、ふるさとワーキングホリデーへの取組について質問いたします。

この事業は、都市部の方に一定期間、2週間から1か月、青木村に滞在していただき、実際に働いて収入を得ていただき、地域の暮らしを体験していただくものであります。将来の移住、交流人口の増加につながるものでございます。

現在、当村では実施されていないように思われますが、過去の検討の経緯や実施する上で課題等ございましたら、答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 村内でも農業等、住民レベルでの取組はあるようです。村の事業としての取組はございません。

ワーキングホリデーは移住、二地域居住促進に非常に有効的と考えております。旅をするように仕事をしながら暮らす、働く、交流するを同時に体験できるワーキングホリデーの取組について、県内先進地を参考に研究し、進めてまいりたいと考えております。

○議長（平林幸一君） 松本淳英議員。

○6番（松本淳英君） 住民レベルでは既に活動が行われているということでありました。農業は観光業においてはやはり季節性が大きくて、ピーク時の働き手の確保というのは大きな課題でもあるかと思います。その意味でニーズもあるかと思うので、引き続き住民の方、事業者と情報交換を密にさせていただき、先進事例も含めて今後も検討をしていただけたらと思うところでございます。

次に、当村で実施されています集落支援要員制度について質問いたします。

昨年度からの実施かと思いますが、初めにこちらの制度の概要と当村での活用方針について答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 所管に当たります総務省では、地域の実情に詳しく集落対策の推進に関してノウハウ、知見を有した人材が集落への目配りとして、集落の巡回、状況把握等を実施するとうたわれております。特別交付税の措置もあり、当村にとっても有効な事業というふうに捉えております。

当村では、昨年度から主に空き家対策が課題となっておりますので、その課題の解消に向けて取り組むということで集落支援員を配置しています。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松本淳英議員。

○6番（松本淳英君） 実際の活動の成果についてどのような状況にあるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 採用後、昨年、まず空き家の実態調査を行いました。平成29年度の調査では230戸あったものが区長の御協力もいただきながら、現状300戸あるというふうに把握しております。空き家の状況から活用、保全、解体が進むよう所有者に連絡を取り合いながら助言、提案できるよう、今後努めてまいります。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 松本淳英議員。

○6番（松本淳英君） 空き家対策というのは本当に重要な政策かと思います。村内に移住を希望された方にお話を聞きますと、やはりすぐに住める家がないというのは多くの方から聞くところでございます。その意味において、空き家対策は大変重要でございますので、引き続き積極的な活動をしていただけたらと思います。

また、他の自治体においては伝統文化の継承や買物支援、高齢者の見守り等も行っているようにございます。本人が希望することや特性に合わせていただき、活躍できるような環境を整えていただけたらと思います。

続きまして、村営住宅について質問をいたします。

当村においては充実した村営住宅が若者の定住促進につながってまいりました。現在、新規の村営住宅の建設を予定しておりますが、具体的な計画がどのようなになっているのか、改めて質問をいたします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） まず、昨年度末には予定された3棟6世帯の住居の退去を終えました。今年度に入りまして、予算もありますので、今後、3棟6世帯の解体を進めてまいりたいと思います。

建設費用が高止まりしておったり、資材等の不足から財源の確保に苦慮している現状ではありますけれども、計画を見据えて進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 松本淳英議員。

○6番（松本淳英君） 再質問になりますが、具体的な建設の時期はまだ未定と、これから現在の状況をいろいろ踏まえて決定していくものというふうに理解をしてよろしいでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 議員のお見込みのとおりでございます。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 承知いたしました。

今後、建設される予定の村営住宅ですが、従来の村営住宅との違いはありますでしょうか。定住を促進するために新たな工夫などございましたら、答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） そもそも当村にとって村営住宅は民間賃貸住宅がない当村にあって、若者世帯の流出防止、抑制等から昭和60年代から村営住宅の建設整備を進めてまいりました。その後、公営住宅法の改正もありまして、より所得の少ない住宅の困窮者に住居を貸し出すということの国の方針も相重なりまして、現在に至っております。

今回、耐用年数の経過とともに住宅の解体、そして整備を進めていくところでございますが、住宅等の世帯構成を見ますと、少人数化、核家族化が進んでおります。そういったこと

もございますので、住宅の間取り、面積等を見据えて、金額等も配慮しながら、皆さんに喜んでいただけるような住宅の整備に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 松本淳英議員。

○6番（松本淳英君） 承知いたしました。

先ほど、やはり財源を検討しなければいけないというふうに答弁がございましたが、今後、建て替えを進める上で相応の費用が出てくるかと思えます。この財源についてどのように手当てをしていくのか、質問いたします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 今までは国の補助金に頼って公営住宅の整備をしてまいりました。当然、国の補助金も一つの選択肢にはありますけれども、民間資金の活用、公設民営、民設民営など、選択肢に加えて、長野県住宅供給公社等の助言もいただきながら、現在、財源の確保等に努めております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 松本淳英議員。

○6番（松本淳英君） 先ほど、どのような新しい住宅にするかということを併せまして、どのように財源をするのかということも絡んでくるかと思えます。本当に当村の需要をよく把握していただきまして、また、財源的にも有利な形で進めていただけたらと思うところがございます。

こちら、最後の質問になりますが、今後、取壊しが行われる村営住宅において、現在在住されている方への対応はどのように行っておりますでしょうか。どの程度の方が村内に引き続き残るのか、そうでないのか、そこら辺のことを含めまして答弁いただけたらと思います。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 現在入居されている方につきましては、面接、面談を通じまして御意向に沿って、退去していただきたいというふうに先導しております。

昨年に引き続き、2回目の面談に入るわけですが、その面談に当たっては、あくまでも入居されている方の御意向に沿って面談を進めていくということでございます。幸い、今年度取壊しの3棟6世帯につきましては十分な御協力をいただきましたので、来年度以降、4棟8世帯が3グループといいますか、3か所といいますか、3コーナーといいますか、分かりますけれども、入居されている方との面談を繰り返して、御意向に沿った対応等を進め

ていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 松本淳英議員。

○6番（松本淳英君） 意向に沿った対応をされるということでございました。もちろん村営住宅ですので入れる方、入れない方、一定の条件があるかと思えます。条件があるということは必ず条件にそぐわない方も出てきてしまうかと思いますが、当村の行政の強みは小回りの利くことかと思えます。条件にそぐわない方がいらっしゃっても、村内の他の住宅を紹介する等、小回りを生かして丁寧な対応をしていただけたらと思うところでございます。

地域協力隊、集落支援要員、ワーキングホリデー等、これらに共通することは、やはり新しい方に試しに入ってきていただくということや、行政に近いことを今までと違った形で取り組むことになるかと思えます。当村でも地域協力隊の方が、多くの方が定住していただきまして、最近では農業と地域おこし協力隊を兼ねるというのが一つの形になって成功事例になっているかと思えます。

引き続き、いろんな試行錯誤が続くかと思えますが、新しい考え方も取り入れつつ、新しい形が当村でもまた出てくるように御尽力いただけたらと思うところでございます。

続きまして、教育行政について質問をいたします。引き続き一問一答での答弁をお願いいたします。

まず最初に、小・中学校の登下校の安全確保について何点か質問いたします。

青木小学校の登下校の安全性を確保する上で、集団登校が果たす役割は大変大きいかと思われまます。当村として小学校の集団登校に対する考え方の答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 集団登校に関しましてはプラス面とマイナス面の両方があるために、教育委員会が一律に決定できる問題ではないと考えています。

低学年の安全確保や社会性の育成等のメリットがある反面、大事故になってしまうという危険性や少子化による編成難あるいは欠席連絡等による時間のロス等が発生すること、また、人間関係のトラブルなどのデメリットもあることから、文部省の通知では、実施は学校が主体となるようになっておりまして、青木村でも学校の判断に任せたいと考えております。

○議長（平林幸一君） 松本淳英議員。

○6番（松本淳英君） 再質問になってしまいますが、学校の主体性の判断ということですが、具体的に青木小学校としては、それを受けてどのような判断をされているのか。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 実際ですけれども、青木小学校は4月のみ集団登校とし、低学年の子供たちに基本的なルールや安全に対する理解が定着したところで、あとは各自がそれぞれに登校するというようになっております。

高学年の児童についても交通安全に対する意識ですとか、低学年の児童への思いやりの気持ちが育つことから、青木小学校の現在の4月のみという取組というのは誰もが納得できる方策であるんじゃないかなと考えております。

○議長（平林幸一君） 松本淳英議員。

○6番（松本淳英君） 集団登校につきまして、一律の義務ではないということと4月のみに実施されているということ、理解いたしました。実際見てみますと、4月以降も同級生とか同じ地域に住む方々が自主的に集団登校されて、連絡等もされているところがございます。

先ほど、メリット、デメリットがあるということもありましたが、やはりメリットもありますので、人間関係がどうのこうのということもありますが、そこで学ぶこともあるかと思えます。集団登校のメリットについて一度、学校側、PTA側にも説明をして、安全な集団登校ができるよう検討もしていただけたらと思うところでございます。

続きまして、子供を守る「あんしんの家」について質問をいたします。

「あんしんの家」につきましては、通学路における子供たちの緊急時の駆け込み場所としての役割を沿線住民の方に担っていただくものであります。この「あんしんの家」も高齢化等によって協力をされる方が年々減少してきているほか、協力されている家におかれまして、外出等により実質的に機能していない家が増え始めております。

改めて行政として、協力者の募集を行い、制度の強化を図ることについてどのようにお考えでしょうか。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木小学校の子供たちは年度当初に、小・中学校合同下校の際に「あんしんの家」の確認と挨拶をすることで、その場所や家の方と触れ合うようになっております。

一方で高齢化が進んでいることも事実でありまして、もうできないと言われている家も出てきております。学校ではPTAの校外指導部の皆さんが年度当初に継続について確認を取ったり、必要な場合は新たな家をお願いしたりしております。

議員お話しのように、事業所についてもお願いできるところはお願いしたいと思ひまして、

商工会に依頼をいたしました。今後、引き受けていただける事業所があれば受けていただくよう、教育委員会としても働きかけてまいりたいと思います。

○議長（平林幸一君） 松本淳英議員。

○6番（松本淳英君） 商工会に依頼していただいたということ、大変ありがとうございます。PTA、学校でも新しく登録される方を探しているかと思いますが、ほかにもやらなければならないことがある中で、学校やPTAとしてもなかなか大きく動けないところかと思っています。

行政として、何年かに一度、大きく強く動いていただくことが重要かと思いますので、引き続き、行政としても協力者の賛同のほうを募っていただけたらと思うところでございます。

続きまして、青木小学校と中学校において監視カメラを導入した件について質問いたします。

現在の活用の状況、今後の運用や拡充の方針はどのようなになっているのか答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 活用状況ですけれども、青木小学校の職員室でどの職員も確認できるようになっておりまして、昇降口付近で不審な状況があった場合は、すぐにみんなが確認すると、走っていくということになっています。

現在までその確認が必要となった事例はありませんけれども、昇降口前にカメラが設置されているということは、防犯上の抑止力になっていると考えております。

一方で、今後の方向についてですが、監視カメラの設置というのは、不審者の侵入への未然防止ですとか犯罪抑制に役立つという面がある半面、プライバシーの侵害ですとか情報漏えい等の問題も考えていかななくてはならないなど、慎重論も併せて議論されていますので、現在のところでは、今後、一層拡充していくという計画は今のところは考えてはおりません。

○議長（平林幸一君） 松本淳英議員。

○6番（松本淳英君） こちらの件につきましてもプラス面、マイナス面あるかと思っています。今後の状況の変化に応じて、必要に応じて対応を取っていただけたらと思うところでございます。

次に、キッズGPS、子供GPSについて質問いたします。

子供を1人で徒歩で学校に通わせている御家庭によっては、キッズGPS、子供GPSを持たせている家庭がございます。小さなGPSをランドセルに入れておけば、現在、子供が

どこにいるのか把握ができるものでございます。

まだまだ携帯電話を子供に持たせるのはちょっと早いなと考えている家庭にとっても、こちらがあれば子供の状況が把握できるものとしまして、安全対策という意味においてはかなり力のあるものかと思います。

このGPS購入に当たり、一定額の補助を村として支給することができるのか、答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 一番必要になると思われる場面というのは、放課後の子供たちの行動の把握だと思われませんが、今、放課後、児童の多くが児童センターを活用している状況であります。

基本的には兄弟は一緒に帰ることになっていたりとか、4時半以降は保護者のお迎えをお願いしてあったりするために、積極的にキッズGPSを推奨するとまでは今、実は考えておりませんで、今回は御意見として伺っておくということにしたいと考えております。

○議長（平林幸一君） 松本淳英議員。

○6番（松本淳英君） ありがとうございます。

1つ5,000円から数千円というところと、毎月数百円かな、通信料がかかるというものでございます。子供の多い家庭においてはそれなりに気になるものではございます。家庭の経済状況によって安全性が変わるというのはあまりよくないと思いますので、長い目で見て、検討いただけたらと思います。

続きまして、通学に活用する村営バスについて質問をいたします。

現在、村営バスC線、管社・当郷・殿戸方面ですが、こちらで登校すると、青木バスターミナルに8時11分に到着し、児童・生徒の足では8時15分の学校開始に間に合わないことが多くあります。

村営バスの利用により学校が遅れても、遅刻にしないということを周知していただいておりますが、やはり毎日のように学校に遅れていくというのに抵抗を覚える御家庭があります。この便に限って青木小学校校内、玄関の近くにバスを停車させれば問題の解決につながると思われますが、対応可能かどうか、答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 御指摘のバスについては、これまでも本当に何度も検討を重ねてきたところであります。時刻を変更できなかった理由は、保育園の園児が乗っているために、

保育園としては時間が早過ぎる問題があったということと、実はこのバスは当郷に向かう前に、原池に行ってきたから当郷に向かうという便でありまして、相当に早い出発になるという問題がある便でありました。

一方で、議員がお話しされるように小学校内で下車すれば、5分から10分程度早くなるとは思われるんですが、今度は小学校の正面の道路内で、送迎のための保護者の車との接触事故が心配になってきます。

今回、関係する保護者や保育園と調整を行いまして、今より5分は早く運行できるのではないかと今、検討中であります。そうすると、これが少し改善されると考えているところがありますので、期待をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松本淳英議員。

○6番（松本淳英君） 本当に長い間、検討をいろいろとしていただきまして、そしてまた、5分早めに動いていただけるということで、ありがとうございます。朝の5分、貴重な5分、この5分によって問題は解決するかと思います。

ただいま朝は保護者の車との接触事故の可能性が懸念されるという答弁がございましたが、朝、先日の雨の日に子供を送っていきますと、本当に危険な状況でございますので、こちらでも動線を工夫とか、別の意味で安全対策をきちんと取っていただけたらと思うところがございます。

次に、要保護及び準要保護児童等就学援助費について何点か質問いたします。

要保護及び準要保護児童等就学援助費は、支給基準が年収や世帯等によって決定されますが、自治体によって準要保護についてはばらつきがございます。当村において準要保護についてどのような基準で支給をされているのか、答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木村の基準ですけれども、まず、生活保護ではなくなったけれども、生活保護に準ずる家庭、さらに村民税の減免や非課税の家庭であります。さらに加えまして、国民年金の免除、国民健康保険の保険料の減免または徴収猶予、児童扶養手当の支給、生活福祉資金の貸付け世帯等の措置を受けている家庭という基準を設けております。

さらに加えまして、職業安定所登録の日雇労働者である方、保護者の職業が不安定である家庭、生活状況が困難である家庭、経済的な理由による欠席日数が多い児童・生徒の家庭が申請のための項目になっております。

いずれにしても経済的な状況や世帯の状況等を踏まえて、教育委員会としてきめの細かな対応をしていると考えております。

○議長（平林幸一君） 松本淳英議員。

○6番（松本淳英君） そのような基準に基づいて支給されているかと思いますが、周辺の自治体に比べまして、基準はどのような状況にありますでしょうか。自治体によっては、世帯でどのくらいの年収等であれば支給の基準になるということを開示している自治体もございますが、もしそのようなことを当村でも比較できるようでありましたら、答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） その認定基準につきましては、周辺の市町村と比較しても、ほぼ同様な内容になっていると考えています。

ただ、青木村のよさとしては、年度途中であっても保護者の病気や離職、災害などによって経済的な急変があったときには、申請してもらえば、協議を経て認定していく柔軟性がありますので、きめの細かさは青木村ならではのものがあると考えております。

○議長（平林幸一君） 松本淳英議員。

○6番（松本淳英君） きめの細かい対応ができるということで、まさに青木村の行政のよさが出ているかと思います。

この支給対象の費用、経費についてですが、こちらも自治体の情勢について反映することができるかと思いますが、この支給の対象についてどのように見直しを図っておりますでしょうか。自治体によってはタブレット端末に対応して、通信費等も対象とする自治体もありますが、当村のお考えを答弁ください。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 支給額は、ここ数年は横ばいの状況であります。支給の対象とする内容も学用品費や新入学準備品費に加えて修学旅行代、卒業アルバム代も対象にしております。議員からお話のあったオンライン通信費も全員に支給しております。

ですから、青木村のその内容というのは、さっきもお話ししたように、村ならではのきめ細やかさがあるんじゃないかなと考えています。

○議長（平林幸一君） 松本淳英議員。

○6番（松本淳英君） きめ細やかな対応が行われている、実際に支払いもされているということ、理解いたしました。この項目はそんなに頻繁に変わるものではないかと思いますが、

折に触れて、タブレット端末が導入されるなど、学習の環境も大きく変わっておりますので、柔軟に対応していただけたらと思うところでございます。

最後の質問となりますが、子育て支援として未満児保育料の完全無償化、上昇する給食費や修学旅行費の対応、入学祝い金等、いろいろと求められるべきものもあります。しかし、その一方で財源としては制約があるのも事実かと思えます。

この意味において、所得水準が低い家庭に限定をして支援を行う就学援助費用制度を充実させることは大変意味があることかと思えます。小さな歳出によって大きな効果が得られるものでございます。他の子育て支援政策と比較して、この就学援助費用制度の充実をどのように位置づけていくのか、答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木村は互いが顔が見える関係ということで、何度も言っているようにきめの細かな対応や支援を行っていることについては、他の自治体と比較しても手厚い対応ができていているというふうに考えています。

就学援助費についても、入学前から全家庭に申請書を配布して、新入学準備品費を支給しておりまして、先ほどお話ししたように、年度途中でも申請を受けて対応しています。このような柔軟な対応を今後も継続してまいりたいと考えております。

さらにもう一つ、大きな子育て支援として、経済的な支援もさることながら、子育てに悩む保護者に対して、かんがる一教室やたんとキッズあおきの伴走支援、ソーシャルワーカーによる相談体制など、精神的、専門的な見地から、保・小・中一貫教育の支援体制が整えられているというふうに認識しておりまして、経済面だけではなくて、精神面の支援も青木村は充実しているというふうに考えておりますので、そこは他と比べても誇るべき体制かなと考えております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松本淳英議員。

○6番（松本淳英君） 経済面以外のことも丁寧に対応していただけているということ、柔軟な対応をこちらはしていただいているということを理解いたしました。

こちらの制度は、準要保護につきましては国の補助がなく、自治体の支出によるものかと思えます。自治体によって考え方の違いが出やすいところかと思えますが、先ほど柔軟な対応等で周辺の自治体よりも使いやすい制度になっているということも理解させていただきましたが、経済格差が教育格差に出てしまうというものは大変よくないことでございます。

子育て支援とは別に、経済格差が教育格差に続かないような政策として重きを置いて、対応していただけたらと思うところでございます。

以上をもちまして、私からの質問を終了いたします。

○議長（平林幸一君） 松本議員の一般質問は終了しました。

◇ 北 澤 久美子 君

○議長（平林幸一君） 続いて、3番、北澤久美子議員の登壇をお願いします。

北澤久美子議員。

〔3番 北澤久美子君 登壇〕

○3番（北澤久美子君） 議席番号3番、北澤久美子でございます。

事前通告しました子供スマホ環境の問題についてと人口減少、少子化対策についての2項目について質問させていただきます。一括質問でお願いします。

初めに、子供のスマホ環境問題についてお尋ねします。

現在はデジタル社会になり、スマホが常に身近にあります。外出中にスマホを忘れたことに気づき、それからは不安になり、一日中落ち着かないという話があります。それほど人々の生活に欠かせないものとなりました。

しかし、その利便性の裏側で子供たちのスマホ利用に関する課題が深刻化しております。小学校の保護者の方から、家庭で子供がゲームやユーチューブばかりしていて、注意してもやめられないという切実な悩みを頻繁に耳にします。

こども家庭庁が2025年度末発表した令和7年度青少年のインターネット利用環境実態調査の結果報告によれば、青少年の99%がインターネットを利用していると回答がありました。その中でインターネットを利用する機器では、スマホの利用が1位となっております。次いで学校から配付されたタブレット、ゲーム機、テレビと続いておりました。

今回の質問では、利用が多く、より身近にあるスマホの環境を代表としてお尋ねしたいと思います。

子供のスマホ利用実態調査の結果を見ると、小学生のスマホ所持率は56%に達しており、中学生は96.9%とほぼ全員が所持している調査結果が出ました。所持する目的は、緊急時の連絡手段、GPSによる位置情報の把握といった防犯、安全対策、帰りや塾の送迎連絡用、

子供が欲しがったなどが挙げられております。

特に憂慮すべきは、利用時間の長時間化です。自由時間で平均利用時間は小学生が約3時間54分、中学生は5時間24分、高校生は6時間44分にも及びます。文科省の全国学力・学習調査では、利用時間が2時間を超えると、テストの正答率が顕著に下がるというデータが出ており、学力への影響は無視できません。

さらに深刻なのは、健康と脳への影響です。長時間、画面を見続けることによる視力の低下、勉強する時間が減るための学力低下、慢性的な睡眠不足による集中力低下、コミュニケーション能力の低下などが指摘されております。

特に脳の働きが発達途中の小学校低学年はスマホのやり過ぎで脳の発達障害、前頭前野の機能低下、情緒不安定などが表れ、感情のコントロールが難しくなり、イライラや生活のリズムの乱れを招く危険性が指摘されております。

厚生労働省の補助事業のネット・ゲーム使用と生活習慣に関する実態調査の調査結果によれば、1日4時間を超える利用は依存症のリスクを高め、やめたくてもやめられない状態になるようです。スマホ依存の自覚のある人は、中高生の7人に1人が依存症の疑いがあると推定されております。

こうした背景から、昨年、愛知県豊明市で、全国で初めて仕事や勉強以外の自由な時間で、スマホ等の使用時間を2時間以内とするよう促す条例が提出され、大きな話題となりました。これはもはや家庭内だけの問題ではなく、社会全体で取り組むべき喫緊の課題であることを示しております。

次世代を担う青木村の子供たちがスマホに使われるのではなく、正しく使いこなす力を身につけ、心身ともに健やかに成長できるよう、大人たちの責任を持って環境を整える必要があります。このような趣旨で、正しいスマホ環境づくりについて3点お尋ねします。

1つ目、青木村における子供のネット利用時間の把握について。

本村の子供たちのスマホ所持率や利用時間、それに伴う睡眠不足の実態などを把握するための独自アンケートを実施した実績あるいは今後の実施予定はありますか。まずは、村独自の現実を数値化し、保護者と危機感を共有することが不可欠と考えます。村の見解を伺います。

2つ目、外部講師や専門家と連携した予防教育の実施について。

長時間使用が心身に及ぼすリスクを学ぶ機会が必要です。外部講師や専門家を招いた児童・生徒及び保護者向けのワークショップや講演会を村として支援開催する考えはありますか。

すか。

3 つ目、青木版スマホ家庭用ルールの策定と普及について。

スマホの使用について親子で話し合い、家庭内スマホルールを全家庭でつくり、村が主導して、夜何時以降は使用しないなどの共通指針となるガイドラインや、親子で書き込めるルール記入シートを全家庭に配布するなど、村、学校、家庭が一体となって取り組む考えはありますか。

青木村の大切な子供が大事な時間をスマホに奪われないよう、子供のうちから正しい使い方を身につけてもらいたいと思います。村ではどのように考えますか。実態と併せてお聞きます。

○議長（平林幸一君） 杓掛教育長。

〔教育長 杓掛英明君 登壇〕

○教育長（杓掛英明君） まず最初に、スマホ環境についての質問ですが、これは今、最も大事に考えていかななくてはならない重要な問題であると私たちも考えています。これからも力を入れて対応していくつもりであります。

さて、まずアンケートについてお答えします。

令和5年度にあおきっ子教育ポイント5か条を改定しました。最も大きな改定部分は第3条の改定で、それまで「スマホは持たせない」となっていた約束を「メディアと上手に付き合って」としたことであります。併せてぐっすりたっぷり睡眠時間、自らこつこつ家庭で学習を加えて、新たな3条にいたしました。

この改定を行うために、令和4年に小・中学校の全児童・生徒の家庭にアンケート調査を実施いたしました。内容ですが、メディアの利用時間、家庭内での約束の有無、メディア利用の主な利用内容、就寝時間、メディア利用でのメリットや問題点等であります。

また、小学校、中学校ではここ数年、メディア信州から先生を派遣していただいて、講演会を実施しております。メディア信州というのは、子供がスマホやタブレットなどのメディアと健康的に付き合うことを目的としてつくられた団体でありまして、学校職員や教育委員会関係者、小児科医の専門性の高い人たちが集まってつくっている組織であります。

そのメディア信州では、毎年、長野県内の10万人規模の児童・生徒にアンケート調査を行っております。上小では青木小学校や中学校、上田市、長和町の全学校の児童・生徒の様子について調査結果が毎年出ております。この調査では、スマホを持っているか、毎日何時間使用しているか、ゲームの種類、何時まで使用しているか、家の人との約束はあるか等、細

部にわたった調査が行われております。

小学校の所持率は低いんですが、今、お話にあったように中学校になると一気に所持率が増えていきます。また、使用時間ですが、およそは一、二時間に抑えられていますが、青木でいうと各学年に数名は3時間以上行っているという実態がございます。

また、家でのルールも、多くの家庭では約束を決めているものの、これも各学年で数名は決めていない、あるいは守っていないという実態がございます。

これからも毎年、子どもとメディア信州はアンケートを全県で行っていきます。小・中学校ともに回答することになっておりまして、回答結果も把握できておりますので、他の市町村とも比較しながら適切な指導をしてまいりたいと思っております。

次に、2つ目の外部講師を招いた予防教育、ワークショップ、講演会等ではありますが、青木小学校も中学校も毎年、児童・生徒、保護者も一緒にその場で講演会を行いまして、メディアとの付き合い方について研修を行っております。

今年も中学校では4月に実施しまして、スマホやゲームの心身への影響、お話しになったとおりです。依存症等について、闇バイトやフェイクニュース、その特徴や対応、SNSでのトラブルと予防対策、脳の働きとメディアとの関係等について、様々な資料を使って生徒だけでなく、保護者も一緒に参加してお話を聞いております。

感想ですけれども、3年生がこう言っています。自分はゲームする時間が減ったのでよいと思っていましたが、それは楽観主義バイアス、自分は大丈夫だと思っている人ほど危険に陥る可能性が高い、そういう可能性があることに気づけましたという感想、それから2年生ですが、これからの人生を考える上でタブレットとの関わりはとても重要なので、今回のお話をしっかりと生かして生活していきたいです。安全、適切に利用していきたいですという感想が出ております。

これは今年だけではなくて、今までもずっと続けてきた内容ですが、来年度以降もこれは必ず実施していく必要があると考えています。

最後、3番目ですが、青木版スマホ家庭内ルールを策定したらどうかということでありまう。我々大人も含めて、情報メディアが当たり前のように身の回りにある現代において、生成AIを含めた情報メディアを禁止ですとか回避したりすることは、現実的には不可能な部分が多かったり、今後、いずれトラブルに巻き込まれたりしてしまうおそれがあるというふうに考えております。

ですから、これからのメディア社会を生きていく子供たちを育てるためには、禁止すると

いう視点ではなくて、正しい知識と判断力を身につけて適切に使用していくための自己決定力、これがキーワードになるかな。自己決定力を育成することが最も重要であると考えています。

子供たちを一方的にルールで縛ってしまうことは一時的な効果はあっても、自己決定力を低下させてしまうおそれがありますので、子供と大人が一緒になって考えて、互いが納得できるルールをつくり、自分で行うことが本当の意味での子供たちのためになるというふうに考えております。

そのためには家庭や地域を巻き込んだ啓発活動が必要になります。家庭内ルールの策定ですとか保護者向けの講座を実施するなど、学校ではこれからも継続した取組を大切にしていくなかでありますし、青木村には保・小・中一貫教育としてあおきっ子教育ポイント5か条委員会、それから保健委員会など、様々な委員会が組織されておりますので、2年前、5か条委員会でメディアとの付き合い方について改定をして、子育てフォーラムで発表してもらったところでありますが、改めて、第3条の必要性を保護者と共有し、実施状況を把握したりして、あおきっ子教育5か条が幅広く利用されていくよう、今後も力を入れて努めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（平林幸一君） 北澤久美子議員。

○3番（北澤久美子君） 御答弁ありがとうございました。

1つ目の青木村における子供ネットの利用時間の把握ですが、メディア信州専門の方からのアンケートを実施されているとのこと、大変心強く思います。できれば、もう一つ、村独自の身近なアンケートというものもあると、さらにいいのかなと感じました。

しかし、子供たちは怒られるのをおそれ、利用時間についてアンケートの結果を出すとき、きれいごとの回答になりがちです。子供の本当の実態を把握していくことは難しいことと思いますが、本音を聞き出す一歩踏み込んだ内容として、定期的に把握していただくことを期待しております。そして、お話にあったその結果を家庭と学校で共有していただき、守っていただければと思います。

2つ目の外部講師や専門家と連携した予防教育についてですが、先ほど、この4月に開催されたとのこと、そして子供たちも認識ができたということ、とても大変よかったと思います。早速に取り組んでいただいているということで、本当にありがたく思います。

先ほどお話がありましたように、危険性を教え込むだけではなく、あれも駄目、これも危

険と縛るのではなく、子供たちが自分で利用時間をコントロールする力、自己管理能力がやはり大切です。日常的に育てる教育の前向きな取組をこれからも引き続きよろしくお願いいたします。

3つ目の青木版スマホ家庭ルールの方策についてですが、あおきっ子教育ポイント5か条の方策が既にあるとのこと、素晴らしいです。もう方策されて大分たっているということで、見据えた中での作成だったと思います。

その中で、家庭でのルールもつくれているということの推奨されていることは理解できました。しかし、ルールというのは何のルールも同じですが、つくって、それをさらに守ることが大切です。ぜひ守られているかという本当のところのその部分の調査もやっていただけると、さらにいいのかなと感じました。

日々、仕事や家事に追われている保護者にとって、守らせることは大きな負担です。子供が自発的に守りたくなるようなルールとなることを期待します。引き続き子供たちがデジタル時代を健やかに生き抜いていくための教育をお願いし、次の質問をさせていただきます。

2項目め、人口減少、少子化対策についてお尋ねします。

日本の人口減少及び少子化は、日本社会において経済、社会保障、教育、生活全般に深刻な影響を及ぼしております。労働人口の減少で、介護、物流、建設、交通では、人手不足が顕著な状況です。2040年頃には日本の現役世代の人口が現在の約8割に減少する8がけ社会が到来すると言われております。

また、阿部長野県知事は2050年頃には、長野県の総人口が2001年のピーク時の約7割になる7がけ社会の到来を予測されております。人口減少と深刻な人手不足により、インフラを維持するのが困難になることが予想されます。そんな少子化の影響は青木村も例外ではなく、人手不足で地域の祭りもできなくなり、文化、伝統の継承も困難になりつつある現実があります。

ここで本村の直近10年間のデータを改めて直視する必要があります。青木村の統計データによると、2014年から2024年までの10年間で、村全体の人口は4,466人から3,892人となり、約13%減少しました。また、小学校の児童数は218名から177名となり、約19%減少、さらに出生数に至っては27人から17人へと約37%の大幅な減少を記録しています。子供の減少が全体人口の減少を上回り、少子化が加速している極めて深刻な事態です。

少子化対策として、青木村がこれまで取り組んできた給食の無償化や18歳までの医療費無償化などの子育て支援については、大変充実していると評価しております。しかし、これは

既に生まれた子供への支援です。さらなる少子化対策を考えたとき、その前段階である結婚を希望する方々への支援を強化し、夫婦の数を増やしていくことが今こそ重要ではないでしょうか。この10年間の婚姻数は21組から13組と約40%も減少しました。

そこで、私は今回の質問に先立って青木村の結婚事情を調べるべく青木村社会福祉協議会に行き、青木村結婚相談所の現状と取組をお聞きしました。結婚相談所では結婚相談日を月に1回設けています。相談者と個別の相談が行われています。ほかに村外も含めた幅広い出会いの支援を行うため、長和町、東御町、立科町を含む4市町村で、4市町村結婚相談員連絡会を設け、情報交換会を月1回行っています。

また、2年に1回、各地区輪番で広域婚活共同イベントを開催しています。去年は青木村の当番で、パターゴルフ、マレットゴルフ大会を予定しましたが、あいにく雨になってしまい、文化会館でクイズ大会とお楽しみ抽せん会を行いました。また、村の婚活イベントでは、タチアカネを使い、男女ペアでそば打ち会など出会いのきっかけづくりに献身的に取り組まれていました。

しかし、現場の大きな悩みとして浮かび上がったのは、相談所に登録することへの心理的な抵抗感があり、登録者がなかなか増えないことが実態で、一番の大きな悩みということでした。今は民間のマッチングアプリや結婚支援サービスがありますが、個人情報の取扱いや信頼性の面で不安を感じている方も少なくありません。だからこそ、村がバックアップする公共の結婚相談所が持つ圧倒的な安心感と信頼性を最大限に活用すべきです。

このような趣旨で、以下の2点について村の考えをお聞きします。

1つ目、婚活支援の柱の強化について。現在、村では社会福祉協議会で長野県公式の結婚マッチングアプリへのつながりができます。登録料の補助金があることは承知しております。今後、子育て支援を結婚・出産・育児へと包括的な少子化対策へと進化させるべきと考えます。村として、結婚支援、夫婦創出を少子化対策の重要な柱として、今後、それ以外に計画している支援策はありますか。

2つ目、結婚相談所への具体的な支援と官民連携について、登録へのハードルが高いという現場の課題を解消するために、例えば「結婚相談所」という名称をより親しみやすい名称に変えることや広報紙に村内で結婚した夫婦の出会った体験談を載せるなど、積極的なPRを行うなど、一歩踏み込んだ支援を行う考えはありますか。相談所と連携しながら、できる具体的な支援がありますか、お聞きします。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 人口問題、少子化対策について２点御質問をいただきました。私は結婚支援の指針として村が進めております結婚相談所について、中心にお答えをしたいというふうに思っております。

相談員の皆さんには、北澤議員は現場に赴きまして意見交換をされたということでありがとうございました。皆さんも心強く思ったというふうに思っております。

相談所の皆さんは本当に一生懸命やっていただいて、月１回の定例会のほか、御質問にもありましたように、近隣の市町村との交換会にも積極的にやっていただいております、ありがたく思っております。

名称についてでありますけれども、片仮名と英語とかいろいろあるんですけれども、一つは行政がしているということで、青木村結婚相談所というのはそういった意味で信用があるのかなというふうに思いますが、例えば愛称を設けて、括弧で丸々というような言い方もあるのかなというふうに思いますので、具体的には社協あるいは結婚相談員の皆さんと相談をして、行っていきたいなというふうに思っております。

相談員の活動につきましては、結婚を考えている方とかその家族の皆さんにどういうふうにPRしていくかというのが大きな課題であるというふうに思います。御質問にもありましたように、相談員の皆さんは近隣の４市町村の皆さんと情報交換、いわゆるデータの交換をして、マッチングの機会をよりたくさんの標本数の中で行っているわけでございまして、そういうところも功をなしている方もいらっしゃるというふうに聞いております。

結婚イベントもいろいろとやり方がありまして、内容もありまして、少人数でやったりあるいは数十人単位でやったり、両方やったり内容を変えたり、いろいろ具体的には知恵を出しながらやっているというふうに伺っております。

今後、結婚相談所の皆さんだけに頼るのではなくて、民間の方の知恵も、民間のこういったマッチングアプリを管理したりする相談所もありますので、そういった皆さんと連携を取りながら、知恵をいただきながら運営を進めてまいりたいと思っております。

○議長（平林幸一君） 北澤久美子議員。

○３番（北澤久美子君） 御答弁ありがとうございます。

ただいま村長さんからお話がありましたように、私も結婚相談所へ伺いまして、まず、結婚相談員の方がほぼボランティア精神を持って、我が事のように親身になって若者の相談に乗り、地域の縁結びに奔走してくださっている熱心な活動に心より感謝申し上げます。ま

た、村でも今までいろんな企画はされていると理解はできました。

先ほどの名称の件ですけれども、そもそもの名称は変えられなくても、愛称で変えられるというところで、今、お話ししていて、ふと思ったのが大人のクラブとか何かさらっと言えるような名前がいいのかなと、またそこら辺は相談員さんのところに行って、いろんなお話をしていく中で何かアイデアが浮かべばいいなと思いました。

説明の中の繰り返しになるんですけれども、少子化対策の本当の根幹は婚活支援、出会いの創出にはかなりません。夫婦を増やすことなくして、青木村人口減少に歯止めをかけることは不可能です。若者の人生を村全体で、本気で応援する姿勢こそが青木村が打つべき最大の少子化対策と考えます。御検討を今後ともよろしくお願いします。前向きな御答弁、ありがとうございました。

以上で、私からの２項目の質問を終わりにします。

○議長（平林幸一君） 北澤議員の一般質問は終了しました。

◇ 松 澤 広 海 君

○議長（平林幸一君） 続いて、２番、松澤広海議員の登壇をお願いします。

松澤広海議員。

〔２番 松澤広海君 登壇〕

○２番（松澤広海君） 議席第２番、松澤広海です。よろしくお願いします。

質問事項３点ありますが、一問一答でお願いします。

第１ですが、耕作放棄地解消に向けての第一歩ということで、杓掛区クマノサワ上日向林復活プロジェクト第１回打合せが４月１５日に行われ、４月２１日に現地草刈りスタート、役場職員９名、地元有志４名で行われました。誠にありがとうございました。

その後、４月２８日、雑木切り整備、役場３名、地元２名、４月３０日、粗耕うん、役場３名、５月７日、苦土石灰８０袋まき、役場職員、５月１２日、２回目粗耕うん、役場２名、地元２名、今後も畑づくりや作付に向けて、御指導、御協力のほど、何とぞよろしくお願いします。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 農業委員会の調査では、村の遊休地は約１９．９％となっております。

御質問いただきました日向林でございますけれども、令和元年までは中山間地直接支払の交付を受けたエリアでございますが、令和2年度以降は高齢化、担い手不足といった理由から中止になっております。

耕作放棄の最大の原因は、高齢化と労働力不足と言われておりますが、これをどう解消していくか、誰が動いてやっていくかというのは大きな課題で、この場所もそうであろうというふうに思っております。

国の補助金あるいは農地バンク、こういった制度があるわけですが、やはり地元の方々が熱意あるいは外部の人の活用など、新たな取組をしていく必要があると思っております。

この地区では最近、有志の方々が、今、御質問がありましたような問題意識を共有していただきまして、話し合いが行われ、行政としても農業支援センターを中心に再生作業を行う過程で支援をさせていただいているところでございます。

今後につきましても継続的な支援を行ってまいります。ぜひとも地域内でこの取組に賛同していただき、そして作業をしていただく方を増やしていただきたいというふうに思っております。こういったことが作業の負担にもつながっていくのではないかと思いますので、今後、中山間地域支払等の復活も含めて、また皆さんと一緒にやってまいりたいと思っております。

できれば、この取組が青木村におきます耕作放棄地の解消の成功事例として、他の取組の模範になるよう私も一生懸命支援してまいりたいと思っております。

○議長（平林幸一君） 松澤広海議員。

○2番（松澤広海君） どうもありがとうございました。よろしくお願いします。

続いて、第2番ですが、県道下奈良本豊科線の改良についてですが、県道181号下奈良本豊科線の改良をお願いしたい。上の牧草地入り口から300メートルぐらい下側の道路が段になって、下がっているところがあり、山川側溝切り掘りでU字溝が入っていないので水が入り、地滑りになる可能性もあります。よろしくお願いします。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長兼上下水道係長（奈良本安秀君） 県道下奈良本豊科線の管理につきましては、関係する沓掛区、下奈良本区、それから入奈良本区から、道路の整備や維持管理に関しまして大変多くの要望をいただいております。管理者であります上田建設事務所からは、限られた予算の中で事業の必要性や路線の重要性、緊急性など様々な視点で、優先度の高い案件から対

応をしていると伺っております。

御指摘の箇所につきましては、先日、入奈良本牧場の上からの入り口から約300メートル下がった県道において、延長約17メートルにわたり10センチ程度の沈下を確認したところでございます。御指摘のとおり、当該箇所は道路側溝がなく、山からの雨水排水が県道の舗装下に流入している可能性が高く、路面の一部が沈下している可能性がございます。

早速、上田建設事務所には状況を報告いたしまして、県道の点検を行っていただき、必要な措置を取っていただくよう依頼したところでございます。

議員が御懸念されている地滑りのような広範囲にわたる被災の予兆につきましては、周りの状況を黙視する限り、確認はできず、現時点においては過度な心配は不要かと考えられます。しかしながら、この路線につきましては交通量が少ないながら、当村と松本市を結ぶ重要な県道でもあり、ウォルター・ウェストン碑や万葉集の歌碑など、重要な観光資源もございます。

また、近年ではタチアカネソバの増産に向け、入奈良本牧場で二期作を行うなど、村にとってもこの路線の重要性は増してきております。道路管理者であります上田建設事務所では、本路線も道路パトロールで定期的に巡回していると伺っております。御指摘の箇所に限らず、全体的な点検及び必要な補修をより一層進めていただくよう働きかけてまいります。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松澤広海議員。

○2番（松澤広海君） ありがとうございます。よろしく進めてください。

続けて、第3問ですが、保福寺峠頂上付近の整備について、保福寺峠スカイライン沿線案内図、これは経年劣化してしましましてリフォームが必要かと思えます。併せて展望の確保をお願いしたい。これにつきましては、4市町村の観光協会、四賀村、青木村、丸子町、上田市での作成だと思われます。周りの木が伸びて見通しが悪い状況ですので、よろしくお願いします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 保福寺峠は標高1,345メートル、県道下奈良本豊科線、県道181号、青木村と松本市志賀地区の境にあり、東山道の難所として知られ、先ほど建設農林課長からも話がありましたけれども、万葉歌碑、ウォルター・ウェストン日本アルプス絶賛の地として歴史的な価値を有し、観光道路の目的としても認識しております。

議員から質問のありました観光案内看板は昭和54年、青木村、当時の四賀村、丸子町、上

田市の４市町村観光協会で設置され、高さ２.８メートル、横３.６メートルとひときわ目を引く看板です。

４０年経過し、劣化が進む中で、昨年末、松本市志賀地区文化財保護協会からの申入れで、景観の配慮、倒壊の危険、維持、修繕費用の負担がかかることから、撤去に向けて、現在、志賀観光協会、上田市観光協会と協議中であります。

ウォルター・ウェストンが絶賛したと言われる展望の確保については、松本市志賀地区側になりますので、今後、要望していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 松澤広海議員。

○２番（松澤広海君） 回答ありがとうございました。よろしくお願いします。

以上で、質問を終わります。

○議長（平林幸一君） 松澤議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は１３時ちょうどいたします。

休憩 午後 零時００分

再開 午後 １時００分

○議長（平林幸一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 宮 澤 政美知 君

○議長（平林幸一君） 続いて、４番、宮澤政美知議員の登壇をお願いします。

宮澤政美知議員。

〔４番 宮澤政美知君 登壇〕

○４番（宮澤政美知君） 議席番号４番、宮澤政美知です。

通告に従い質問いたしますので、担当課長の御答弁をお願いします。

私の質問は、青木村消防団についてと新たな特産品の開発についての２点です。

1 点目の質問は、青木村消防団についてです。

青木村消防団の団員の皆様には、日頃より消防、防災の多方面にわたり昼夜を問わず活動をしていただいていることに、敬意を表するものであります。また、それを支えてくださっている御家族の皆様、団の運営や協力機関との調整に御尽力いただいている地区及び村関係職員、川西消防署の皆様にも感謝を申し上げます。

近年では、大規模な林野火災が大変多く発生しており、消防団の役割は、より重要なものとなっています。また、消防団の活動は、火災対応だけでなく、気候変動による豪雨や台風による土砂災害や避難を要する方の誘導等、その備えのための防災訓練、火災予防訓練、村民への広報活動等、多岐にわたり地域密着型の村消防団の役割は、より重要なものとなり、大きな期待が寄せられています。

しかしながら、消防団の現状には、その必要性は高まっている中、一方では、団の存続を心配する声も聞かれ、矛盾が生まれてきています。

先頃の会議で、消防団員数は5年後の2030年に、平成元年度生まれの世代が退団すると、40歳以下の現役世代は激減し、今後5年間、新入団員も中途入団員もないと仮定した場合、現役世代は僅か25名になる。今後、ほとんどの部の存続ができない状況に陥ると推測されるとの分析結果をお聞きし、驚きました。

村の安全と安心を守るためには、なくてはならない消防団であり、私もOBの一人として、活動に期待し、応援しています。昨年、6月会議でも質問に御答弁いただいておりますが、再度質問させていただきます。

○議長（平林幸一君） 宮澤政美知議員。

○4番（宮澤政美知君） 1点目は、青木村消防団の組織編成と団員数について伺います。

何をおいてもマンパワーが必要であり、団員の確保が最も重要であると考えます。直近の団員数と昨年度からの団員数の推移について教えてください。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

令和8年度の消防団員数は191名となります。令和7年度は223名ですので、前年度比マイナスの32名という状況でございます。

以上でございます。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

次に、令和3年度より41歳以上の入団、再入団の制度が導入されたとのことですが、どの

ような制度であるかお聞きします。また、41歳以上の団員数と制度導入以降の年次推移について教えてください。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 再入団制度につきましては、41歳以上の入団制度でございます。

令和2年度に団員確保のための41歳以上入団制度、消防団の機構改革会議において検討され、創設されたものでございまして、令和3年度より施行しております。対象となる方は、男女経験を問わず、41歳から55歳の方でございます。

年次推移でございますが、令和3年度18名、令和4年度17名、令和5年度18名、令和6年度は20名、令和7年度20名、令和8年度21名ということで、僅かながらでございますが、微増してきているというような状況でございます。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤政美知議員。

○4番（宮澤政美知君） 今、お話しいただいたように、消防団を取り巻く課題は団員不足と高齢化、若者の村外流出、少子化に加え、活動する上での課題として、本業との両立、早朝及び夜間訓練、家族時間の減少、精神的・体力的負担等々が挙げられます。また、地域コミュニティの変化も大きな要因と思われます。昔は、消防団に入るという流れがありましたが、現在は地域との関わりの希薄化や価値観の多様化により、特に若い世代では、消防団イコール負担が大きいという印象を持つ人が少なくないと思われます。

消防団員の確保は全国的に大きな課題となっています。団員増加のために、様々な取組をいただいておりますが、ここで改めて、そのために必要と思われること、今年度からの新たな取組がありましたら教えてください。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 団員増加のために必要なこと、それから取組について御答弁申し上げます。

1つとしては、消防団活動の負担軽減と働きやすい環境づくりでございます。具体的には、訓練や警戒活動の頻度の見直し、あるいは仕事や学業にできるだけ支障のない範囲で活動できるような柔軟な運用が求められているのではないかと考えております。

2つ目といたしまして、企業、あるいは地域住民の皆さんの理解と協力の拡大でございます。具体的には、消防団協力事業制度の普及に取り組みまして、入団しやすいように、活動

時に公休扱いにするとか、そういった企業を増やしていくこと、それから、学校や地域行事と連携いたしまして、日頃から消防団活動を身近に感じてもらう機会を増やすことでございます。

小・中学校には、本部の車両を活用いたしまして訓練を見ていただいたり、実際に手に触れて見ていただくようなこと、あるいは保育園の卒園式、小学校の卒業式に出向きましてイベントを実施する、あるいは、産業祭で消防団が実際にPRするなど、消防団活動を日頃行っているところでございます。身近にこういった活動をしていただくことが大事ではあるというふうに思っております。

3つ目といたしまして、多様な人材の確保と、それから魅力の情報発信でございます。具体的には、学生などの若者層、あるいは女性が活躍できるような広報を展開していくこと、例えばその実績証明書などを導入いたしまして、地域貢献活動のこういった実績が学生の就職活動に有利な環境を整える、こういったことも入団の動機づけになるのではないかと、あるいは有意義な方法ではないかというふうに思っております。

これまで同様、現役の消防団員の悩みを聞いたり、要望等をお聞きし、真摯に向き合いまして、より活動しやすい消防団活動に取り組んでまいりたいと思っております。

今、消防団員の団長をはじめ、幹部の皆様には、若い団員の皆さんから、実際アンケートをし、一つ一つに取り組んでいただいております、本当に大変なことだというふうに思っております。

御質問いただきました消防団員の減少というのは、村の大きな課題の一つであるということでもありますので、私といたしましても真摯に今後も取り組んでまいります。

○4番（宮澤政美知君） 日頃より取り組んでいただいていることは、本当にありがたく思っておりますが、参考としてちょっと聞いていただければと思いますが、令和7年2月に開催された消防団正副団長OB会において、団員減少について、各部・各地区により勧誘活動の方法や熱量に差があると感じられるとの意見がありました。

対策の一案として、OBや協力員を主体とした勧誘班を立ち上げて、各部・各地区と連携しながら活動することで、地域差の解消を図ることが期待できるのではないかと、また、定数や勧誘方法の見直しでは、入団者数に応じた退団者数の調整等により、団員減少に歯止めがかけられるのではないかと、定年制の廃止により、団全体の急激な高齢化も抑えられるのでは等々の意見が出されました。

参考にしていただければと思います。

○議長（平林幸一君） 宮澤政美知議員。

○４番（宮澤政美知君） ２点目は、ポンプ車及び装備品についてお聞きします。

県内77市町村のうち、ポンプ車を１台以上所有しているのは61市町村、約80%で、上小では、東御市、長和町消防団はポンプ車を所有していないとのこと。中山間地の当村では高低差があるためポンプ車は必要と考えますが、青木村のポンプ車の所有状況について、自動車及び可搬ポンプの台数を教えてください。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 村で保有している消防車両でございますが、ポンプ自動車１台、可搬ポンプ車が12台、指令車１台、計14台となっております。

○４番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤政美知議員。

○４番（宮澤政美知君） それぞれの耐用年数とこれからの購入計画について教えてください。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 村の導入しているポンプ自動車、可搬ポンプともに、具体的な耐用年数の定めはございませんけれども、可搬ポンプでいいますと、最終製造年より15年で部品の供給がなくなると言われているため、修理可能な年数とすれば、おおむね15年と見込んでいるところでございます。

今後の更新あるいは購入計画につきましては、まずは消防団へ既存の車両の導入年月を今、確認しているところでございますので、それを確認した上で、意向を確認し、全体の車両の配置を含め、消防団の意向を聞き取った上で計画的に更新してまいりたいと考えております。

○議長（平林幸一君） 宮澤政美知議員。

○４番（宮澤政美知君） 今の答えて、計画がちょっと前向きに計画をしていただくべきではないかと思いました。

○議長（平林幸一君） 宮澤政美知議員。

○４番（宮澤政美知君） 次に、夏場の台風時期の警戒時に、可搬ポンプ車の室内が曇り、前方が見にくく、安全性が心配との声がありました。可搬ポンプ車にエアコンをつけていく考えはありますか。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 可搬ポンプ車へのエアコンの設置についての御提案でございますけれども、既存の軽トラックタイプの車両への後づけのエアコンにつきましては、

年式等によっては対応をしていない車両もあるというふうに認識しております。また、部品があった場合でも、後づけが可能な場合でも、1台約20万円程度の費用がかかるというふうに聞いております。

村としましては、まず可搬ポンプの更新計画を優先にいたしまして、併せてエアコンつきの車両へも順次更新していくというふうに考えております。

○議長（平林幸一君） 宮澤政美知議員。

○4番（宮澤政美知君） 今のお答えのように、また前向きによろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（平林幸一君） 宮澤政美知議員。

○4番（宮澤政美知君） 装備品についてお聞きします。

現在、使用されている消化用ホースの状況をお聞きします。まず、重量及び規格について教えてください。使用に関して、ホースのひび割れや老朽化による問題はないか、更新についての規定があったら併せてお願いします。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 消防用のホースは、1本当たり6キロから8キログラムでございまして、口径は65ミリメートルとなっております。

更新につきましては、村の予算の範囲内で消防団と協議しながら、必要数を更新しております。令和6年度では20本を更新しているところでございます。

特に更新に関する規定はございませんけれども、今後も引き続き、消防団と協議を重ねながら更新に努めてまいりたいと考えております。

○4番（宮澤政美知君） よろしくお願ひいたします。

○議長（平林幸一君） 宮澤政美知議員。

○4番（宮澤政美知君） この質問が今のお答えと一緒になので、これは省かせていただきますが、更新についてはいろいろ団の要望や村の予算もありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（平林幸一君） 宮澤政美知議員。

○4番（宮澤政美知君） ホースの保管や格納箱の管理をどのようにされているか、お尋ねします。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 基本的には地元の消防団分団ごとに点検・管理をして

いただいております。その際、破損等の状況が確認をされましたら、その情報を分団長経由で連絡を村のほうにいただきまして、村側で修繕、あるいは交換との対応を取っております。

○議長（平林幸一君） 宮澤政美知議員。

○4番（宮澤政美知君） 3点目に、林野火災への対応と備えについて伺います。

全国でも大規模な林野火災が発生しています。岩手県大船渡市や大槌町の火災が記憶に新しいところですが、延焼範囲が広範囲であることや人の力だけでは消火が困難であること、また、住宅への延焼が懸念される近隣地区では避難を余儀なくされる方も出ていました。また、鎮火までには長い時間が必要でした。

青木村でも、本年4月19日に当郷地区の林野火災が発生しましたが、この件についてお尋ねします。

この火災では、地元愛林団が午前の作業を終え、休息中であったことや、休日であったことが幸いし、迅速に対応することができたとお聞きしました。また、消防長より、消防ヘリ出動要請も速やかに行われ、最小限の被害に収まったと聞いています。消火活動に当たられた大勢の団員の皆様と関係者の御協力によるものと感謝するところであります。

この火災に関して、出動から鎮火までの経過について、また、消防団員の出動状況について教えてください。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 火災が覚知されましたのは、令和8年4月19日12時31分でございます。その後、鎮圧が同日の14時52分、鎮火は翌日の4月20日11時30分でございます。

消火活動といたしましては、川西消防署と消防団による放水、それから消防防災ヘリコプターによる計8回の放水によりまして鎮圧となり、翌20日に朝から残火処理として放水活動を行い、最終的に鎮火に至ったところでございます。

消防団員の出動人員につきましては、19日が94人、20日が45人でございます。

○4番（宮澤政美知君） 林野火災は再発のおそれもあるため、昼夜を問わず警戒が必要で、完全に安心できる鎮火までに長い時間を要します。本当にお疲れさまでした。

○議長（平林幸一君） 宮澤政美知議員。

○4番（宮澤政美知君） 今回の林野火災について、問題点や改善点や必要な点があれば教えてください。また、それらを踏まえて、今後の課題についてお聞きします。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 現在、消防団員の皆さん、また役場職員から今回の林野火災に関する問題点等の洗い出しを行っている状況でございます。

役場職員からの問題点等の取りまとめは終わっておりますが、消防団に関しましては、御案内のとおり、ポンプ操法大会に向けて、朝に夕に訓練活動中でございますので、大会終了後に集約し、情報共有をした上で、改善点等を整理・検討し、今後に備えて対応してまいりたいと考えております。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

ただ、私の聞いている範囲では、ちょっと問題がありまして、この次に私の質問をするんですけども、内容がおかしくなると思いますが、よろしく御理解ください。

○議長（平林幸一君） 宮澤政美知議員。

○4番（宮澤政美知君） 4月19日発生の林野火災を受けて、4月24日に総務建設委員と消防委員、本団三役の合同会議が行われました。会の中では、林野火災が身近にあったこともあり、ホースの軽量化、予備ホースの管理などが話されました。中でも、ホースについては、消防団より規格の変更が提案されました。

具体的には、①可搬ポンプの実践用ホースを現行65ミリから50ミリへの変更をお願いし、現行の65ミリについては格納箱用として使用してはどうか、②口径については、異径継手を利用していく形で経費を抑えていってはどうかの2点です。

この変更による利点として、運搬時の負担軽減化、体力差にも対応しやすくなる、女性や高齢団員でも扱いやすい、新入団員の心的負担軽減につながります。火災では初動が非常に重要であり、十数秒の差が延焼範囲の拡大防止につながることがあります。特に夜間活動では安全面のメリットが大きいと考えます。一方、デメリットとしては、耐久性、摩耗、引きずりや岩場使用に弱い面があるとの指摘もあります。

軽量防災化のための電動可搬ポンプ、軽量ホース、デジタル無線、軽量防火服等は、特に青木村のような中山間地域では機動性向上が期待でき、ひいては活動しやすさにつながるのではないのでしょうか、御検討をお願いします。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 軽量化等に関する御提案等をいただきました。

その中で特に今議員からありました消防用のホースを65ミリの口径から50ミリに変更したらどうかというお話、メリット・デメリットについても議員から御指摘があったとおりであると私も認識をしております。

その上で、若干変えた場合の課題というのものもあるのかなというふうに我々としては考えております。経験上、特に見通しの悪いとき、あるいは夜間とかそういったときに、プロの消防署の職員の50ミリのホース、そして、消防団の65ミリがあるということで、特に見通しが合わなくてホースを何本も転調するような場合には、一目でこれは消防署のホース、これは一目で団のホースというふうに見分けられるというメリットもあります。

また、今回の林野火災で、山間部に行く場合には、軽いホースのほうが機動性があって扱いやすいというメリットもあります。その辺、メリット・デメリットを整理した上で、一番は活動している消防団員の皆さんが安全にかつ機動的に消火活動ができることが大変重要であると認識をしております。

これまで同様に、消防団からの要望を十分に踏まえながら、また川西消防署等プロの方のアドバイスもいただきながら装備品の拡充に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○4番（宮澤政美知君） よろしく申し上げます。

○議長（平林幸一君） 宮澤政美知議員。

○4番（宮澤政美知君） 4点目の質問は、青木村消防団の課題と解決に向けた取組についてです。

1点目の質問では、団員減少の歯止めをかけるための取組についてお聞きしましたが、ここでは、その他の課題や、行われている取組について教えていただきたいと思います。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 1点目につきましては、消防車両の更新でございます。消防車両につきましては、車両等可搬ポンプなど、導入時期を現在調査中でありまして、今後年数が一定程度経過しているものや、故障等が頻発するものは積極的に更新していきたいと考えております。

また、可搬ポンプにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、最終製造年から15年ほど経過すると、部品の供給がなくなるということも含めまして、今後検討してまいりたいと考えております。また、先ほど議員から提案がありました装備品等の更新についても、消防団の要望等を踏まえて更新・拡充を検討してまいりたいと考えております。

地域の安全・安心な暮らしを確保するため、日夜頑張っている消防団員の気持ちに寄り添い、そして応えるため、厳しい財政状況下ではありますが、最優先課題として対応してまいります。

それから、もう1点につきましては、それ以外とは言われましたが、やはり団員数の確保に向けた取組でございます。

少子化が進む傾向に歯止めがかからない現状の中、現役消防団員の多くが村外で勤務されていることを踏まえますと、今後は平日の昼間に在宅されている住民の皆さんを中心とした自主防災組織についても検討しなければいけない時期に来ているのではないかなというふうにも感じているところでございます。

消防団員の確保につきましては、長年の課題でございまして、これまで消防団員と共に知恵を絞りながら団員数確保のため、定年延長や再入団制度などに取り組んできているところでございます。

引き続き、団員確保に向けて取り組んでまいりますので、議員さんから妙案がございましたら、ぜひ御提案をいただきたいと存じます。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

前向きに取り組んでいただいておりますので、本当に感謝を申し上げます。

○議長（平林幸一君） 宮澤政美知議員。

○4番（宮澤政美知君） 5点目は、活動しやすい消防団づくりについてお聞きします。

多くの課題に対して、消防団としても、分団長会、機構改革会議等を開催され、検討されています。また、団員アンケートにより、意向調査や改善点の検討を行う等、団運営等、多方面にわたり、検討していただいているところであります。

先ほどお聞きした課題と実際の取組を踏まえて、既に機能別団員の拡充、女性団員加入の推進、操法大会や訓練体制の見直し、企業との協力、OB団員や地域防災協力委員の活用等々行われているわけですが、消防団、村、関係機関が連携して取り組んでいる中で、改めて活動しやすいという点に着目し、どのように考えておられるかお聞きします。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） これまで、出動手当の支給、あるいは地域商品券の配付、あるいは装備品等の整備について消防団の意向を尊重し、また、議会の承認をいただきながら必要な予算についてを確保し、処遇改善や整備等が充実してきているものと認識しております。また、火災情報や招集通知をスマートフォンへ一斉配信するシステムの導入によりまして、効率的な運用も図ってまいりました。

活動しやすい消防団づくりのためには、訓練の効率化、夜間や休日の負担軽減、参加義務の見直しなど、仕事や家庭と両立しやすい柔軟な運用による負担軽減がより一層求められて

いるものと感じております。

また、消防団員の皆さんが働く職場の理解と協力を得るため、事業所における消防団活動への理解を促進し、特に有事の際に出動するときの配慮を受けやすい協力事業所表示制度を普及させていくことも大事であると考えております。

いわゆるZ世代と呼ばれているおおむね30歳以下の皆さんは、よりワーク・ライフ・バランスや心理的安定を優先し、タイムパフォーマンスを重視する傾向があると言われております。こうした若者世代との意見交換の場をより多く持ち、気持ちに寄り添った仕組みに柔軟に対応していくことも、活動しやすい消防団づくりにとって大変大事な取組であるというふうに考えております。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

5月8日に、自動車ポンプ車の朝の訓練を見に行かせていただきました。約20名の団員の皆さんが選手のバックアップをしながら訓練を行っていました。ナカザワ団長も出席されていました。少し驚いたことは、昨年度の副団長がポンプ班の機関長、可搬ポンプの使用者がポンプ車の選手として活動されていたことです。また、各分団の分団長さんが水利の確保等の手伝いに参加され、昨年単会に出動した選手も、OBとして指導に当たられており、ラッパ班も同様に、昨年度のラッパ長さんが班員として活動され、OBや協力員が熱心に指導に当たられていました。

厳しい中であっても、オール青木として一致団結し、活動されている姿に、「青木村消防団、ここにあり」と強く感じ入りました。これからもよりよい、また、参加しやすい消防団活動に向けての取組と、村民の皆さん一人一人の御理解、御協力をお願いして、1つ目の質問を終わります。

○議長（平林幸一君） 宮澤政美知議員。

○4番（宮澤政美知君） 2つ目の質問は、新たな特産品の開発についてです。

1点目は、タチアカネそばに続く我が村の味の開発についてお聞きします。

最初に、青木村のブランドとして知名度も高いタチアカネそばについて伺います。多方面の関係者の皆様の御努力により、ソバの栽培から商品化、全国的な商売の販売ルートの獲得やPR活動により、市場を拡大されてきました。また、さらには商品の安定供給のため、収穫量アップのための取組もされています。近頃では、冷凍食品としてさらに市場を拡大されてきています。新聞紙上等でも関連記事の掲載を目にするところです。

さて、村ぐるみでタチアカネそばの普及に力を注いできている中、その効果も十分に上が

ってきていると思いますが、現在の売れ行きと今後の市場の動向や拡大の計画があるかどうかお聞きします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 生産については、まさに村ぐるみ、本当に青木村を挙げて、オール青木で取り組んでいるところでございます。

御質問いただきましたタチアカネそばの売れ行きの状況ですが、道の駅あおき、味処こまゆみでは、その注文の6割がタチアカネそばということでございます。また、農産物直売所では、昨年度1年間の売上げでそば焼酎が378本、昨年末売り出した冷凍そばは905点、乾麺のそばは5,164点、そば粉は2,110点と好調をいただいております。

市場拡大について、関係人口、交流人口の入口となる東急グループの飲食店、スーパーからの引合いも増えておりますので、その期待に応えられるよう村を挙げて取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤政美知議員。

○4番（宮澤政美知君） 次に、村外へ手土産として持参したい商品の開発についてお聞きします。

菓子類ではアオキノコちゃんクッキー、漬物は見返り漬、軽食ではおやき、梅まんじゅう、手作りパン等々既に商品化され、購入できる商品も多いのですが、新商品の開発についての構想や計画について伺います。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お土産は観光客にとって楽しみの一つだと思います。

我々職員も出張の際には、手土産といっっては何ですが、お土産を買ってきますので、職員には背中を押して出張に出させていただいているところです。

さて、お土産は知名度、経済効果も高まり、地域の活性化につながっております。昨年度は玄そばをそば粉に引く際に排出されるそば殻を使って染物にするアイデアを、学生等からいただきまして、商品化に結びつけております。この経験を基に、観光業だけでなく、農林水産業、製造業、地域住民に参加に募り、このプロジェクトを進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤政美知議員。

○４番（宮澤政美知君） 令和８年度の予算では、「郷土の土産品創出プロジェクト」という名前での委託料が計上されていますが、事業内容について教えてください。また、新商品のアイデアについての募集等、村民の参加については、どのように考えられていますか。重ねてお願いします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 議員御意見のとおり、郷土の土産品創出プロジェクトは今年度新たに組みさせていただくものでございます。

地域住民、企業の力をお借りして、当村の特産品、そばやリンゴやお米とありますけれども、特産品を生かし、商品開発、加工、受託製造、ＯＥＭと言われますけれども、新商品を開発しようとするものです。

アイデアの募集につきましては、村広報、あるいはあおきネットワークを通して広く公募していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○４番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

村の広報に連載されている地産地消プロジェクト、おらが村の味レシピも現在100点以上になっています。これらの貴重なアイデアの活用と食生活改善推進協議会や農産物加工所の方々や村民の皆さんの意見を参考にして、新たな我が村の味を探していただければと思います。

○議長（平林幸一君） 宮澤政美知議員。

○４番（宮澤政美知君） ２点目は、村の特産品詰め合わせの通年販売について伺います。

まず、暮れの御挨拶として人気が高いふるさと便について伺います。現在、この事業は継続されているかお聞きします。また、今までの利用状況について教えていただければと思います。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えいたします。

ふるさと便、こちら秋になると送られる側も送る側も、非常に楽しみとして、ふるさと便として送っていたものでございますが、最盛期には200を超える受注がありました。しかし、残念ながら、生産者や品数の減少から売上げも半減しまして、また、原価・送料の高騰から、令和８年度以降行っていない。

以上でございます。

○4番（宮澤政美知君） 少し残念ですが、次の質問にも関連します。

○議長（平林幸一君） 宮澤政美知議員。

○4番（宮澤政美知君） 今言われたように、残念な方向になっていますが、ふるさと便の今後の再復活はどんなふうにお考えでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） これは、やはり送る側も楽しみですし、送られる側も楽しみにしているもので、まさにふるさと便ということですので、青木村の農産物等を旬のタイミングで送られるような形はつくりたいと思っています。

そこは、やはり民間の活力に期待をしたいということで、道の駅あおき農産物直売所運営組合の皆さんにもお願いしながら、事業の復活をかなえたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤政美知議員。

○4番（宮澤政美知君） そのとおりだと思いますが、特産品の安定供給が大前提となることは承知していますが、村の特産品セットにして、通年販売する可能性について伺います。例えば、2,000円、3,000円、5,000円等の詰め合わせをつくり、直売所等で通年販売できないかと思うわけですが、今のお答えではなかなか大変だと思いますが、お答えいただけますか。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 議員の御提案を参考にさせていただきたいと思います。

今はネット販売のほうも力を入れていきたいというふうに思っておりますので、ネット販売も含めて通年で御利用いただけるようなふるさと便を行いたいと、道の駅あおき農産物直売所等、村内の事業所の皆さんにもお願いしながら、復活させたいというふうに思っております。

以上でございます。

○4番（宮澤政美知君） よろしく申し上げます。

観光客の購入により、青木村の知名度のアップにつながる、さらには、地元農産物や特産品が生かした加工品の需要拡大にもつながると思います。多方面からの意見を取り入れ、ぜひよいものができるよう期待しております。よろしく申し上げます。

以上で私の質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員の一般質問は終了しました。

◇ 宮 入 典 子 君

○議長（平林幸一君） 続いて、5番、宮入典子議員の登壇をお願いします。

宮入典子議員。

〔5番 宮入典子君 登壇〕

○5番（宮入典子君） 議席番号5番、宮入典子でございます。

今回は2問の質問をしたいと思っています。担当課長さんの一問一答で御返答をお願いしたいと思います。

○議長（平林幸一君） 宮入典子議員。

○5番（宮入典子君） まず、第1問が、健康長寿計画基本方針の1、生活習慣病の発生予防対策としてのがん予防対策についてお伺いいたします。

○議長（平林幸一君） 宮入典子議員。

○5番（宮入典子君） がんは、我が国の死亡原因の第1であり、青木村においても死亡原因の第1です。成人の2人に1人ががんになると言われる時代、がんで死亡しないようにするには早期発見・早期治療しかありません。まだ若いからがんにはならないとか、家にはがんになった人は1人もいないから大丈夫とか思っている人も多いかと思いますが、誰ががんになるかは分からない時代になっております。

健康長寿延伸計画の第1次計画（令和元年から5年）で見ると、毎年16人から24人の人ががんで亡くなっております。心臓病や脳卒中で亡くなった人の1.6倍から2倍になっています。また、令和4年のがんの医療費は5,621万円にもなり、青木村の医療費を上げる原因の一つでもあります。がんによる死亡数を減らすことが健康で長生きできる重要な要素にもなり、医療費の削減にもなります。

○議長（平林幸一君） 宮入典子議員。

○5番（宮入典子君） 令和6年度の各種がん検診の受診率をお伺いします。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

令和6年度のがん検診の受診率は、胃がん検診が5.9%、大腸がん検診が18.2%、肺がん検診につきましては、レントゲンが13.8%、C Tが4%、乳がん検診は、超音波検診が

19.2%、マンモグラフィーが12.3%、子宮頸がん検診が15.5%で、これらは前年と比較しまして、ほぼ横ばいの状況にあります。

ただし、これは村で実施している検査の受診率になりますので、他の社会保険等、受診している方や人間ドックで受診している方については、全ての把握はできませんので、実際はこの率よりも高いと思われます。

がんは早期発見をすれば治癒する可能性、生存率も高くなり、経済的・身体的負担も少なくなります。早期発見のためにも、検査受診率の向上は大事なことで考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮入典子議員。

○5番（宮入典子君） ありがとうございました。

第2次の計画（令和5年から令和10年）の受診率の目標は、国の健康日本21の目標50%に倣って、たしか50%を目標としているわけですが、今お聞きする限り、50%には相当距離があるというか、相当な努力と村民の皆さんの御理解がないと達成することができないかなと思います。

それで、村民の皆さんが受診しない理由とか、そういうのはお分かりになりますか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

がん検診を受診しない理由といたしまして、第2次青木村健康寿命延伸計画策定アンケートによりますと、時間がないという理由が一番でございまして、続いて、面倒、健康に自信がある、定期的に通院している等の理由が挙げられております。

以上のことから、議員も先ほどおっしゃいましたように、自分にはがんは関係ない、自分は大丈夫といった自信から、身近な病と思っておらず、検診に結びついていないのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮入典子議員。

○5番（宮入典子君） ありがとうございました。

確かに、自分にはがんにはならないという自信がある方もあるかと思いますが、村でも、検診の時期とか、時間帯などを工夫をして、受診しやすくしていらっしゃることは存じておりますので、その点では感謝申し上げます。

しかし、村民の皆さんには、広報とかだけではなく、検診受診の申込みのときに、病気に

ついでにリスクとか、検診の重要性をもっとPRする方法が必要かと思いますが、そこら辺はどう考えますか。受診しない理由として、時間がないとかというお話がありましたけれども、そういう方への受診勧奨に対するPRとか工夫がありますでしょうか。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 検診のリスク、それから重要性のPRについて御答弁申し上げます。

健診の申込と一緒に、がん検診の案内も一緒にさせていただいておりますが、内容につきまして、今、御提案いただきましたことを、さらにこの中に織り込めるかどうか検討してまいりたいというふうに思います。

また、がん検診を受診して精密検査になった方は、精密検査の受診勧奨を行っております。今後、村で実施しております健康づくり講演会でありますとか、健康教室、介護予防教室、あるいは始まりましたあおきカフェ、こういった場でがん検診の案内、あるいは重要性についてPRをさせていただいておりますし、今後も引き続いてやってまいります。

特に、通院中であるから健診を受けないという方に対しては、通院中の疾患に対する治療だけでなく、体全体の管理を受けられる、こういったことをするような健診する意義、あるいは重要性についても、受診勧奨を行ってまいりたいというふうに思います。

○5番（宮入典子君） 村長さんから今お話があったように、がんに対する情報というのは、やっぱり随時やっていかなければいけないと思います。例えば乳房検診なんかのときには、乳房のモデルみたいなのを置いて、あとパンフレットなんか置いていらっしゃるわけですが、実際に乳がんというのは、どんな固さにあって、どんな感じがあるかというようなことを、検診の会場で具体的に教えてあげることが必要なものも思っているんですね。それで、がんが発見されたという方も確かに村民の中にはいらっしゃるんです。

だから、がん検診でがんが発見できるということは、とてもありがたいことだと思いますので、そういった意味で、健診のときだけでなく、例えば女性の集まりとか、地域での会議や何かのときに、そういった具体的な啓発という活動でしていただければ大変ありがたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（平林幸一君） 宮入典子議員。

○5番（宮入典子君） 次の質問に移ります。

がんになったことのある人とその家族が集まって情報交換をしたり、悩み事等を話し合う、いわゆる家族会というのはありますでしょうか。なければ、ぜひつくっていただければありがたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

がん患者の家族会は、がんの患者さんやその家族等が中心となって情報交換や交流、悩みの相談を行う場所、また、がんサロンというものもございまして、これががん患者さんやその御家族が療養時の悩みや不安、体験等を語り合える交流の場ではありますが、現在村内にはそういった場はございません。

家族会やがんサロンの多くは医療機関内の場所で行われることが多く、圏域では、上田医療センター内でがんサロンが開催されております。また、がん経験者によるボランティアスタッフによる相談会等も開催されております。

がん患者の方の悩みや相談等に対応するには、専門の研修を受けた看護師、あるいは医療ソーシャルワーカーの方が正確な情報に基づいて、悩みや不安、疑問等を一緒に考え、支援していくことが求められるため、現在の村の状況で設置・運営することは難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮入典子議員。

○5番（宮入典子君） ありがとうございます。

確かに、私はがんにならないと思っている方は、同じ悩みを抱えている人と話をしたいということは思わないかと思えますけれども、1点、病気になった方に関していえば、どういう悩みがあったのか、それをどういうふうに解決していったのかというのが、やっぱり当事者の方の話を聞くというのが一番だと思いますので、また、16人から20人からの患者さんがいるとなれば、例えば乳がんだけでなく、いろんながんにかかった方の交流会みたいなのも、ぜひ考えていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 宮入典子議員。

○5番（宮入典子君） 次に、第2問に移りたいと思います。

がんアピランス用品の購入の補助についてお伺いいたします。

長野県では令和5年から、がん患者さんの就労や社会参加を支援するために、治療に伴う外見の変化、傷跡、脱毛、乳房の喪失など、患者さんの苦痛を軽減させるケアとして、アピランスケア用品購入補助事業を行っています。

青木村でも県と同じく補助事業を行っています。例えば、頭髮補整具としてウィッグ、それから、乳房の補整具として乳房補整パット、それから補整下着など、それから、指とか鼻

をがん治療で欠損した部分の補整具、これらの購入金額の2分の1を上限2万円を各1回として補助をしています。

○議長（平林幸一君） 宮入典子議員。

○5番（宮入典子君） まず第1として、青木村では年間何人の患者さんが購入の補助申請をしていますか。また、申請等に関する問合せは何人くらいありますか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

青木村におけますアピアランスケア補助申請の実績につきましては、令和6年度が2名、令和7年度も2名でございます。

また、これ、申請した方以外の問合せにつきましても、数件ですがございました。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮入典子議員。

○5番（宮入典子君） ありがとうございます。

そうすると、がん患者さんから比べるとすごく少ない補助になっていますね。多分、何割かは補助が必要ない、例えばそういったウィッグをつける必要がないという方もいらっしゃると思うんですけども、やっぱりそういう制度を知らないでいらっしゃるという方もいらっしゃるかなというような気がします。

今、上田の医療センターの中では、患者さんにアピアランスケアの補助についてのお話はしていいらっしゃるようなんですけれども、なかなかPRがいかないかなというふうに思っています。

○議長（平林幸一君） 宮入典子議員。

○5番（宮入典子君） 補助事業についてのPRなんですけれども、今、病院のほうでもやっていらっしゃるというお話はお聞きしたんですけれども、青木村では、たしかホームページに載っていたと思うんですが、もう少し具体的にチラシみたいなもののところに、アピアランスケアもあるよということをお知らせできるような、そういったチラシを検診会場とか、あるいは役場のどこかに貼り出すとか、何かそんなようなことができるでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

現在、アピアランスケアの補助につきましては、青木村のホームページのほうで御案内しております。また、アピアランスケアの案内につきましては、基本的にどこで購入するのか、

こういったものを購入したらよいかとの相談はまず、治療等を行っている病院の医療ソーシャルワーカーの方が行っておりまして、今、議員おっしゃいましたように、その際にアピアランスの補助についての説明をしていただいているものと認識しております。

また、上田医療センターにおきましては、さらに頭皮ケア・ウィッグ相談会装着会を開催し、ウィッグの専門アドバイザーによりまず相談、頭皮ケア、ウィッグ装着のお手入れ方法、ケア防止などの実際に商品を手に取り、相談する会も行っております。そういった場におきましても、アピアランスケアについてのPRを行っているものと認識しております。

また、御提案いただきました検診会場にパンフレット等を設置することにつきましては可能でございますので、対応させていただきます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮入典子議員。

○5番（宮入典子君） ありがとうございます。

上田市では具体的なチラシみたいなのを作りまして、病院の窓口においていただくとかいうことをやっていらっしゃるようなので、分かりやすくてもっともきれいなパンフレットになっておりましたので、そのようなものを検討していただければありがたいと思います。

○議長（平林幸一君） 宮入典子議員。

○5番（宮入典子君） アピアランスケア用品の購入補助の申請については、各市町村の窓口というふうになっております。ですから、やっぱり市町村には、そういったことが相談ができるよとか、申請ができるよというような案内とか、そういったのがやっぱり必要かなというふうに思います。

それで、厚生労働省の令和6年4月、がんとの共生の在り方に関する検討会の報告によると、やっぱり外見等の体験をした人の情報として、得られなかった情報としては、地域など、費用に関する情報が得られなかったという人が36.4%あるようでした。

だから、やっぱり各市町村でこういう制度があるよということは、しっかりと教えていただく必要があるかと思いますので、ぜひ窓口でそういったPRを設置していただければいいのと、それから、アピアランスの補助の窓口ですよというような、そういった立て看板でもないけれども、お知らせできるような標示ができるとうれしいなと思いますので、よろしく願いいたします。

これから、ますます高齢化が進んでいくと、がんにかかる人も増えてきます。乳がんだけでなく、胃がん、大腸がん等、それから、放射線治療や抗がん剤の服用で、様々な困難を抱

える人も多くなってきます。相談窓口の充実が望まれます。

実は、私の友人も乳がんで10年近い治療を受けてきましたが、発病当時は、アピアランスケア用品の補助なんていう制度がなかったので、自分で毛糸の帽子を作って被っていたというような時代もありました。今年の1月のときは、元気な姿の写真をメールで送っていただきましたけれども、つい先月、お亡くなりになってしまったというようなお知らせをいただきました。とても残念でした。ただ、アピアランスケアだけでなく、がんの早期発見・早期治療というのがもっともっと広がっていかなければいけないなと思いました。

その方はまだ子供さんも小さく、お母さんが必要な時期でしたし、また、彼女は世界的にも活動するようなお仕事をしていたらしかったので、とても亡くなったということに関しては、残念でなりません。このように、若くしてがんで亡くなることがないように、早期発見・早期治療を進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） 宮入議員の一般質問は終了しました。

◇ 金 井 と も 子 君

○議長（平林幸一君） 続いて、10番、金井とも子議員の登壇をお願いします。

金井とも子議員。

〔10番 金井とも子君 登壇〕

○10番（金井とも子君） 10番、金井とも子でございます。

日頃は村行政について、村長をはじめ、職員の皆様には業務に対しまして御尽力いただいておりますことにつきまして、敬意を表させていただきます。

さて、私の質問は、1番、青木村の道路行政について、2番、青木村の公共施設についての2点でございます。

村長さんはじめ、担当課署の皆様にお伺いいたします。一括しての質問でございますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

最初に、1番の青木村の道路行政について伺います。

国道143号青木峠バイパス工事の事業について、長野県はじめ、村当局におきましても、粛々と推進されていることを感謝申し上げます。

それに付随しての国道143号の歩道設置工事は、村内では当郷から滝澤自動車様側まで、長野県の工事として少しずつではありますが、整備されてきています。整備された箇所は広い歩道となり、私の感想ではありますが、完成前の周辺は暗く、ぼやけた印象でしたが、完成後は明るく開けた印象に生まれ変わり、美しい村がさらに向上してきていると感じております。また、歩行者の安全が確保され、自動車を運転する者として、安心して運転できているところです。

これからは団塊の世代の高齢者の方の免許返納が進み、歩く方、電動シニアカーを利用される方など、歩道を利用される方も増えるのではないかと予想しているところでございます。

さて、一般国道に対しまして、補助国道の維持・管理は長野県の事業ですので、村としては各種要望をしながら、事業がスムーズに執行できるよう、強力に土地交渉など、支援、バックアップされていることは承知しているところでございます。

そのような中、村として推進している道路行政についてお聞きます。

1番目に、過去にも質問させていただいたことがあります。国道143号の丸子信州新線との青木交差点、青木中学校入口から洞入口までの青木峠方面に向かって左側の歩道について、いまだ整備がされていません。大変狭く、舗装もあまりよくない状況で、グレーチングがところどころにあり、足を高く上げて歩かないとつまずいてしまいそうな状況になっています。ここだけが取り残された感が否めません。

先ほども申し上げましたが、これから増加が予想される電動シニアカーも狭くて通行が難しいのではないかと思います。また、トンネルが開通すると、車の通行量も増加し、大型車も多くなり、通行も大変危険になると思われます。家が密集しているところが多く、歩道を広くすることは容易ではないと承知していますが、歩道が整備されますと、村の中心地でもありますので、上田市の三好町・御所の歩道工事まではいかないとしても、でき得れば電柱の地中化ができれば、もっとよいと思いますが、村の景観が一変し、安全で安心、快適な通行・歩行空間が確保され、防災機能も確保されるとともに、都市景観機能が向上するのではないかと思います。

この件に対して、県への要望等はされていますか。その内容や進捗状況についてお聞きます。

2番目として、青木村総合グラウンドの駐車場ですが、セブンイレブン様裏の東側の入口付近について、規制の白いラインを引いていただいて、ヒヤリハットがなくなり、大変感謝申し上げているところです。

さて、この東側入口について、舗装のアスファルトが割れて、深い穴ではありませんが、えぐれた状態になっています。また、割れたアスファルトが散らばっている状態です。自動車の通行には、多少雨水が飛ぶ程度ですが、自転車での走行にはハンドルを取られるなどの支障があります。普通なら区長を通じてお願いするべきところですが、緊急を要することと判断し、お願いする次第です。村民の方からの進言もありましたが、転んでけがなどがあると、補償問題にもなりかねないと思われるので、その周辺について、広範囲での舗装工事を実施していただくことがよいと考えますが、当局のお考えはいかがでしょうか。

3番目に、長野県では各建設事務所において、技師さんだけではなくて、県職員による県道の道路パトロールを日々実施しております。道路パトロールの黄色い車をよく見かけることがあります。一般国道のうち、補助国道や県道についてコースを決めて巡回し、道路の舗装の点検、道に空いた穴の補修や樹木の道路への支障確認、また、危険箇所、雑草等の状態などを点検しています。

村道の舗装は、比較的支障なく整備されているようですが、道路に樹木が出ていて支障があったりすることもあるのではないのでしょうか。村として村道などの点検はどのようにされていますか。住民や区長の申出だけではなく、定期的に役場職員によって、村内くまなく道路点検のためのパトロールなど、実施されてはいかがでしょうか。河川パトロールも民間代表の方が自動車の中からざっと見るのではなく、役場職員がじっくりと、1年に2回ではなく、もう少し回数を増やして、パトロールされることはいかがでしょうか。

河川の管理は、河川の一級河川については国土交通大臣、国の地方整備局です。二級河川については都道府県知事、重要河川、普通河川については市町村長などの地方公共団体が行うこととなっています。管理内容には堤防や護岸など、施設の維持・管理、流水管理専用許可などの行政手続が含まれています。

村の河川の護岸工事は、昭和34年の台風災害の後、数年かけて整備されたと記憶していますが、60年以上が経過し、老朽化等による崩壊が懸念されます。現に信州上田農協の裏側対岸の湯川の護岸が崩れ落ちたことは、記憶に新しいところでございます。

長野県は、県が管理する一級河川で、水防上、特に警戒を要する箇所を選定基準により選定し、重要水防区域箇所として指定するとともに、予想される危険な状況とそれらに対応する水防工法を選定しているようですが、村としての現状や県への働きかけ、取組状況をお答えください。

よろしく申し上げます。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

〔建設農林課長兼上下水道係長 奈良本安秀君 登壇〕

○建設農林課長兼上下水道係長（奈良本安秀君） それでは、お答え申し上げます。

まず、1点目の国道143号線の歩道についてでございますが、国道143号青木中学校校入口から洞の入口までの南側の歩道につきましては、御指摘のとおり、幅員も狭く、舗装の損傷が目立つ箇所も散見されるところでございます。村といたしましては、県に対して、舗装修繕の要望は毎年行っているところでございます。

また、毎年行っております上田建設事務所との意見交換会の場において、今年度は地元の青木区からの要望もございまして、現地を確認していただいたところでございます。しかしながら、当該区間の歩道の拡幅または電柱の地中化につきましては、事業用地が必要になりまして、特に南側は多くの住宅がございまして、移転補償の対象になってしまうことが予想され、沿線住民の皆様の合意、また、電気・通信のインフラ事業者の合意を得ない限り、実施は困難な箇所であるというふうに認識をしております。

今後につきましても、安全策の破損でありますとか、歩道の陥没の補修など、箇所ごと、ポイントごとの要望をいただきましたら、県のほうへ報告し、補修等の依頼をしてみたいと思います。

続きまして、2番目のセブンイレブン東側の村道舗装工事の件でございますが、御指摘の箇所につきましては、村道村松国道南4号線という村道で、国道143号のセブンイレブン様から浦野川までの間の村道でございます。令和6年度に青木区からの要望を受けまして、交通安全対策として、ライン工事を施工しております。これは、グラウンド駐車場内の駐車区画と走行車線を分けるとともに、道停止線を引くことでグラウンド駐車場からの出会い頭の衝突事故を防ぐ目的で施工をいたしました。

御指摘の箇所の舗装につきましては、本年5月中旬に補修工事を発注したところでございます。今回の工事では、国道交差点部からグラウンド駐車場までの間の約40メートルの舗装の打ち替えを実施する予定でございます。当該箇所は、村の社会体育施設の玄関口でもありますので、舗装修繕により、自転車の方も安全に通行していただけるよう努めてまいります。

3番目の村による村道パトロールの件でございます。

村道の点検につきましては、村の職員が定期的にパトロールを行っております。その際、修繕が必要な箇所があれば、業者委託や職員直営での補修を行っているところでございます。ただし、認定されている村道だけでも約170キロメートルございまして、職員1名ないし2

名では把握し切れていないのが実情でございます。

現在は、各区長さんを中心に通報していただくなどの御協力をいただいているところでございますので、こちらにつきましては、引き続き地域の皆さんの御協力をお願いしていきたいと存じます。

また、河川についても同様でございまして、特に車道からの目視点検ができない箇所が多く存在するため、豪雨後のパトロールを強化するなど、対応に努めてまいりますが、こちらでも地域の方からの通報もより一層お願いしたいと存じます。

なお、道路陥没などは、常温のアスファルト鋼材を投入して転圧をして応急処置をしております、今までは職員が、足ですとか、車のタイヤで踏み固めておりましたけれども、昨年度、予算をお認めいただきまして、転圧機械を購入させていただきました。大変使い勝手がよく、今までよりも仕上がりもよく、地域の皆様からも御好評をいただいているところでございます。

中東情勢の緊迫化等により、石油製品でありますアスファルトを使用する工事は、価格も在庫も不透明な状況でありますので、なるべく職員直営で補修できる箇所は積極的に行ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 金井とも子議員。

○10番（金井とも子君） 御答弁ありがとうございました。

職員直営でやっていただくということで、本当に頭が下がる思いでございます。ありがとうございます。

最後に、143号の当郷にある、「美人多しよそ見注意」の看板についても、テレビで放映されるなど、名物看板になっておりましたが、長年の風雨にさらされ、車の排気ガスなどでの汚れもあって、景観を損ねていましたが、美しく磨き上げられたため、また注目される看板に蘇っています。整備をされた村当局には感謝申し上げます。今後とも道路行政につきましてはよろしくお願い申し上げます。

○議長（平林幸一君） 金井とも子議員。

○10番（金井とも子君） では続いて、2番の青木村の公共施設についてお伺いいたします。

昨年の第3回定例会において、村の公共施設について質問したところですが、村の建物数214件とお聞きし、大変な数だと驚きました。管理されている村当局に対しましては敬意を表するところでございます。

では、お伺いいたします。

1 番目に、あまたある施設ですが、今現在、使用されていない施設もあるのではないかとと思いますが、空き施設等についていかがでしょうか。

2 番目に、ゲートボール場は利用者も少なく、2 棟とも利用されているのでしょうか。旧授産所跡地の建築物などは使用されていらっしゃいますでしょうか。使用されていない施設の有効活用として、資源ごみなどの常設置き場として利用できないでしょうか。

家で片づけたらすぐ出せる場があると、忘れたり出せなかったりする場合などでも、家の整理ができて、大変便利で快適ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。遠いスーパーマーケットなどで収集しているところに持っていく場合もありますが、資源ごみは村で収集していただくと、僅かでも収入となりますので、村外に持ち出すことが防げるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

3 番目に、青木中央団地の建て替えについて、郵便局前の村営住宅を、まず、取り壊されるとのことですが、その後の進捗状況と今後の計画についてお聞きます。このことにつきましては、先ほど松本議員より詳細な質問がなされましたので、簡略にお答えいただけたらと存じます。

4 番目に、去る 2 月 15 日に文化会館 2 階講堂において、「郡上一揆」の映画鑑賞会が開催されたところですが、映画の内容は青木村の農民一揆を彷彿とし、藩主からの無理な要望に対抗する手立てとして、やむを得ず一揆をされていたことが分かる内容で、すばらしく感じました。この感想で間違っていないのでしょうか。実は、上映の幕が大きくてよかったのですが、椅子席で、私が小さいこともあります、少し後ろのほうですと、前の方々の頭でほとんど見えません。

また、言葉も何を言っているのか聞き取れませんでした。高齢で耳の聞こえも悪くなっているのでは仕方ないとは思いますが、この講堂の音響は日頃から聞き取りにくいと感じていたところでした。私だけに限らず、同様に感じていた方がほかにもいらっしゃいました。せっかくのすばらしい映画をしっかりと鑑賞することができなくて、感動も半分となりました。体育館の高いところに上映幕をセットしていただければ見やすかったかなとも考えられます。近頃は、パソコンの映像で説明される講演会が多くなってきております。その際も、後方ですと、見えにくくて苦労することがありました。

前にもお願いしたことがあります、椅子席を階段式の観覧席にさせていただきたいところではありますが、直ちに改築は予算上、絶対的に不可能と思います。もし将来、改築の機会

がありましたら、一考をお願いしたいと思います。複数の施設を統合して改築されるのがよ
ろしいかと思いますが、そのような将来展望は全くないのでしょうか。

5 番目に、青木診療所の職員駐車場については、役場駐車場の診療所に一番近い西側の奥
を利用されていますが、奥のほうですと、大きな自動車は入れにくいのではないかと感じて
います。提案ですが、前診療所長の住まわれていた住宅跡地を舗装して、駐車場にされては
いかがかと思いますが、いかがでしょうか。

よろしく願いいたします。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問いただきました公共施設の空き施設、それからその考え方につ
いて、御答弁を申し上げます。

村が管理いたします公共施設につきましては、行政施設をはじめといたしまして、福祉・
教育・観光など、公民館を除きますと123施設、建物数で199ございます。施設の中には、
社会情勢や人口構造の変化に伴いまして、利用が減少している施設や十分に活用されていな
い施設もございます。

こういった状況を踏まえまして、各施設の利用実態、あるいは維持管理費、老朽化の状況、
費用対効果等につきまして、本年度は公共施設等総合管理計画の改定時でもありますことか
ら、利用頻度の低い施設の状況につきましても、今後の方向性を検討していく必要があると
思っております。

今後は施設を維持するという観点だけではなくて、地域の実情、あるいは将来的な財政負
担を含めまして、施設の集約化、用途変更、民間活力などの活用などを含めまして、今後の
公共施設の検討を進めてまいります。

もう少し具体的に申し上げますと、検討の考え方についてでございますけれども、既にリ
ニューアル、縮小、拡充、廃止など、セイキョウも経ずに検討していきたいと思っております。
これから、8 かげ社会、知事は7 かげ社会というふうに言っておりますけれども、こう
いった社会を迎えるに当たりまして、村民の皆さんが真に望む行政施設への優先順位を踏ま
えまして、今までの継続だけではなく判断をしてまいりたいと思っております。

村長にさせていただきました私が13年間、公共施設が大変増えてまいりました。そういつ
たこともありますので、スクラップ・アンド・ビルドの考え方も含めまして、具体的に検討
し、また、議員の皆さんと御相談申し上げたいと思っております。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、私のほうからは御質問いただきました3番、青木中央団地の建て替え・取壊しの進捗状況について御説明をさせていただきます。

まず、村営住宅青木中央団地の対象となる住宅でございます。昭和61年度から平成2年度に建てられた青木村営住宅15棟30世帯にわたります。こちらにつきましては、今年度、既に退去が済んでおります郵便局西側の3棟6世帯については、この6月中に業者を選定しまして取壊しにかかります。

一つ心配なことがございまして、建設市場の高騰、資材や人員不足等がありまして、建設については、ちょっとこれは心配なことがあります。

村営住宅の整備につきましては、家族構成あるいは子育て支援を考えまして、村民や地域の方の要望を受けて、間取りですとかを設計していきたいというふうに思っております。

最後に民間アパートが少ない当村の実情を踏まえまして、財源の確保も含めて、民間資金の活用ですとか、公設民営ですとか、民設民営ですとか、研究を進めながら公営住宅の整備に移りたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、私のほうから2番目の質問についてお答えいたします。

現在、ゲートボール場につきましては、近年は利用者の高齢化によりまして、利用人数は減少しておりますけれども、定期的に利用している方はおります。また、旧授産所跡地への建物は、建物は現在、防災倉庫として活用しております。また、周りの駐車場は教職員の駐車場として利用しております。

使用されていない公共施設を資源ごみの常設置き場という御提案でございしますが、基本的にゴミ収集につきましては、それぞれのごみの種類ごとに決められた収集日に出していただくという、分別と収集日のルールに基づいて出していただくという前提に基づきまして、ゴミ集積場を地区ごとの身近な場所に設置し、出しやすいようにしているところでございます。

村民に資源ごみの常設置き場ということになりますと、長期間置かれていたごみの収集日までの管理の問題、また、資源ごみ以外のごみが出されてしまう、村外から持ち込まれてしまうといった問題も考えるために、今すぐ実施することはなかなか難しいものがあるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 私は4番目の文化会館講堂での郡上一揆の上映は後ろだと見えない、聞こえない、階段式にできないか、改築の展望をということについてお話しします。

御指摘の講堂の後方座席からスクリーンが見えづかったという点につきましては、まずもって、申し訳なかったなと思っております。今後は、そのような場合には、今お話があったようにスクリーンを高く設置したり、椅子を互い違いに配置して見やすいような工夫をしてまいりたいと思います。また、スピーカーの後方の聞こえもしっかりと確認してまいりたいと思います。

一方で現在、全国の多くの自治体が人口減少や財政状況を見据えて、公共施設を2割減、あるいは3割減という削減の方向に動いていることも事実でございます。本村におきましても、青木村公共施設等総合管理計画に基づき、むやみな新築や大規模な改築・改修は抑制して、施設の統合、移設、撤廃を含めた適正配置を進めていくことが基本方針となっております。

当面の間は、全体のコストを抑えながら施設を長持ちさせる長寿命化を優先して、これまで対応してきたところであります。具体的には、トイレの洋式化や空調の設置でございました。

現時点で大規模な改築を行うことは、財政的にも困難で難しいところがあるかなと考えておりますが、当面は先ほどお話ししたように、スクリーンの位置や座席の位置を工夫するなど、対応できる対策を考えてまいりたいと思います。さらに、その後については、御指摘された点も踏まえて、対処からの判断が必要になると認識しているところでございます。

以上であります。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 私からは、最後5番目の御提案として、前診療所長の住居跡地を舗装して、診療所の職員駐車場にしていかがかという御提案についての御答弁でございます。

前診療所長さんが住居とされていた場所につきましては、駐車場として跡地利用ができないか村長から指示を受けて現地確認をし、過去に検討した経過がございます。立地的には診療所から近くて便利なのですが、勾配している道路から侵入するには間口が狭く、取りつけが悪く、また敷地内で自動車を切り返して駐車するには面積が狭過ぎることから、駐車場と

しての利用にはあまり適さないという判断をしたものでございます。今後、防災倉庫の設置場所としての候補地も含めて、有効な活用策を検討してまいりたいと考えております。

診療所の医師を含めた職員の駐車場につきましては、過去には旧授産所駐車場の一面に専用駐車スペースを設けて、過去提供しておりましたが、場所が西側で遠過ぎることから、もっと近くでお願いしたいという診療所からの要望を受けまして、現在では診療所の建物のすぐ東側に3台分、それから旧授産所駐車場の東側で出入口に一番近い便利な場所に3台分、計6台分の専用駐車スペースを明示して確保する配慮をしておりますので、御承知おきいただければと存じます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 金井とも子議員。

○10番（金井とも子君） もろもろいろいろと質問させていただきました。

大変真摯に御答弁をいただきました。ありがとうございました。

実現不可能なものもございすけれども、いろいろと深くお考えいただいて大変ありがたいと思います。今後もいろいろと私の申し上げたことを頭の片隅に置いて、また検討していただけるとありがたいなと思います。

どうもありがとうございました。

○議長（平林幸一君） 金井議員の一般質問は終了しました。

◇ 坂 井 弘 君

○議長（平林幸一君） 続いて、9番、坂井弘議員の登壇をお願いします。

ゆっくりどうぞ。

坂井弘議員。

〔9番 坂井 弘君 登壇〕

○9番（坂井 弘君） 議席番号9番、坂井弘でございます。

3点にわたり、質問をいたします。

最初に、自転車・歩行者・送迎者の交通安全対策について質問をいたします。

本年4月1日より、改正道路交通法が施行されました。いわゆる自転車の青切符制度です。予想にたがわず、施行後すぐに自転車と自動車が衝突する事故が多発いたしました。県内で

も4月17日には、上田市古里で80歳の男性が運転する自転車が、後ろから来た乗用車に衝突され、死亡する事故が起きました。また、同月23日には、松本市島立で左側通行していた17歳の高校生が後ろから来た乗用車にはねられ、頭の骨を折る大けがをいたしました。左側に歩道はありませんでしたが、反対側に歩道があり、改正道路交通法施行前までは歩道を走ることも多かったのではと思われるような道路環境です。

道路環境が整わない中、取締りだけを強化することで引き起こされた事故と言っても過言ではありません。青木村でも昨年、自転車に乗って国道を横切ろうとした高校生の自転車を車が巻き込む事故がありました。孫が高校生になって自転車で通うと言っても、いいよとは到底言えないとお孫さんのいる村内在住の高齢女性から訴えられました。国道の歩道があんなに広がったのに、自転車が走ることができないんじゃない価値がないともおっしゃられました。

この件に関しては、以前にも関連する質問をしたことがございます。歩道が3メートル以上なければ、自転車が走行できないということも承知しています。しかし、朝・夕往来の激しい143号を上田市の高校まで自転車で通わせるには、相当な危険が伴います。

こうした状況を村としてはどのように捉え、自転車通学する高校生の安全対策をどのようにお考えになっているでしょう。お聞かせください。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

まず、高校では警察と協力した啓発活動による周知、指導が行われているというふうにお聞きをしております。本村におきましては、チラシの配置やポスターの掲示をはじめ、県からの児童向けリーフレットの配布、また交通安全協会の協力によります交通安全教室の開催、自転車クラブ活動の実施などを通して、自転車の安全運転に関する知識や操車技術の習得など、年齢にかかわらず取組を行っているところでございます。

16歳以上の高校生につきましては、今、議員から御案内がありましたとおり、交通安全に対して大人と同様の法的、あるいは金銭的責任を負うこととなりました。これからの高校生の自転車通学における安全対策は、単なるマナー啓発にとどまらず、車両のドライバーとして責任感を持って運転していただくことが大変重要であると考えております。

また一方、今回の法改正によりまして、自動車の運転者にも自転車との並走時における安全配慮義務、具体的には追い越す場合の1.5メートル以上の間隔の確保、十分な間隔が確保できていない場合の徐行運転などの減速の義務、幅寄せの禁止、こういったものが課されま

したので、法令を遵守してより、一層安全な運転に心がけていただきたいというふうに考えております。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 具体的な点でお聞きをいたします。

高校生が青木村から上田まで自転車で通学する際に、3メートルの幅員のある自転車走行が許可されている道路というのは、どの区間になるでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 国道143号を上田橋方面にまっすぐ向かっていく道のルートという前提でお答えをさせていただきます。

上田交通安全協会のほうに相談、確認をした結果でございますけれども、歩道の自転車走行が可能な区間につきましては、現在、上田橋の上から赤坂の信号までの歩道に自転車走行可能な標識が立っている区間になっているというふうにお聞きをしております。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） ただいまの御答弁にございましたように、自転車走行が可能な歩道、極めて限定的な区間であるということが分かります。そのほかの道路は、原則として車道を走らなければなりません。例外的に13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、体の不自由な方のほか、車道や交通の状況からやむを得ないと認められる場合は、自転車での歩道走行が認められていますが、ここで言うやむを得ない場合とはどのような場合を指すのでしょうか。

広報あおき5月号の駐在所便りには、次のように掲載されておりました。①道路工事や連続した駐車車両などのために車道の左側部分を通行することが困難なところを通行する場合、また、②著しく自動車などの交通量が多く、かつ車道の幅が狭いなどのために、追い越ししようとする自動車などとの接触事故の危険がある場合です。

お聞きをいたします。

ただいま述べました②番目の状況、自動車などの交通量が多く、車道の幅が狭い、自動車などとの接触事故の危険がある場合、これに該当するのは、私が思うところでは、国道143号青木上田間全線が当てはまるのではないかと、そのようにさえ思うのですが、そう理解することはできないでしょうか。仮に、これに該当しないというのであれば、どの時間、どの場所がこれに該当するのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 先ほど答弁申し上げました区間につきましては、標識

が設置されておりますので、走行できますけれども、上田交通安全協会に確認、相談したところ、そういった標識がない場合は、そのときの状況によるというふうにされております。したがって、今、議員がお尋ねのこの区間は該当する、この時間は該当するということは明言はできないということでございます。

しかしながら、あくまでも一般的な見解でございますが、今、御指摘のあった国道143号は、交通量が多く、また、車道の幅員も決して広いとは言えない状況の場合、無理に車道を走行することはかえって事故のリスクを高めるおそれもございます。

自転車を利用される方におかれましては、歩行者が最優先と、そうした前提を持った上で、自身の安全を考慮した上で、歩道の通行についても柔軟な判断をいただくことが重要であるというふうに認識をしております。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 理解の御答弁であったなというふうに思っております。

この判断は、そこにいる警察官の判断というふうになるかと思うんですけれども、状況的には通ることが困難な場所がずっと続いているというふうなことで、高校生の安全を図る上では、またその判断において、歩道を走らざるを得ないこともあるということを認識していただけたかと思います。

改良工事が施されて、広くなった村内の143号の歩道ですけれども、幅員が2.3メートルしかなく、自転車走行に足る3メートルには届きません。村民からは、そうであるならば、せめて高校生が登下校する時間帯指定をしてでも走行できるようにはならないものかという声が上がっています。この声をどう受け止められるでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 住民の方から心配する声、全くそのとおりだというふうに私も思っております。

ただ、現状、先ほど議員から言われましたとおり、歩道については3メートル以上なければ自転車を通ることがかなわない、基本的にはかなわないということですので、今回、こちらでも上田交通安全協会に相談した結果、そういった高校生が登下校する際、時間指定してというような運用は難しいというふうに聞いております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 国道がうまく走れない、安全に走れないという状況の中で、旧道を走

って登校していると、そういう高校生もいらっしゃるというふうにお聞きをしているところです。自転車通学の中学生の多くも旧道を走っている状況があります。旧道に自転車通学優先路などのような標識を掲げて、あるいは時間指定するなどして、中学生・高校生の自転車通学の安全確保を図ることはできないでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 中学生以上の皆さんの通学路に関しましては、学校側では指定されていないというふうにお聞きしておりまして、生徒の皆さんにより、それぞれ複数経路があるというふうに認識をしております。そのため、区間の選定が難しいことから、現実的に標識を設置することはなかなか難しいものというふうに考えております。

しかしながら、国道よりも旧道のほうが自動車の通行量が少ない状況でございますので、自転車の軽車両としての交通ルールを守りながら、旧道の利用も含めて、御家族などで通行ルートを検討され、安全に通行していただきたいと考えております。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 自転車通学の子たち、今おっしゃっていただいたように、国道へ出るのは非常に危険だということで、旧道を走るということが普通の状況かなと思っているんですね。そうしますと、通学指定というのをしていなかったとしても、ここ自転車通学している子が多いんだよというふうなことで、そこを優先的に考えて、注意を啓発するような看板を立てるというふうなことも考えていただきたいなということを重ねて申し上げておきたいと思います。

さて、中学校での交通安全教室、どのように行われているのか教えてください。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 4月に自転車通学の生徒と1年生全員に交通安全に関する指導を行っております。また、自転車総合保険への加入の斡旋をして、学校生活の決まりにも安全な乗り方について掲示してございます。さらに今年は、改正道路交通法が施行されたことから、夏休み前に駐在さんから全校生徒対象に、改正道路交通法も含めて交通安全について指導をしてもらう計画でおります。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 改正された道路交通法、それに伴って夏休み前に重点的指導をしていただけるということをお聞きし、安堵いたしました。

高校生については、高校生になる前に、中学校を卒業する段階で改めて新たな道路交通法

に従った指導ということも必要なんじゃないかなと思うんですが、その点いかがですか。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） それも含めて指導してもらおうというふうに考えているんですが、実はもう一つございまして、6月に通学路検討会というのを行っています。駐在さんから改正の要点について話を出してもらい、その内容を各校で確認をして指導に生かしてまいりたいと思っています。教育委員会としましては、改正道路交通法を受けた保護者向けの通知を発信していく予定でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） いずれにしましても、中学校、高校生、自転車に乗る機会が増えてくるかと思います。そうした子供たちが悲惨な事故に巻き込まれないということのために、ぜひ指導面でも強化をお願いしたいと思います。

次に、バス停に関する質問をいたします。

村内の国道でバスの停車レーンがないバス停が2か所ございます。上り上田方面行きの工業団地入口バス停、そして、下り青木方面行きの当郷バス停です。バスが止まると、当然のことながら、車の往来が妨げられるとともに、歩行者にとっては対向車線の車が見づらくなり、横断しづらくなります。

とりわけ、当郷バスにおいては、バス停から20メートルの距離に横断歩道が設置されています。バスを降りた乗客、とりわけ高校生がバスが止まっているうちに横断歩道を渡ろうとする姿も時折見られます。いつか事故が起きやしないかと冷や冷やして見ている、何とかならないかという声が近隣住民から寄せられました。

抜本的な改善策としては、バス停車レーンを設けることでありますが、それが早急には難しいということであれば、停留所の位置を青木側に少しずらすなどして、事故が起きにくいような改善策を取ることはできないでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 国道の南側にあります当郷のバス停につきましては、週に株式会社千曲バス青木線の青木方面行きの車両が停車時に利用しておりまして、また、村の村営バスの上田行き線につきましても、同様に青木方面で利用しているのが現在の状況でございます。

当該箇所につきましては、議員御指摘のとおり、横断歩道からの距離があまり離れておらず、乗降者のためにバスが停車している際に、横断者がいた場合に、反対車線を走る車両か

らの発見が遅れる可能性が考えられます。

現在、設置されているバス停の標識につきましては、千曲バスの所有物となっております。千曲バスに確認したところ、青木村、上田市の関係市町村並びに地区、これは設置場所付近の近隣住民の方を指しますけれども、こういった皆さんの同意があれば移動することは可能かと思われるといった回答をいただいておりますので、今後、関係する皆さんと相談しながら、具体的な協議をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 前向きに御検討いただけたということで、改善していただけるようよろしくお願いいたします。

あわせて、当郷バス停そばのただいま例に挙げたところの横断歩道ですが、道路標示がほとんど消えかかっている状態です。そのほかにも国道上のあちこちで薄くなっている横断歩道が目につきます。国道ですので、県の管轄と承知はしておりますけれども、こうした国道の横断歩道の塗り替えは、どのようなテンポ、基準で行われているのでしょうか。また、村からの働きかけはどのように行われているのでしょうか。

通告漏れの質問ですので、お答えいただける範囲で結構であります。御説明いただければと思います。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 現在、御指摘いただいている横断歩道については、いわゆる既製のものになりますので、県警のほうで管理しているものになります。したがって、県警の予算の中で薄くなったものについては引き直しということで、村のほうでは毎年、上田警察署を通して県警本部のほうに何か所かそういったものの改善、修繕等の要望を上げてございます。当該箇所についても要望を上げております。

ただ、県全体の予算の中で優先順位をつけられる中で、そこがいつできるかという保証はありません。村のほうで早急にというところで、関係する建設事務所等にも相談をしているところでございますので、仮に県警のほうで早急の対応が予算的に厳しいという回答があった場合に、村独自で何かできないかということは模索してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 昨年でしたか、国道の中でも2か所ほど新たに塗り替えられた、村内

の中で、よくなったなと思えるところがあったわけですが、一方で、そうした薄くなったところが残されているという状況が続いていますので、そういった点にも目配りして改善できるように、ぜひ働きかけを強めたり、あるいは村のほうで対応できるものならば、早急をお願いしたいなと思うところであります。よろしくお願いします。

先月6日、部活の遠征に向かう高校生の乗ったバスが磐越自動車道で事故を起こし、高校生が死傷するという痛ましい事故が発生しました。亡くなられた高校生のご冥福をお祈りし、哀悼の意を表します。

この事故を受け、19日には文科省から全国の教育委員会に向け、「部活動の遠征等における安全確保について」と題する通知が発出されました。また、幾つかの県や市で実態調査が進められています。こうした事態に鑑み、青木村の小・中学校や保育園での行事、部活動等の送迎はどのように行われているのか気になるところです。

先日の全員協議会で一定の説明があったところではありますが、広く村民にも知っていただくためにも、ここで改めて実情をお話してください。

○議長（平林幸一君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 保育園、小学校、中学校で、バスの送迎をどうしているかということですが、学校行事については、村のバスを利用して、運転手には村内の免許を持っている方に依頼をしております。

ただし、保育園、小学校、中学校ともに遠くまで行く場合、スキー教室のような人数が多いような場合と、修学旅行のような宿泊旅行を伴う行事のような際には、業者に依頼してバスを借り上げております。部活動では、大会への参加について、村のバスが利用できる時には利用しているという状況であります。そうでないときには、千曲バスを借り上げ、村の予算で対応しているというのが今までの例でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 村のバスを使用されるということが大半だというふうに承りましたが、運転してくださっている運転手を依頼している方の免許は2種の免許であると、それから、ナンバーについては白ナンバーというふうなことで運行しているのかなと思うんですが、その辺の確認をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 今、お話しのように村のバスの運転については2種免許を有している者であります。または村の職員が担当するという場合もございます。今後、新聞にも掲載

されましたけれども、村としてチェックリスト等を作成するというふうになっておりますので、同じく対応してまいりたいと思っております。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 教育長の御答弁、承っていると、現状では全く問題ない状況をつくり上げられているというふうに認識をしたところでありますけれども、課題として、またあるいは、今後検討して改善する、そうした方向性を持っていることがおありでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

今、教育長からの答弁でもありましたとおり、村のほうでは、運転するドライバーさんに対する健康管理のチェックリストというものを今、作成しようとしております。これまでも、運行前については、車両の点検等、またドライバーさんについては、当日の朝の健康状態の確認、また、アルコールのチェッカーによるチェックを行ってございましたけれども、例えば健康状態の確認という意味におきまして、今現在、例えば服用している薬があるとか、病歴があるとか、その辺のところまでは実際踏み込んで確認できていない部分もございましたので、今後、国交省あるいはトラック協会等がつくっている事業所用のドライバー向けの安全確認チェックリストといったものがありますので、そういったものを参考にしながら、村独自のドライバーさん向けの健康管理のチェックリストというものを作成して、それを使うことで安全を確保する取組を高めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 村のバスを運行していただいている運転手の方、本当にヨダテに配慮していただいて、子供たちのことを考えたりしながら運転していただいているということを承知しているところです。健康チェックとか、そうしたことも万全にするというふうな体制を整えるというふうに今お聞きをいたしました。今後とも、村の子供たちの安全のために御尽力いただきたいというふうに思います。

さて、部活動の地域展開が喫緊の課題となっております。その際の送迎はどのように行われているのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 現在、部活動の地域展開として動いているのは、バレー部なわけなんです、女子バレー部は真田中と合同部活を行っております。今のところは土日のどちら

かで真田または青木、交互に練習を行っている状況です。現地集合ということになっておりますので、保護者の送迎になっております。

今後、上田市内の中学校の生徒と連携をして活動が継続していくということになると、移動する手段をどうするかは課題になってくるというふうに認識しております。千曲バスの利用も含めて考えていく問題なのかなと思っております。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 現在、保護者対応ということをお聞きいたしましたが、保護者のみに任せていることも、ある一面ではこの地域展開という中で、例えば保護者が送り迎えできないとかそういった状況もあるかと思うんですが、そうした点ではまだまだ課題があるのかなというふうに思っています。また、保護者同士で乗り合いとかいうふうなこともあるのではないかなと思うわけですが、そうしたときの安全確保のルールというようなもの、こうした点についてはいかがお考えでしょう。

〔「安全確保、ちょっと聞こえなかった」の声あり〕

○9番（坂井 弘君） 言い換えます。

具体的に申しますと、保護者が自分のお子さんだけではなくて、ほかのお子さんを乗せていくというふうな状況も生まれることもあるかなと思うんですが、そうしたときに事故等があるということがあってはならないわけですが、その辺も含めた形でのルール化といえますか、安全確保のための条件づくりといえますか、そういったことについて、教育委員会としては考えていることがおありでしょうか。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 簡単にこうだという解決策がすぐできるという問題ではないと、課題が残っているなというふうには思っております。

一つ、今考えていることは、県教委は現在、ライドシェア事業というのを立ち上げておりまして、現在、上田市も、それから青木村も、説明会に参加して、運営方法をお聞きしているという段階なのであります。ただ、未定の部分が多くて、まだ、いいとも悪いともはっきりしないんですけれども、子供たちの移動についてはこれからも課題があるので、走りながら考えていく解決していくというところが、今のところの現実だというふうに考えています。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 地域展開については、今、教育長が走りながらというふうにおっしゃいましたけれども、ある面では条件がきちんと整備されないままスタートしているかなとい

うふうにも思うところです。そういう点では、準備不足というふうなこともあったかなというふうにも思うところですが、今後の安全対策、きちんとしていただくようお願いしておきたいと、あわせて今の地域展開の現状、先ほどバレーボールのみがというふうにおっしゃいましたが、そのほかの部活等はどうなのでしょうか。現状をお聞かせください。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 現在、バレーボールに関しては地域の方に指導をお願いして、地域クラブとしてスタートしたという段階であります。一方で、今年の中体連の大会までは部活動として活動ができるため、先ほど言ったように、真田中学校と合同チームを組んで女子のバレー部は参加いたします。それ以降は、まずは六中の生徒や周辺の小学生に参加を呼びかけ、ブルーウイング青木という地域クラブで活動していくことになります。

吹奏楽部については、今年の夏の大会は部活動として参加いたします。その後は地域クラブとしての活動に移行することになりますが、吹奏楽については顧問、活動場所、活動時間、活動内容については当面の間、大きな変化はないというふうに考えているところであります。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） もともと中学校に部活がなく、具体的に言うと野球とかそういったことで、個人的にクラブに入っているとかいうお子さんもいるかと思うんですが、そうした活動と地域展開との結びつきと、その辺はいかがですか。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木村のスポーツのいい点は、少年団が充実しているということなんです。本当にいろんな種目があって、小学生、中学生のお子さんたちが入って活躍していますので、そのスポーツ少年団を軸にした活動が今、進められているというふうに考えています。

その中で、野球部についてはチームを今、組みたいということで、六中に呼びかけていこうかという段階で、まだそれもきちっとした地域クラブになっているとかということではなくて、それも今、動き始めたという段階であります。子供たちの動きを見て教育委員会として応援できるところは応援していきたいと考えています。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 確認ですが、そうした部分も地域展開という範疇に含まれるわけでしょうか。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） それも組織の考え方がまだはっきりしていないんですよね。例えばバレー部でいいますと、指導者がきちっとした資格をお持ちの方でないと地域クラブは認めていないというのが今のところのルールです。ところが、それをやっているとチームができないという現状を踏まえて、来年度以降は指導者がいなくても、村・町が認めれば地域クラブとして認定してもいいという方向に動きつつあるという情報は入ってきています。

ということで、今ここでこうだということは本当に言えない。まさに、国としても県としても動いている状態ということでありますので、子供たちの希望がかなうように、本当にいろんな手を尽くして応援していきたいと、そういう状態であります。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 今年の4月から地域展開がある面本格化したというふうに思うわけですが、そうした指導に当たって、子供たちも親御さんもかなり混乱した部分があったように聞いております。この先がどうなるのか分からないというふうな形で、いわばずるずると始まってしまったというふうな感じがするわけですが、何よりも子供たち自身、そしてまた、保護者が展望を持って地域展開に取り組むことができるように格段の配慮をお願いしたい、あわせて先ほどから言っております交通の安全、その辺についても、配慮をお願いしたいということを申し上げて、1点目の質問を終わります。

2点目に移ります。

米作りの展望と石油由来製品供給不足の現況についてお伺いをいたします。

1年前の昨年6月議会で、私は農業再生協議会の方向性について質問をいたしました。ブロックローテーションの見直し提案も行っていました。しかしその後、昨年7月30日に開かれた農業再生協議会総会の資料を見ても、方向性が従来を変わっているようには見えません。米不足が喫緊の課題となり、増産へかじが切られようとしていた時期の総会でした。

昨年7月の農業再生協議会総会での方針決定に、村としてはどのようなお考えで臨まれたのかお話しください。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長兼上下水道係長（奈良本安秀君） お答えいたします。

まず、過去の取組経過として、国のほうは減反政策を廃止した平成30年以降も生産数量目安値を示しており、長野県農業再生協議会は、その目安を参考に市町村に目安値として示してまいりました。

青木村においては、農家の皆さんの御協力をいただき、ブロックローテーションによる計

画的な集団転作を、昭和62年から38年間にわたり実施をしてきました。令和7年度の米不足及び米の価格高騰問題を受けまして、当時、政府は令和8年産分から増産する方針を打ち出しました。増産につきましては、食料供給の安定や価格の安定、関連産業の活性化といったメリットがある一方で、過剰生産による価格の下落、農家の経営悪化といったデメリットも考えられ、そういった中で、県内の市町村では米の生産調整への協力を求めない方針を打ち出した団体もございましたけれども、全体的また中長期的に見ると、人口減少の流れは止まらず、需要量も落ちていくことが見込まれ、過剰生産により米価の下落等が危惧されることから、引き続き需要に応じた生産は重要と考えまして、1つ目として、長野県農業再生協議会から提示される生産数量目安に沿う形での需要に応じた主食用米の生産調整の継続、それから2つ目として、村で生産振興を進めておりますソバタチアカネの安定的な生産を図っていくための転作地区を中心とした団地化の推進、以上の点から、令和8年度についても、従来どおり、ブロックローテーションを継続していくという考えに至った次第でございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 先頃、建設農林課において、米の耕作面積の推移を調べていただきました。10年前、2016年の村全体の水田耕作面積は111ヘクタール、うち担い手による耕作面積42ヘクタール、家族農業による耕作面積69ヘクタールでした。ところが10年後、昨年は水田耕作面積88ヘクタール、うち担い手による耕作面積56ヘクタール、家族農業による耕作面積32ヘクタール。家族農業による耕作面積は10年間で69ヘクタールから32ヘクタールへと半減いたしました。全体に占める割合も62%から36%に落ち込んでいます。

村としては、この状況をどのように見ていらっしゃるのでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長兼上下水道係長（奈良本安秀君） やはり高齢化、それから後継者不足、労働力不足等が半減している大きな原因と認識をしております。しかしながら、この半減した面積は、農業委員さん等の御尽力もございまして、担い手の農家さんへ一定程度就籍はされております。

ただし、担い手農家さんも面積拡大には限界がございますので、今後においては新規就農者の確保、それから、拡大余力のある農業者の確保、また、縮小規模をされる方とのマッチングについて農業委員さん及び農地利用最適化推進委員さんのお力を借りながら情報収集を

行い、耕作放棄地等の発生防止に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 家族農業の耕作面積が著しく減少した。これは、一つにはブロッコリーテーションの弊害だったのではないのでしょうか。自分の土地があっても、4年に一度は米が作れないことで、耕作意欲の減退につながり、耕作放棄を助長していったように思われます。

農業再生協議会による令和4年度の青木村の生産数量目安値の換算面積は105ヘクタール、令和5年度103ヘクタールでした。ところが、翌令和6年度は80ヘクタールに激減し、昨年令和7年度も91ヘクタールとほぼ横ばいです。この2年間、目安値が大きく引き下げられたままになってしまった理由は何でしょうか。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長兼上下水道係長（奈良本安秀君） 生産数量目安値につきましては、毎年、前年の年、前年の12月に県のほうから、県の農業再生協議会から示されまして、その翌年、各農家さんから作付計画等を御提出いただきますが、その作付計画、それから作付状況をこちらで確認をいたします。

そうしますと、作付面積の集計値が示されました目安値に対して、多い少ないという状況が出てきてまいります。そこで、県内の市町村間で目安値をプラスマイナスする地域間調整というものをを行い、調整後の数値が最終的な目安値となり、その目安値に対して実際の作付面積が97%を下回ってしまいますと、その下回った部分の面積分が翌年の目安値にマイナス反映をされ、目安値が下げられてしまうというペナルティ的なルールがございます。

議員御指摘の令和5年度から令和6年度への激減は、まさに令和5年度において、先ほど申し上げました結果となったことにより、若干ペナルティ的要素として面積が多く差し引かれ、そういったルールが適用されまして、御指摘の目安値が示されたということでございます。その後につきましては、ほぼ横ばい、令和8年度につきましては、前年より4ヘクタール多い95ヘクタールという目安値が示されております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 昨年、私は令和4年、5年の青木村に割り当てられた米の生産目安値に対して、実際に作付された面積は、令和4年で目安値の86%、令和5年で71%しかない

ということを指摘をいたしました。その上で目安値と同程度の作付を行うことで、ブロックローテーションの解消ができるのではないかと提案しました。

しかし、昨年の農業再生協議会ではブロックローテーション維持の方針を改めることをしませんでした。ただいまの農林建設課長の御答弁は、令和5年度までの目安値を青木村が達成してこなかった、それがゆえに青木村への割当て分が大幅に削られてしまったということを実に物語っているのではというふうに思います。ブロックローテーションに固執するがゆえに、目安値を達成できず、結果的に目安値を引き下げられてしまうという悪循環に陥ったと言えるのではないのでしょうか。

繰り返しますが、担い手農業者と家族農業の耕作面積の割合が10年間で逆転し、家族農業者による耕作面積は今や4割を切っている状況です。ブロックローテーションを全く見直さず、無批判にこのままローテーションを続けていくなれば、家族農業は衰退の一途をたどるほかなく、近い将来、家族農業は絶滅してしまうのではないのでしょうか。

それでもあくまで、ブロックローテーションを堅持するというのであれば、せめてこれまでの4年ローテーションを5年ローテーションに引き延ばすということは考えられないのでしょうか。生産目安値を令和4年当時に戻し、作付面積もそれに見合う量に引き上げることで、5年ローテーションは十分可能な範囲と考えられます。いかがでしょうか、村のお考えをお聞かせください。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長兼上下水道係長（奈良本安秀君） 令和8年度の方針に関しましては、先ほど1問目の答弁で申し上げたとおりでございますが、令和9年度以降につきましては、国のほうで水田活用の直接支払交付金制度の見直しを予定している等々のため、その内容を精査し、方針を決定するということになっております。

現在のブロックローテーションの4ブロックの分け方につきましては、地域ごと、それから、またはその推計を考慮をして分けさせていただいております。したがって、必ずしもその4ブロックが均等の面積になっているわけではございませんでした。

そこで、村も推計等を考慮した上で、この4ブロックごとの面積の不均衡の解消、それから、近年、議員御指摘のとおり、水稻作付面積が目安値の範囲内に収まっていることから、可能な限り目安値に近づけるための水稻作付面積を増やす。

それからもう1点が、担い手農家が毎年において、水稻及び転作作物の複合経営が図れること、こういった問題を解決すべく検討を重ねた結果、現在の当郷地区を2つに分け、また、

村松地区の一部も若干変更させていただくことにより、4ブロックを5ブロックに分けることで、ただいま申し上げました課題が解決できるというふうに見込みまして、この案を本年の農業再生協議会に諮らせていただく予定でございます。

以上です。

○9番（坂井 弘君） 令和9年度から4年ローテーションを大きく改めて、5ブロック、5年ローテーションに移行していくということを前向きに御検討いただいているという御答弁をいただいたかというふうに承知をいたしました。本年度の7月の農業再生協議会では、これまでと違う新たな方向性を持った方針が打ち出されることに期待したいと思います。

アメリカのトランプ大統領によるイラン攻撃に端を発した中東情勢の悪化、石油・ナフサ由来による製品の供給不足、供給不足不安がこのところますます増大をしております。石油ショッップの最大ともいうべき現象が拡大をしています。

とりわけ農業においては、農業ハウス等に使用されているビニール類、マルチシートをはじめ、プラスチック製品など、不足が生じ、価格が上がり上がっています。マルチシート一つ取ってみても、一時期の1.5倍はする価格に跳ね上がっています。

村としては、こうした状況をどのように把握し、今後の対応をどのように考えていらっしゃるかお聞かせください。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長兼上下水道係長（奈良本安秀君） 現在、国及び県及びJAなどから情報収集に努めているところでございます。

国は、ナフサ由来製品については年をまたいで供給が可能としており、資材についても全国規模では足りている、保守的な見積り、過去の実績を超えた発注、事業者間でのコミュニケーション不足等、流通の目詰まりについて言及をしており、国と現場との間で現場の事業者間で少し認識のずれがあるように思われます。

JAの情報によりますと、供給が止まるような大きな事象は確認されていないそうですが、この原油高が続く中で、燃料、物流、資材などの分野でコストや調達条件に変化が出始めており、幅広く値上がりしている状況でございます。

肥料では、マレーシア、モロッコ、カナダからの調達が中心で、当面の調達は確保されているようですが、尿素につきましては、中東からの輸出停滞懸念から国際市況が急騰しているほか、6月改定予定の秋肥価格には原料市況や円安の影響が反映される見込みで、配合飼料については、主な原料であるトウモロコシやダイズは北米、南米からの調達で短期的な供

給リスクは小さいですが、４月から６月までの配合飼料はもう既に値上がりをしており、７月以降も上昇する可能性があるとのことでした。

また、マルチやフィルム、袋などの資材は一部は既に価格改定の要請や受注制限が出ておりまして、農業機械や施設資材につきましては、供給が止まるといった大きな支障は確認されておりましたが、今後の中東情勢や原油価格の推移によりまして、影響が出てくる可能性があり、物流費、製造コスト動向による価格の見直し、納期や施設工事スケジュールが延びるなどの影響も考えられるとのことでございます。

今後の対応といたしましては、国・県の有利な補助事業でございますとか、交付金事業、または補正予算による新たな事業について、情報の収集及び情報の提供に努め、農家の皆さんの負担軽減、農業経営の安定的な継続化が図れるようＪＡ等関係機関とも連携してまいり所存でございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○９番（坂井 弘君） 状況、つぶさに調べていただいてありがとうございました。

農業ばかりでなく、村内の各種事業所においてもオイル類の入荷が困難になっているという状況をお聞きをいたしました。資材・燃料の確保が困難となり、事業展開が難しくなっている村内企業はないでしょうか。また、医療・介護現場への影響やごみ袋の確保など、日常生活への影響はどうでしょうか。村として把握されている状況、見通し、さらにはお考えになっている対応策があればお聞かせください。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、私のほうから村内企業の状況を御説明いたします。

まず、県は２日に中東情勢悪化の影響について、県内事業者にも尋ねたアンケート結果を公表したところです。そのアンケート結果は中東混迷の企業の影響が７割、製造業では８割影響を受けているという結果でございました。

村では、商工会経営指導員の対面聞き取りの結果から、製造業、建設業の皆さんでは製品、資材等の調達、価格の上昇に大きな影響を受けている、また、仕事が減ってきている、さらには来月７月以降の不安が大きいというふう聞いております。

現在は、金融支援や資金繰りの相談はないとのことですが、そういったことも踏まえて、今後、商工会とも経営指導員とも情報を連絡を取り合いながら、対応していきたいと

いうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、私のほうから医療・介護現場の村内の事業所の状況について答弁いたします。

村内の介護保険施設、診療所等に確認をいたしましたところ、ナフサを原料といたします医療用のビニール手袋等につきまして、現在不足して困っている状況にはないということでございます。また、一般のごみ袋等につきましても、現在、供給が逼迫している状況にはないというふうに考えております。

また、今後対策が必要になりましたら、他市町村の事例等も参考に、必要な対策を検討いたしますが、今すぐ何か対策を取らなければならないというような状況ではないというふうに考えております。

ごみ袋につきましては、供給は逼迫している状況はないんですけれども、買いだめ等があるために、その防止として一部店頭で購入制限をかけている店舗があることは存じ上げておりますけれども、こういったことがないように買いだめ等はしないような形でお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 現場では、石油由来、ナフサ由来の製品の不足を大いに感じ、また、不安に思っているところである一方で、政府では目詰まりだというふうに称しているわけですが、その辺、現場との乖離があるかなというふうに思うところです。

今、商工観光移住課長、また住民福祉課長から御答弁があり、それぞれに対応していただいているということでありますので、そうした対応、今後とも引き続きお願いし、村民の生活不安、あるいは事業者の事業不安というものがないように御配慮をお願いしたいというふうに思います。

それにしても、地球規模的な危機をつくり出した好戦的な政権指導者、米国トランプ大統領をはじめ、これに無批判に追随し、手をこまねいている政権に腹立たしさを禁じ得ません。農業や様々な生業が先細り、途絶えることがないように、村民の暮らしが疲弊することがないよう、村としても対策を取っていただくことをお願いし、2点目の質問を終わります。

3点目です。

村民のいのちと健康を守る夏の猛暑対策について伺います。

今年も暑い夏が目前に迫ってまいりました。5月中に猛暑日寸前という日もありました。夏対策を万全にする必要があります。村民の命と健康を守るために、今年の夏、村はどのような猛暑対策をお考えでしょうか。

この質問を用意していたところ、本議会初日の村長挨拶並びに補正予算案の説明の中で、小・中学校体育館へのスポットクーラー設置の提案がございました。まず、この点について詳しく御説明いただければと存じます。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） スポットクーラーについてでありますけれども、その前に、青木村の売りは何ですか、特長は何ですかと言われるとたくさんあるんですけども、その一つに、私は今まで夏の日中の涼しさですよと言っていたんですが、どうもそれはここ数年言えなくなりました。

去年、子供たちの学校の状況を聞くと、もちろん、真夏は校庭で遊べない、体育館も暑い、風の入りもよくないというようなお話を聞いて、私も行ってみまして、これは何とかしなければいけないというふうに思いました。

抜本的に全体をクーラーをする方法もありますけれども、多額の金がかかったり、それから何か電気量が不足して電柱を引かなければならないとか、そんな大きな課題もあって、なかなかそれはすぐにできないと。

竹内製作所に行く機会があるんですけども、実はあそこはあの大きさの中に全部冷暖房が入っているんですよ。すごいなと思ったんですが、電気の消費量、環境問題含めて、あそこの会社一生懸命やっていますので、スポット的に作業員のところに行くような、何ですか、筒っていうんでしょうか、それを当ててやっているんです。

それがヒントになりまして、いろいろと探してみましたら、すぐにでも間に合いそうなスポットクーラーというのがあって、全体は冷えませんが、汗かいたときに当たるとか、そのようなことで小・中学生の子供たちには、真夏の体育館で運動ができる、休み時間でもできる、そういうことから、このスポットクーラーの補正をお願いしたところでございます。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 御提案いただいたスポットクーラーの設置については、大変優れた今御説明がありましたが、優れた取組であるというふうに評価をするところであります。走り回って汗をかいた子供たちが我先にとクーラーの前に集まって、冷風を浴びて、気持ちよさ

そうに体を冷やしている、そんな光景が目に見えます。一方、先ほども村長からクーラーを用意するよりもというふうなお話もございましたが、全国的には体育館への空調設置を目指す動きも見られております。

文科省調査によれば、昨年5月時点での全国の小・中学校体育館の空調設置率は22.7%、東京都では実に92.5%となっています。「学校体育館への空調整備の早期実施に向けて」と題する参考資料も文科省から提供されております。

体育館への空調設備の設置について、先ほども御答弁がありましたので、お答えはお聞きいたしませんけれども、そうしたこともある面ではスポットクーラーともに、今後の方向性として考慮いただければということをお願いしておきたいと思います。

さて、スポットクーラー以外に村が考えていらっしゃるような、子供向けのみにかかわらず、村民に向けての猛暑対策はありでしょうか。

○議長（平林幸一君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今年も猛暑が予想されております。スーパーエルニーニョということで、さらに暑いのかなというふうに思っておりますが、御質問にもありましたように、熱中症対策は不可欠な状況です。

村といたしまして、6月の広報紙に熱中症の予防についての広報を行うとともに、あおきネットワークの各ツールを活用いたしまして、注意を呼びかけていきます。また、独居の高齢者の世帯につきましては、民生児童委員さんによります熱中症予防の特別訪問を行っております。

去年も各民生児童委員さんのそれぞれの家に行った報告書を一枚一枚、一件一件読ませていただきましたけれども、真夏の暑い中、それぞれの家庭訪問をし、あるいは3回も4回も行っていて、やっと開いてというようなことで、本当に皆さんの熱心さに頭の下がるところでございます。それから、役場の職員、地域包括支援センターの職員にも必要に応じて訪問し、熱中症の注意喚起を行っているところでございます。

学校関係につきましては、小学校、中学校ともに特別教室を含みまして、全教室に空調設備を設置しております。保育園もほぼ完成に近い状況でクーラー等を設置しております。今年は、今、御質問がありましたように、それぞれの体育館にスポットクーラーを設置することにしてございます。それから、熱中症の指数、熱中アラーム、それから、屋外の体育館に設置しまして危険防止にも努めてまいります。

児童センターでは、室内の空調に加えまして、去年は遊戯室にも空調を設置しました。午

後の時間にも外が暑くても遊戯室で遊べるようになったということでございます。また、通学時の関係でありますけれども、暑さ対策の一つとして、バス通の児童・生徒以外でも猛暑日にはバスで通学するような、そういった推奨をしていきたいと思ひますし、保護者の皆さんにもPRをしてまいりたいと思っております。昨年もやりましたけれども、今年も同様にいたします。

さらに、今年は6月に予定しております学校関係者や役場の関係課、駐在さんが出席いたします通学路の検討会におきまして、猛暑対策について課題にし、安心の家の利用、バスの利用、水分補給の徹底、こういったことで命を守ることを協議してまいりたいと思っております。それから、保育園、小学校、中学校で、これは家庭も含めてですけれども、子供たちに水分補給をこまめにするようにも指導してまいりたいと思っております。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） ありがとうございます。

県の施策として、今年4月からエアコン設置促進事業が展開されているところですが、村の中でこれを活用された世帯、どれくらいあるでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

青木村では今年度、県の補助事業でありますエアコン設置促進事業を行っております。現在までのところ、問合せ等は10件ほどございますけれども、申請まで出てきた件数は今のところはございません。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 対象になる世帯というのは何戸くらいになるかということは、お分かりにはならないでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 対象となる事業者につきましては、村内在住の住民税均等割が非課税世帯になりますので、現在の地点でいいますと約430世帯ほどございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 430世帯全てというわけではなくて、恐らくエアコンが入っていない御家庭というふうな条件があるのかと思いますが、それにしても、いまだ4月から始まって、

ゼロ件しか申請がないというか、全くないという状況というのはどうなのかなというふうに思うところであります。

これから暑くなる状況ですので、この周知がどうなっているのかということを思うわけですが、広報3月号で、この設置について紹介をされています。この制度を知らない対象者も少なからずいらっしゃるよう思われますので、制度内容、もう一度ここで改めて御紹介いただければと思います。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） このエアコン設置促進事業の対象者につきましては、先ほど申し上げたとおり、申請日におきまして青木村の住民基本台帳に記載されている人で、生活保護受給世帯及び世帯全員が住民税均等割の非課税世帯、そのうちで居住する住宅に稼働可能なエアコンが設置されていない世帯でございます。

対象品目につきましては、壁掛け型のエアコン、床置き型のエアコン、窓枠設置のウインドウエアコン等になります。

補助対象金額につきましては、上限額が7万3,000円で、住民税均等割非課税世帯につきましては3分の2の補助、生活保護受給世帯につきましては10分の10の補助となります。ですので、例えば10万円のエアコンを購入した場合になりますと、住民税非課税世帯の場合には、補助対象金額の上限7万3,000円の3分の2、4万8,000円が補助金額になりまして、10万円から4万8,000円を差し引きしました5万2,000円が自己負担となります。また、生活保護受給世帯につきましては、補助対象金額上限7万3,000円が補助金額となりまして、10万円から7万3,000円を引きました2万7,000円が自己負担となります。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 制度、まだまだ存じ上げていない御家庭も多くいらっしゃるのではというふうに思いますので、ぜひとも周知を徹底していただきたいというふうに思います。ただいま、課長のほうから非課税世帯と、それから生活保護世帯というふうに分けて説明いただきましたが、生活保護世帯について、広報3月号で触れられていたでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

議員御指摘のように、広報3月号でエアコン設置促進事業についての広報をいたしました。が、その記載の中では生活保護世帯についての記載はございませんでした。なぜ広報紙に記

載しなかったかといいますと、その時点で村内に生活保護受給者がいなかったということと、生活保護受給世帯におきましては、従来から生活保護開始時に持ち合わせがないですとか、災害により家財が喪失し、他の制度から措置がない等、特別な事情がある場合には生活保護費の一時扶助としまして、エアコン設置費用の支給が認められております。

また、そういった特別な事情がない場合におきましても、日頃からケースワーカーが訪問し、冷暖房器具の購入意向を事前に確認し、必要に応じまして購入に向けた家計管理の助言等を行う等、きめ細かな対応をしているため、今回のエアコン設置促進事業につきましても、もし、生活保護受給者で対象者がいる場合には、ケースワーカーにより個別に対応されるものであるためでございます。

ですが、今回6月号の広報紙に再度エアコン設置促進事業についての広報をいたしました。この広報をするに当たりまして、他市町村の広報紙、広報とも参考にいたしましたところ、他市町村につきましては生活保護受給世帯についても記載されているところございましたので、6月号の広報では、改めて生活保護受給世帯について対象になるということを記載させていただきました。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 状況を鑑みてそういう措置を取ったというふうには理解をするところですが、私は3月号を見たときに、この村は、青木村は生活保護世帯についてはカットしているんだ、やらないんだというふうに見えてしまったんですね。やっぱり6月号で改めて広報するということですが、そうしたことはきちっと、どういう状況であろうとも3月時点で対象者がいなかったとしても、また新たになる方がいるかもしれないわけですので、そうしたことも踏まえて、しっかりとした広報をお願いしたかったなと、今後についてお願いしておきたいと思います。

申請期間ですが、青木村では4月1日から8月31日としていますけれども、東御市では9月30日まで、長和町では10月30日までとしています。自治体によって期間が異なるのはなぜでしょうか、期間を延長するお考えはないのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

他市町村の状況で、私のほうも確認させていただきましたけれども、確認ができた範囲内では、申請期限は6月から12月までと様々な期間が設定されております。自治体によりまし

て、このように申請期限が異なるのは、県から当該事業の申請期限は各市町村で設定をしてくださいというような形での説明がありましたためでございます。

村では申請期限を8月末と現在しておりますが、これは、そもそもこの補助事業の趣旨が近年の熱中症による健康被害が増えているための熱中症予防対策として行われるものであることから、8月末までには、必要な方については申請されるものじゃないかという判断に基づき設定したものでありますけれども、今後の相談内容ですとか、申請等の状況を見ながら、議員御指摘のように、期限の延長については検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 御検討いただけるということでありがとうございます。現在もまだ申請ゼロということを考えるならば、延長はどうしても必要かなというふうに思うところです。課長がおっしゃったように夏になる前に取りつけてほしいというお気持ちは、十分分かりますし、ぜひそうあってほしいものだと思います。

さて、生活保護世帯は先ほどの説明でも補助率が10分の10ですけれども、非課税世帯は3分の2、村民を猛暑から守るために、村の全世帯へのエアコン普及を図り、村として独自に補助率を上乗せする支援をお考えになることはできないでしょうか。また、御夫婦の一方が病気や介護が必要になったことをきっかけにして、エアコン設置を検討する高齢者世帯も出てきております。生活保護世帯や非課税世帯の方のみでなく、その他の高齢者世帯についても補助対象を広げるということは考えられないでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

当該エアコン設置促進事業につきましては、そもそも県の補助事業として村と県で対象費用の3分の1ずつを助成するものとして始めたものでございます。他市町村につきましても、同様の制度で実施しておりまして、独自に対象者の拡大、補助金の上乗せ等を行っているところは、現在のところ、ないものと認識しております。ですので、青木村でも同様の内容とさせていただきたいことを御理解いただきたいと思います。

また、来年度以降の事業実施につきましては、現在のところ未定でございますが、まずは、今年度の事業について、議員から御指摘いただいておりますように、広報させていただきまして、対象者の方ではできる限り早期の申請をしていただくようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 補助率アップというようなことは無理だというふうなお話でしたけれども、やむを得ない部分はあるかなと思いますが、そういった助成を求めている高齢者世帯も多くあるかというふうに認識をしております。そうした人たちも踏まえて、今後の検討とさせていただければと思います。

さて、猛暑の期間、登下校する子供たちの様子ですが、夏になると、子供たち、水筒の水に氷を入れて登下校時に持参をしております。村長の先ほどの御答弁でも、水分補給を十分という話もございました。しかし、水筒に入れた水ですけれども、学校に着く頃には水筒の中身、大方なくなっていて、午前中も持たない状況があると。帰宅途中に給水できる場所があればいいなど、道の駅にウォーターサーバー置いてもらえないかなというのが、かねてからの子供たちの願いでした。

調べてみると、全国ではもちろん、県内でも公共施設各所に給水スタンドを設置している、そうした取組を行っている自治体がありました。諏訪市であります。業者と協定を結び、公共施設の各所に給水スタンドを設けています。清涼飲料水のペットボトルによるプラスチックごみを減量化し、CO₂削減にも効果をもたらしていると聞きます。

青木村でも道の駅はじめ、役場庁舎、文化会館、くつろぎの湯、温泉施設等に設置してみてもいかがでしょうか。また、道の駅やふるさと公園などにミストシャワーを設置することも一案ではないでしょうか。一考してみる価値はないでしょうか、お伺いします。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えいたします。

子供たち、公共施設にはお手洗いや洗面所がありまして、水道の蛇口をひねってという時代ではもうなくなってきた思いもあります。議員のおっしゃるウォーターサーバー、その類似したものは役場のロビーに1か所、ふるさと公園あおきには3か所、これは噴水型の足踏みや手押し式の噴水型の水飲み器でありますけれども、そちらの施設にはそれぞれ配置しております。

議員が言いました温泉施設につきましては、自動販売機が設置されているのみでございます。公共施設の管理を務める指定管理者の意見も伺いながら、ウォーターサーバー、噴水式の水飲み器等々の検討をしたいというふうに思っております。

また、ミストシャワーにつきましては、ふるさと公園はどうしてもドクターヘリと防災ヘリの離発着がある関係で、木が少なく木陰が少ない状況でありますので、道の駅と併せて、

こちらも指定管理者に相談して、有効な設置策を検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 前向きに御検討いただけるということで、ありがとうございます。ぜひよろしくをお願いします。

1点、質問ですけれども、今の噴水式の水飲み器は、冷水が出るようになっているのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） はい、そのとおりです。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 存じ上げずに失礼をいたしました。

その存在を知れば、子供たちもさぞ喜ぶんではないかと思います。

もう1点ですが、道の駅や運動公園に温度計を設置するということではできないでしょうか。これがかねてから要望しているところですが、一向に実現をしておりません。道の駅と隣接するふるさと公園で遊ぶ子供たち、あるいはまた、運動公園を利用する子供たちや村民にとっても暑さ対策を心がける上で、そうしたところに温度計が必要ではないでしょうか。この点、いかがでしょう。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 答弁させていただきます。

ドライバーの安全な運転、また村民の皆さんの安全の外出を心がけ、あるいは注意喚起をするためにも、温度計は必要というふうに考えております。ドライバーですと、やはり目をそらす瞬間もありますので、設置場所、設置の高さ等を含めて、現在検討を進めているところでございます。また、財源の確保も含めて、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） これも前向きに検討いただいているということで、ありがたく思います。

今年の夏になる前にはつくなんていうふうな希望を持つのはいかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） なるべく早めに設置できればというふうに考えておりま

すが、よろしくお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 以上、3点にわたり質問をいたしました。各所に提案もしてまいったところでございます。真摯に受け止められて実現に向けて動き出していただけることを願い、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） 坂井議員の一般質問は終了しました。

通告のありました9人の議員の質問は、これで全て終了いたします。

◎委員会付託

○議長（平林幸一君） 続いて、委員会付託を行います。

さきの議会運営委員会でも審議をいただきましたが、総務建設産業委員会への付託については、本会議に上程されました陳情第1号、陳情第2号を付託したいが、異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 異議なしと認め、以上で委員会の付託を終了いたします。

◎散会の宣告

○議長（平林幸一君） 本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 3時52分

令和 8 年 6 月 1 1 日（木曜日）

（第 3 号）

令和8年第2回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和8年6月11日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 報告第 2号 令和7年度青木村土地開発公社事業報告について
- 日程第 5 報告第 3号 令和7年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）
- 日程第 6 報告第 4号 令和7年度青木村簡易水道事業会計予算の繰越について
- 日程第 7 議案第 1号 青木村農業委員会委員の選任について
- 日程第 8 議案第 2号 令和8年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第 9 議案第 3号 令和8年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第 4号 令和8年度青木村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第11 発議第 1号 上下水道事業の老朽化対策・耐震化と経営基盤強化に向けた支援を求める意見書について
- 日程第12 陳情第 1号 国道143号青木峠バイパス（新トンネル）の早期開通を求める陳情書について
- 日程第13 陳情第 2号 R143号青木峠新トンネルの安全な通行のための歩道設置に関する陳情書について
- 追加日程第 1 議案第 5号 令和7年度（繰越）青木地区配水管布設替工事（交付金事業）に係る請負契約について

出席議員（10名）

1番 小林 久美子 君

2番 松 澤 広 海 君

3番 北 澤 久美子 君

4番 宮 澤 政美知 君

5番 宮 入 典 子 君

6番 松 本 淳 英 君

7番 塩 澤 敏 樹 君

8番 平 林 幸 一 君

9 番 坂 井 弘 君

10 番 金 井 とも子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	沓 掛 英 明 君
参 事 兼 総務企画課長	稲 垣 和 美 君	商 工 観 光 移 住 課 長	小 林 利 行 君
住民福祉課長	小根沢 義 行 君	会 計 管 理 者 兼 税 務 会 計 課 長 兼 住 民 防 災 危 機 兼 管 理 監	高 柳 則 男 君
建設農林課長 兼 上 下 水 道 長 係	奈良本 安 秀 君	教 育 次 長 兼 公 民 館 長	小 林 宏 記 君
保 育 園 長	成 沢 亮 子 君	建 設 農 林 課 課 長 補 佐 兼 建 設 係 長	横 沢 幸 哉 君
建 設 農 林 課 課 長 補 佐 兼 課 副 防 災 危 機 管 理 監	上 原 博 信 君	住 民 福 祉 課 課 長 補 佐 兼 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 長	早乙女 敦 君
税 務 会 計 課 資 産 税 係 長	小 山 明 之 君	総 務 企 画 課 企 画 財 政 係 長	金 井 大 介 君
総 務 企 画 課 担 当 課 長 兼 事 業 推 進 室 長	塩 澤 和 宏 君	建 設 農 林 課 農 業 振 興 係 長	増 田 佳 樹 君
住 民 福 祉 課 保 健 衛 生 係 長	上 原 加 代 君	総 務 企 画 課 庶 務 係 長	片 山 雅 史 君
住 民 福 祉 課 課 長 補 佐 兼 住 民 福 祉 係 長	津 田 直 樹 君	商 工 観 光 移 住 課 長 商 工 住 観 係	宮 澤 俊 博 君
教 育 委 員 会 課 長 補 佐 兼 教 育 係 長	奈良本 いずみ 君	総 務 企 画 課 課 長 補 佐	依 田 哲 也 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 稲 垣 和 美

事 務 局 員 依 田 哲 也

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（平林幸一君） 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（平林幸一君） 本日の日程は、最初に委員長報告をいただき、報告第1号から審議、採決を行います。各案件の説明が終了しておりますので、質疑、討論、採決の順で行いますので、よろしくお願いいたします。

◎総務建設産業委員長報告

○議長（平林幸一君） それでは、総務建設産業委員長より委員会審議の内容について報告をお願いいたします。

松本総務建設産業委員長。

○総務建設産業委員長（松本淳英君） おはようございます。

さきにかれました総務建設産業委員会におきまして、審査の結果、次のとおり決定しましたので、報告いたします。

陳情第1号 国道143号青木峠バイパス（新トンネル）の早期開通を求める陳情書。

審議では、工事の進捗状況、用地取得ができず、事業が中断した場合の影響、本体工事早期着工に向けて必要なこと等について質疑がされました。

令和元年度に事業化され、本年度は2期目の村道付け替え工事が発注される一方、ヤード及びトンネル工務期の用地取得が1年においてできていないこと、この用地の取得ができない限り、次年度以降の事業の進捗が見込めないこと、用地取得が滞り、事業が一時中断した場合、国の補助が厳しくなり、一日も早い着工のために用地取得が必要である等の答弁がありました。

本事業は、長年にわたり、青木村の住民が待ち望んできた悲願であり、住民の代表である

区長会が陳情された意味は大きく、採択して関係機関へ強く要望することは極めて重要であること、また、新トンネルが開通することで、観光、産業の発展はもとより、防災、医療、教育の面でも大きな貢献が期待されることから、早期着工を願う意見として大きな意味があるとの賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり採択することに決定しました。

続きまして、陳情第2号 R143号青木峠新トンネルの安全な通行のための歩道設置に関する陳情書。

質疑において、現在の幅員に至った経緯、歩行者や自転車の利用の状況、歩道設置を検討する余地について、新バイパスが開通した場合の現在の国道の取扱い、松本側のトンネルの状況について質疑がされました。

道路構造令に基づき、歩行者や自転車の利用者が少なく、青木峠トンネルでは歩道設置に至らなかったこと、令和元年度台風19号災害を受けて、渋滞時でも緊急車両の通行が必要であると判断され、幅員が1メートル拡大され10.5メートルとなったこと、令和2年度に実施された調査では、歩行者の通行はほぼゼロであり、自転車は週末を中心に若干いる程度であったこと、国の事業採択がされており歩道設置への変更は困難であること、新バイパス開通後は、現在の国道は青木村が村道として引き受けること、松本側のトンネルにおいては今年度中に事業用地取得が終了し、現在、明かり部の設計が実施中で、進捗に応じて発注がされる等の答弁がされました。

陳情者の交通安全に対する考えは十分に理解できる、しかし、現在の計画は道路構造令に基づいた設計であり、これを変更してまで歩道の設置を検討し事業が遅延すること、このことは早期開通を願う地域住民の理解を得難い等の反対討論があり、賛成者なしに不採択とすることに決定しました。

以上となります。

○議長（平林幸一君） ありがとうございました。

◎報告第1号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

なお、報告第1号につきましては、1項目から6項目までありますので、1項目ずつ質疑

をしていただき、討論、採決は一括で行いますので、御承知おきくださいませ。

それでは、1項目め、青木村税条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方。

坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 9ページの条例の概要書がございますが、その住宅ローン控除、その表がありまして、表の中に立地要件という部分があります。下から2番目です。そのところに、土砂災害などの災害レッドゾーンの新築は適用対象外というふうにされていますが、まず、その適用対象外となる場所が村内にはあるのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 高柳会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼住民税係長兼防災危機管理監（高柳則男君） お答えいたします。

今、議員おっしゃいましたように、土砂災害、レッドゾーンでございますので、特別警戒区域ということになりますので、そちらに新築エリアの中に新築された場合には、適用が対象から外れるということでございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 今お答えいただいたそのレッドゾーンに住居を建築する際には、土砂災害を防ぐ補強工事が施されていれば建築が許可されるということになっているかと思いますが、補強工事がされている場合でも適用対象外とされるのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 高柳会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼住民税係長兼防災危機管理監（高柳則男君） 今の御質問ですけれども、ちょっと私のほうでも細かいところまでちょっと精査できておりませんで、お調べしていないんですけれども、基本的には新築する場合ということに規定がされておりますので、今おっしゃった部分については、適用になるんじゃないかなというふうに推測しております。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 適用になるというお答えは、適用の対象外になるという意味ではなくて、たとえ補強工事をした場合であっても、この控除の対象にはならないという意味でしょうか。

○議長（平林幸一君） 高柳会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼住民税係長兼防災危機管理監（高柳則男君） 申し訳ございま

せん。ちょっと説明が足りなかったですが、補強工事をした場合につきましては、現存されている住宅になりますので、ここの適用からは外れるという解釈でよろしいかと思います。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 繰り返し確認ですが、そうしますと、この控除の対象になるということでしょうか。

○議長（平林幸一君） 高柳会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼住民税係長兼防災危機管理監（高柳則男君） そのように理解
いただいてよろしいかと思います。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑のある方。
ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 質疑なしと認めます。

1 項目め、終了をします。

2 項目め、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑のある方。

坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 5 ページ、一部改正の概要についてという説明資料がございます。その3の改正の概要、（1）子ども・子育て支援納付金に係る規定を次のように定めますということで、課税額についての説明があります。所得割額、被保険者均等割額、世代別平等割額等の、率、額ですが、これは村独自の規定でしょうか、それとも全国共通なのでしょうか。また、村独自とした場合には、率、額の算出根拠はどのようになっているのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 高柳会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼住民税係長兼防災危機管理監（高柳則男君） 御質問の件でございますけれども、今回新設の所得率等、課税額の設定根拠になりますけれども、今回の税率は村が独自に自由に決めたものではございません。

今回の子ども・子育て納付金につきましては、今年度が初年度ということでございまして、今回は長野県のほうで各市町村の納付見込金額等を基礎としまして、標準保険料率を試算し、算定を行った上で各市町村に資料が提供されております。その資料を基に、村のほうで、被保険者数ですとか、所得状況、軽減世帯の状況等を精査した上で、必要な税率を試算したところでございます。

その結果として、所得率が0.28%、均等割額1,000円、18歳以上加算額70円、平等割額1,000円とすることで、県から示されております納付金額がございますが、そちらを適正に賄える見込みということになったため、これらの税率を今回、条例案としてお示ししたところでございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） そうしますと、率とか均等割額とかそういったものについては、県から示された金額に基づいての計算であり、したがって、自治体ごとにこの数値は異なるということでしょうか。

○議長（平林幸一君） 高柳会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼住民税係長兼防災危機管理監（高柳則男君） 議員、今おっしゃったとおりでございます。長野県下ありますけれども、それぞれ市町村で設定している税率とは異なります。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 先ほど県のほうから市町村ごとの金額が示されているという話を承りました。その金額、青木村に課せられた、国に上納しなければならない金額というのは幾らでしょう。

○議長（平林幸一君） 高柳会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼住民税係長兼防災危機管理監（高柳則男君） お答え申し上げます。

今回の子ども・子育て分の納付金額でございますけれども、県から示されている数字で申し上げますと、256万円が子ども分になっております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 被用者保険、すなわち協会けんぽ、健保組合、共済組合、そうした部分の保険料ですが、支援金の率は0.23%となっています。それに比べ、本村の保険税の所得割額は0.28%、いささか高いのではないかというふうに思えるわけですが、しかも被用者保険の場合は、半額を事業者が負担することとなっております。したがって本人負担は、計算上では0.23%の半額、2分の1、0.115%となるかと思います。本村の所得割額0.28%とかけ離れておりますが、この点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（平林幸一君） 高柳会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼住民税係長兼防災危機管理監（高柳則男君） お答えいたします。

今回設定した0.28%でございますが、今年は初年度、先ほども申し上げましたけれども初年度ということで、一応県から示されているものを精査して使っておるということでございますが、県のほうで示されている数字を申し上げますと、所得割分で約126万円が所得割分ということになっておりまして、青木村の総所得の金額が、県のほうで示されているものが、4億4,700万円になっております。こちらを先ほどの126万円で割り返しますと、0.28%ということになりまして、そちらの試算したものを設定したものでございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 計算の仕方は今のお話で分かりましたけれども、それにしても被用者保険との差があまりにも大きいというふうに思うわけですが、その点についての見解を教えてください。

○議長（平林幸一君） 高柳会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼住民税係長兼防災危機管理監（高柳則男君） お答えいたします。

今年はどうしても初年度ということで、今回0.28%で設定しておりますが、国の資料によりますと、今年導入しまして、約3年かけて平準化するというふうに言われております。ですので、今回設定でお願いしている税率等につきましては、来年以降も変更になる可能性もございますので、今年の実績によりまして、またその辺は、調整されるものと思いますけれども、その際には、また条例案を提示をさせていただきまして、お願いするようになるかと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） ただいまの御説明ですと、今後、率については変わっていくということで、3年後全てが完了した暁には、平準化されるのではないかなというふうな期待を持たせるような御説明であったかと思いますが、実はそうではありませんよね。

被保険者の被用者保険についても率は上がっていきますし、同時に国保の税率もさらに、もっと跳ね上がっていくのではありませんか。そういう形で、こども家庭庁等の見積み等は出ているかと思えます。したがって、この率の違いというのは、さらに開いていくんじゃない

いかなと私は思うところですが、そうではないんですか。

○議長（平林幸一君） 高柳会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼住民税係長兼防災危機管理監（高柳則男君） 今、議員おっしゃいましたように、今回、制度が始まった子育て分でございますけれども、国のほうで3年かけて平準化ということにされておりますけれども、今、議員おっしゃいましたように、その拠出される金額というのは年々増えていくということで国の資料でも出ております。

したがいまして、現状ではちょっと、確実なところは申し上げられませんが、来年以降はその所得割りの0.28%につきましても、若干なりとも上がってくる可能性は十分あるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） ありがとうございます。

答弁まとめませんが、0.28が若干上がるどころか、かなり上がっていく数字ですよ、予想は。とんでもない形に膨れ上がっていくというふうに思うところです。そのことを申し述べておいて質問を終えます。

○議長（平林幸一君） 質疑ほかにごございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 質疑なしと認めます。

これで2項目め、終了します。

3項目め、令和7年度青木村一般会計補正予算（第7号）の質疑に入ります。

質疑のある方。

北澤議員。

○3番（北澤久美子君） お願いします。

29、30ページで、送迎バスの運行管理費のところなんですけれども、運行管理費で報酬需用費役務負担、マイナスになっているんですけれども、送迎バス、今、運転手不足とか、ガソリンも値上がりしている年だったと思うんですけれども、なぜこのマイナスになっているのか、お尋ねします。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 当初予算に対しての実績が減となったためということでございます。

○議長（平林幸一君） 北澤議員。

○3番（北澤久美子君） ありがとうございます。

実績からという、そうすると最初の見込みが大きかったというところで、多分、運転手さんも上田までとかと言って、時間とか延びたりとか、超勤になるのがあれですけども、そこら辺は、見込むときにそこまでは考えなくて、低いのはとてもよかったと思うんですけども、実績からということであれば理解しました。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑のある方。

宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 35、36ページをお願いします。

款3民生費、項2障害者福祉金、節19扶助費、その中の001の中の008介護給付訓練等給付費939万円増額になっていますが、補正で上げた特別な理由がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

今、御質問のありました扶助費の中の介護給付訓練等給付費ですけども、予算のときの比較で言いますと、例えば、就労移行支援サービスというのがあるのですが、これ一般企業で就労を目指す障害のある方に、就労に必要な支援を行うものですが、これが当初と比較しまして、約100万円ほど増額になっております。

あと、就労移行支援サービスのBの、雇用契約を結ばないで障害のある方が軽作業などの作業を行う工賃、これも約230万円ほど予算のときよりも増額になっております。

あと、児童発達支援といいまして、障害のある、または発達の気になる未就学のお子さんに対して日常生活スキルの習得ですとか、集団生活などの支援を行うサービスですが、これも当初の予算見込みよりも、予算のときよりも180万円増になっておりますし、あと、障害者の方の共同生活のグループホームですとか、ショートステイ、こういったサービスも約260万円ほど増えておりまして、そういったものがサービスの増加ということで、939万円の増につながっております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

全体的に、扶助費の項目003から013まで、ほとんどマイナスになってきています。これ

についてもやっぱりいろいろ経緯について、何か教えていただくことがあったらお願いします。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

その他のサービス事業につきましては、予算のときよりも若干見込額としまして利用額が少なかったですとか、人数が少なかった、そういったことによりまして減額になっております。先ほど言いました介護給付訓練等給付費につきましては、実際の予算のときよりもサービスの利用が増えたということで増額になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

いろいろ人が少なくなっていたり、急激な具合悪い人が出たり、障害の方が増えたりということで大変だと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） まず、17、18ページ、収入のほうであります、寄附金の、青木村ふるさと応援寄附金についてお伺いします。

この寄附金の、ここ数年ぐらいの推移についてまずお聞きし、どのような状態なのか、また、これが減ってきている要因、それからこれを増やすような工夫が何かされているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） まず、寄附金の金額、件数の推移でございますけれども、令和6年度につきましては、トータル934件、金額にして1,562万6,000円という寄附金額でございました。それに対しまして、令和7年度につきましては523件、金額にして961万2,500円という状況で、今議員が御指摘のとおり、減少してきているというような傾向でございます。

この要因でございますけれども、一つにはお米の寄附金でございます。令和6年度と7年度を比較した場合に、件数で比較しますと、約340件お米の寄附金のお申込みが減って、金額では440万円ほど減少しております。これは御案内のとおり、米不足で寄附金でお米を求めの方がいらっしゃって、7年度についてはある程度米が行き渡ったということから、寄附

金でお米を求める方が減ってきたというのが一つの要因かと思います。

それからもう一点につきましては、さきに県内の須坂市のほうで端を発しました違反の件がございまして、当村でも一部返礼品の見直しを行った中で、ハムの取扱いをなくしたということによる減少が、減ってきている要因かというふうに考えております。

今後の増加策については、なかなか厳しい状況で、本当に妙案がありましたらぜひ議員さんから御提案をいただきたいと考えておりますけれども、今、水面下で検討しているのは、ひとつ、新規で就農された方のアスパラを観光農園として、返礼品の項目に加えられないかなというようなこと、それから、一部農産物を使ったチップスとか、クラフトコーラとか、あるいはキャンプ場の利用助成券というようなものをこの返礼品の中に加えられないかなというようなことを今検討して、新しい魅力ある寄附金項目を増やせるようなことを今検討しているという状況でございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

返礼品の魅力というのがあるかと思いますが、やはり今言われたように、体験型の返礼といますか、そういうのも含めて考えていただきたい。

それからまた、今、ふるさと住民登録制度というのが出てきているので、それと絡めて何かできていけばいいかなというふうに考えていますので、村としても新しい村の特産品、お土産というのも増やすようなことがありますので、そういうのも品物としてはできればいいのかなと思いますので、これからもよろしく願いいたします。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

金井議員。

○10番（金井とも子君） お願いいたします。

23、24ページでございますが、総務費、総務管理費の中に、16番公有財産購入費がございます。714万7,000円の減となっておりますけれども、この経緯等をお教えいただきたいと思います。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） 公有財産購入費につきましては、毎年1,000万円の当初予算、計上してお認めいただいて、村で借りている公共用地の借地の部分について、地権者さんの御意向も聞きながら、少しずつ買い進めているところでございます。

7年度につきましては、総合グラウンドの一部土地を所有している方から、買い取ってほしいというようにお申出があつて購入しましたところ、残念ながらそこにとどまったということで、予算計上したものが執行されなかったものですから、その分を今回、減額補正させていただいたという経緯でございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） 毎年度、借りている土地を買い上げることができれば、買いたいということで予算を計上しているということでよろしいでしょうか。

○議長（平林幸一君） 稲垣総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（稲垣和美君） はい、お見込みのとおりでございます。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

宮入典子議員。

○5番（宮入典子君） お願いいたします。

50ページの、観光費の中の報償費の中ですけれども、002観光サポーターズクラブというので50万円減っているんですけれども、この人たちは何人いてどんな仕事をしているのか、教えてください。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 御質問いただきました、観光サポーターズクラブということで、今回50万円の減額をさせていただきました。主に青木村に来られた方、来ていただいて青木村を好きになっていただいて、応援していただく方、いわゆるファンになっていただいた方を総合しまして、サポーターということで、サポーターズクラブということで私どものほうでも位置づけております。

こちらの方につきましては、例えば、旅館に宿泊された方等がその際に入会されまして、その入会されたことによって再度青木村に来られる仕組み、あるいは青木村に消費していただく仕組みということで、その助成ということを含めて期待を込めまして、会員になられた方につきましては1,000円の地域消費券をお配りしております。

現在、1,000名近くの方が登録をされているわけですが、実際に村で消費のあった方が500名ほどでしたので、その負担ということで、500人の方、50万ということで減額をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 宮入議員。

○5番（宮入典子君） ありがとうございました。

やはり青木村の観光をPRするためには、やはり村外から来る方のサポーターになっていただく人を増やすというのはとても大事なことだなというように思います。ですから、旅館に泊まった方が主だということだそうですが、今、割合に宿泊しながら観光に来るという方も少ないような感じがしますので、もっとPRをしていただいて、どんどん青木村の温泉宿に泊まっていただけの人が増えるといいなと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

松本議員。

○6番（松本淳英君） ページ51、52ページです。

7番土木費、2道路新設改良費ですが、工事請負費が800万円の減額になっているかと思えます。どのような見直しがあったのか、答弁をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長兼上下水道係長（奈良本安秀君） 道路新設改良費の工事費の件につきましては、令和7年度、村道当郷国道北5号線という村道の、西田技研さんの前の部分でありますけれども、そちらの舗装修繕工事の予算を計上させていただきました。

この工事は、令和5年度に、その先である国道の交差点から竹内製作所西側入り口付近までの舗装修繕を令和5年度に実施をしております、その先線の工事として約30メートルの舗装修繕を行う計画でございました。

しかし、令和7年度にこの竹内製作所の2期工事拡張に伴う配水管布設替工事の施工を当該路線で実施をしております。こちらは、企業会計の水道会計のほうで実施をしましたが、その施行を実施をしまして、その工事に伴います舗装復旧工事により、特に損傷のひどい箇所にある程度復旧することができましたため、当該工事を見直しをして、事業費を皆減したものでございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 理解いたしました。ありがとうございます。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君）　お願いします。

まず、41ページ、42ページであります。衛生費のところであります。

12番の委託料と、それからあと、次のページ、43ページ予防費の委託料等が大変減額していると、これは健診される方や予防接種される方が減ってきたということでしょうか。

○議長（平林幸一君）　小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君）　お答えいたします。

まず、41、42ページの委託料ですけれども、胃検診ですとか胃がん検診、こういった健康に関わる健診の委託料につきましては、予算のときに想定した人数よりも減ってはきているということでございます。

これにつきましては、一般質問のときの宮入議員の質問にもお答えしたんですけれども、健診を受けない理由というのがやっぱり、時間がないですとか、自分は大丈夫というような認識の下で健診を受けない方が多いので、そういった方につきましては、胃検診なり、肺がん検診、そういった健診につきまして、受診勧奨等を行って受診率を上げていきたいというように考えております。

また、43、44ページの予防接種委託料につきましてですが、これにつきましても予防接種、いろんな予防接種やっているわけですけれども、中でも一番は、新型コロナウイルスワクチン、これの予防接種が令和6年度まで無料でできたものが、令和7年度につきましては、やっぱり自己負担が4,500円発生しているということで減ってきております。

令和6年の実績で言いますと、無料だったこともありますけれども、約392人ほど接種しておりましたが、令和7年度になりましたら有料になったということで、あと、もう一つはコロナが落ち着いてきたということもあるんですけれども、そういったことで400人程見込んでいたんですけれども、実質的には150人ほどの接種で終わったというところで、その部分を減額しているということでございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君）　塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君）　ありがとうございました。

自分も150人の一人になるわけですが、これからも健診していただくような啓発を進めていただき、多くの方が健診を受けるように、よろしくお願いいたします。

○議長（平林幸一君）　ほかに質疑ございますか。

宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君）　お願いします。

45、46ページ、款5農林水産業費、項が1、目3、節18の負担金移行金の中の002補助金の中の007生産調整推進協力タチアカネ補助金なんですけれども、国よりの減額というような説明を聞いたわけですが、何か特別な理由があったか教えてください。

○議長（平林幸一君）　上原建設農林課長補佐。

○建設農林課課長補佐兼副防災危機管理監（上原博信君）　お答え申し上げます。

こちらの、タチアカネ補助金につきましては、いわゆる転作奨励金で、国から交付されますタチアカネの作付に対する交付金が満額出なかった場合の補填の分というところの補助金でございます。おかげさまで、令和7年度タチアカネにつきましては、83ヘクタール作付を3経営体の農家の方にしていただきまして、満額2,096万円の転作奨励金を頂戴できましたもので、村の補填分がなくなりましたもので皆減させていただくものでございます。よろしく申し上げます。

○議長（平林幸一君）　宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君）　ありがとうございます。

要するに生産者を考えて、それが国からの補助が減った場合にこのような処置をしていたという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（平林幸一君）　上原建設課長補佐。

○建設農林課課長補佐兼副防災危機管理監（上原博信君）　はい、そのとおりでございます。

○議長（平林幸一君）　宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君）　ありがとうございます。

このように、生産者のことを考えていただきまして大変ありがとうございました。

○議長（平林幸一君）　ほかに質疑ございますか。

北澤議員。

○3番（北澤久美子君）　お願いします。

43、44ページなんですけれども、清掃費で一番下の18番の負担金なんですけれども、クリーンセンター負担金でマイナス726万7,000円と大きな数字減額になっているんですけれども、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長（平林幸一君）　小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君）　クリーンセンター負担金につきましては、毎年度クリーンセンター、上田市のほうになりますけれども、修繕にかかった費用ですとかそういったもの

を精算いたしまして、上田市と青木村になりますけれども、負担金の算出して、その分を支払っておりまして、今年度、7年度につきましては、修繕が思ったよりもかからなかったということで、減額になってきているというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 北澤議員。

○3番（北澤久美子君） ありがとうございます。

修繕ということで、これ勝手に解釈したんですけれども、ごみの減った負担金で、今、循環型でいろいろ話題になっていますけれども、そういうことではないということの解釈でいいんですか。

分かりました。ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） ほかに。

松本議員。

○6番（松本淳英君） 13ページ、14ページをお願いいたします。

2番国庫補助金、1総務費国庫補助金の4番デジタル基盤改革支援補助金ですが、1,000万円強の減額となっております。詳細を答弁いただけたらと思います。

○議長（平林幸一君） 依田課長補佐。

○総務企画課課長補佐（依田哲也君） お答えいたします。

こちらのデジタル基盤改革支援補助金につきましては、地方公共団体情報システムの標準化事業に対する補助金となっております。補助率は10分の1でございます。

今回この事業におきまして、当初、見積り計上させていただいたシステムのソフト事業ということでやったところがございますけれども、実際の事業契約が予算見込みよりも少額で契約をさせていただくことができましたので、今回実績見込みということで減額をさせていただきました。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） ほかに。

宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） お願いします。

ページは、実際には59、60ページになるんですが、項の関係は57からつながっているようです。款が小学校費、1学校給食費、13の003の関係ですが、たしか教育長さんの説明で

入札等で見直した結果、減額になったというような説明だったと思うんですが、もう一度お願いしたいと思います。

実際的には59ページ、60ページの、60ページの上の003コンピューター借上げ料120万円。

○議長（平林幸一君） 奈良本教育係長。

○教育委員会課長補佐兼教育係長（奈良本いずみ君） お答えします。

減額になった理由でございますが、当初、印刷機のリース料を見込んでおりました。その分が今年度4月でリースが終了したこともありまして、コンピューターの借上げ料が120万円ほど減額になっております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） リースが終わって減額になったという解釈ですか。

○議長（平林幸一君） 奈良本教育係長。

○教育委員会課長補佐兼教育係長（奈良本いずみ君） はい、一部は印刷機のリースが終わったことによる減であります。ほかにもコンピューターの借上料とかが、入札を経てリース会社に変更したことにより、僅かではありますが減額となっております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） すいません、去年もたしか100万円ぐらい減額になって、見直しをした結果減額になったという解釈で、そういうことで今年も何か見直しをされて減額になったのかなというふうに理解したわけで、できればそういうことを各課のほうでこの見直しをしていただければ、こういう減額がどんどん増えていくというような見方をしていたわけでしたが、どうも違うような感じがすかね。違うという解釈でいいですかね。

○議長（平林幸一君） 奈良本教育係長。

○教育委員会課長補佐兼教育係長（奈良本いずみ君） 昨年度の主な要因、減額になった要因は、入札を経てリース会社に変更になったことによる減だったんですけれども、今年度のこの減の理由としましては、印刷機のリース料が4月で終了したことによる減になったものがございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 終了になったんですけれども、それは使うものですから継続するわ

けですよね。違うの。

○議長（平林幸一君） 奈良本教育係長。

○教育委員会課長補佐兼教育係長（奈良本いずみ君） 印刷機のことですよね。印刷機は引き続き使用することになっています。今年度なんですけれども、新しい印刷機を購入する予定でおります。その購入までは、今までの印刷機も引き続き使うというような形になっております。今後とも一層の経費の節減に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） ありがとうございます。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

小林久美子議員。

○1番（小林久美子君） 続いて、教育費の62ページの文化財保護費の中の節12の委託料の、説明001の委託料の埋蔵文化財採掘調査委託料、これは埋蔵文化財、採掘はなかったという理解でよろしいでしょうか。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） そのとおりで、埋蔵文化財があるかどうか試掘をしなければいけないことが出ていますので、毎年予算を取っていますが、その案件がないとそのまま残ってくるというそういうことであります。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） じゃ、もったいないですね。どんどん試掘するところを探していつてもらいたいと思います。ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

小林議員。

○1番（小林久美子君） 続きまして、64ページの保健体育費の節10の需用費の、説明006の修繕料で、旗を取ったと何か聞いた気がするんですけども、ここをもう一度詳しく説明していただければと思うのでお願いします。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 総合体育館の周辺が少し傷んでいるという御指摘を受けて、それぞれ精査してみたんですが、最も心配だったのは、旗の掲揚塔が腐食してしまっていて亀裂が入っていたということで、あれをそのままにしておくと大事故になりかねないということで、掲

揚塔を撤去したその作業になります。なので、あそこ平らになっていますので、そう意味では安全になりました。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 質疑なしと認めます。

3項目め終了します。

4項目め、令和7年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。
質疑のある方。

塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） お願いします。

8ページ、7、8であります。県支出金のところで001の保険給付交付金が減額となっているという、これでいくと、医療にかかった人が少ないということではよろしいでしょうか。説明をお願いします。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

普通交付金の内容につきましては、村の医療費の支払いに要した費用について、交付金として歳入に記しておりますが、人数が増減したかということではなくて、医療費の総額が減ったということでございます。

以上であります。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。かかった人が少なくなったのじゃなくて、かかった人はほとんど同じ人数くらいだけれども、医療費として出したのが減ったということでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

人数の増減ということではなくて、総額での医療給付費が下がったということです。1人当たりの、例えば医療給付費が伸びれば、それは増額になります。人数が変わらなくても増額になりますし、減れば減額になるということでございます。

これにつきましては、人数が変わらなくても、1人で高額な医療がかかる方がいれば当然上がりますし、そういった方が減ってくれば、人数が変わらなくても減額になるということがあります。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） 承知しました。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

小林議員。

○1番（小林久美子君） 同じページの8ページの、今のところの下節5の出産一時育児金繰越入金、これはもう、予定よりかも全然出産数が少なかったという数字が出ているのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

今の出産育児一時繰入金につきましては、実際に出産した方が、国保に関してはいなかったということで減額になってございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

ほかに質疑ございますか。

金井議員。

○10番（金井とも子君） 11、12ページですが、7番の結核精神諸費の中に結核精神給付金というのがございます。12ページのほうでいきますと、18番負担金・補助及び交付金の001結核精神給付金3万1,000円ということですがけれども、これは国のほうの感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で定まっているもののようですけれども、青木村でもこれに対して条例を定めているのでしょうか。ちょっとお聞きします。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） ちょっと条例につきまして確認いたしますが、内容につきましては、精神の方の通院にかかった医療費という内容でございます。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） 精神の場合は10%というふうに決まっているようですけれども、これは全額、国からの100%の補助があるということでよろしいのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 先ほどの条例と併せて確認いたします。

○議長（平林幸一君） よろしいですか。

○10番（金井とも子君） はい、ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） 13、14ページであります、先ほどと絡めてになりますが、支出金の3番、保険給付費等交付金償還金であります、この償還金、県、納め過ぎたので返すということになるのかと思うのですが、先ほども保険にかかった人で、保険の関係とどういうことなのかちょっとお聞きしたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

ただいまの償還金につきましては、療養費の県負担金を概算払いでもらっているわけですが、これが年度末になりまして精算をしてその結果、166万6,000円、県のほうに返還するというところでございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） 県から160万円多く来ていたのでその分返すということによろしいでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） はい、そのとおりでございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） 先ほどの、村の人たちが医療にかかることが自分は少なくなったのかと思ったんですが、そうじゃなくて、人数的にはあまり変わらないけれども、高額医療やいろんな高い医療費を払ってなくて減ってきたという全体的な流れというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 基本的には、高額な医療にかかる方が減ってきているということでございます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 塩澤議員。

○7番（塩澤敏樹君） 分かりました。

そうですね、受診される方が敬遠して受診されるのではなくて、やはりできるものは受診して、それぞれ見ていただくということ、先ほどのいろんな健診も含めて、いろんな人たち、村民の皆さんがそれぞれ気軽に受診できる、医療にかかれる体制をまた取っていただければと思いますが、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（平林幸一君） 質疑ほかにございますか。

坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 7ページ、8ページ、5県支出金の中の保険給付費交付金の004特定健診等負担金が39万8,000円の増、そして、同じページ一番下、諸収入の雑入162万3,000円の増、この説明では、健康診断の個人負担の部分というふうに理解したわけですが、両者増になっていますが、一方で11、12ページ、一番下ですが、健診委託料が56万3,000円の減となっています。この関係はどうなのか、特定健診を受けられた方の状況がどのように変動しているのか教えてください。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

7ページ、8ページの歳入の特定健診等負担金につきましては、まさに特定健診に係る負担金を県のほうから入ってきた収入でございますし、諸収入の雑入の162万3,000円につきましても個人負担分についてでございます。

11、12ページの健診委託料が減額になっているんですけれども、これは特に、基本的にこれは予算に対しての金額になりますので、歳入のほう若干少なめに取っていたということで増額になっておりますが、歳出のほうは減額になっているということ、予算との比較でそういう形になっているというふうに理解していただければと思います。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） そうしますと、そのように今、11、12ページですが、すぐ上のところに人間ドックの健診補助金についてもやはり同じように51万円減額になっていますが、これを両者見てみると、人間ドックも含めて特定健診の健診者数が見込みより少なかったのかなとも思えるのですが、そういうことはなかった、むしろ受診者は多かったということでは

ようか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 議員おっしゃいますように、健診受診率はまだ7年度の確定値は出ておりませんが、6年度と比較した場合には、7年度のほうが健診受診率は下がっております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 健診率がこの間、ずっと伸びてきていて50%に届くくらいだったかなと思っているところですが、6年度よりも増して7年度は多かったということで理解をいたしました。本年度の申込みの状況も同様でしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 今年度の申込状況につきましては、大変申し訳ありませんが把握しておりませんので、また後で確認いたします。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 質疑なしと認めます。

4項目め、終了します。

5項目め、令和7年度青木村介護保険特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 質疑なしと認めます。

5項目め、終了します。

6項目め、令和7年度青木村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 質疑なしと認めます。

これで、討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

坂井弘議員。

○9番（坂井 弘君） 報告第1号、2項目めの青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例に反対の立場で討論をいたします。

まず、本条例の手段である子ども・子育て支援納付金そのものについて、異議を申し述べます。

子ども・子育て支援を充実させることは大変重要な課題ではありますが、その財源を医療保険料に上乗せする形で国民から徴収することには何の道理也没有ありません。子ども・子育て支援と医療保険とは全く次元の違う別物です。にもかかわらず、医療保険料への上乗せによって徴収しようとしたのは、医療保険制度に乗って徴収すれば手っ取り早く徴収できるとの思惑によるものというほかありません。まさに無能無策の政策であったと考えるところです。

しかしながら、既に法制化された事項であり、課税方法について条例化しなければならないという村の立場は理解をするところであります。しかし、そうでなくとも高い国保税、これにさらに上乗せして村民に負担を押しつけることには到底賛成できるものではありません。

また、国保税の上乗せ額は、協会けんぽ等の被用者保険料に比べ、異常に高い額になっています。先ほどの質問で指摘したとおり、被用者保険の保険料の支援金率は、0.23%掛ける2分の1負担であるのに対し、本村国民保険税の所得割額は0.28%であり、さらに、子ども家庭庁が示した資料によっても、年収200万円で比べた場合、被用者保険の支援金額は、被保険者1人当たり月額192円であるのに対し、国民健康保険の支援金額は、夫婦のうち一方のみの給与収入で生計を立てている世帯当たり、400円と倍以上の負担となっています。

6月9日付、信濃毎日新聞には、本村同様に専決処分した国保税子ども・子育て支援納付金分の値上げ条例を賛成少数で不承認としたことを報じ、国保税増税によらず、一般財源からの支出を求める意見が出されたことを紹介しています。見識ある判断だと思います。

以上のことから、一線を退いた退職者や前期高齢者、低所得者の占める割合が高い国保加入者に一層の負担を押しつける条例改正には反対いたします。

なお、青木村国民健康保険税条例の一部を改正する条例以外の専決処分については、反対するものではないことを申し添え、一括承認で採決することから、反対票を投じるものいたします。

○議長（平林幸一君） ほかの方で、反対の討論の方いますか。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、報告第1号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手多数〕

○議長（平林幸一君） 賛成多数。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

◎報告第2号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、報告第2号 令和7年度青木村土地開発公社事業報告についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

質疑を終結、討論省略、報告第2号の採決を行います。

本案は、原案どおり承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

よって、報告第2号 令和7年度青木村土地開発公社事業報告については原案のとおり承認されました。

◎報告第3号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、報告第3号 令和7年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）を議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

松本議員。

○6番（松本淳英君） 5番農地費ですが、中原池計画概要書作成業務繰越しとなる背景と今

後の業務見通しについて答弁お願いいたします。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長兼上下水道係長（奈良本安秀君） お答え申し上げます。

今回の団体営農村地域防災減災事業中原池計画概要書作成業務でございますけれども、この事業は国の補助金を活用して、定額補助の100％でございますけれども、当初から令和8年度として事業要望しておりましたけれども、県のほうから令和7年度の補正予算を活用してほしいとの打診がございまして、令和7年度の繰越事業として実施をするものでございます。

内容につきましては、令和5年度に県の事業で実施をいたしました中原池の地震耐性評価につきまして結果報告がございまして、特に緊急性のある箇所はございませんでしたけれども、ごく一部の常態時においての計画安全率が基準の1.2を僅かに下回る結果が出たことによりまして、今後の取組について検討した結果、現状では安全率が1.0を上回っておりますので、堤体の変化も見られないことから、特別危険な状況とは言えないということでしたけれども、中原池は規模も大きく、県の防災重点農業用ため池にも指定されていること、それから、昭和52年に改修して以降、大きな改修がなされないとのことで、この池の直下に集落住家もあることも踏まえまして、堤体補強工事を行っていくということで計画をしております。

なお、令和8年度につきましては、計画概要作成業務を村のほうで行いまして、令和9年度に県営の事業で詳細設計及び用地測量等、それから令和10年度以降に本工事、これ県営事業になりますけれども、本工事を2年から3年ぐらいかけて実施をしていただくと。現時点では、村にとって、今申し上げたスケジュールが最短のスケジュールでございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 松本議員。

○6番（松本淳英君） 確認ですが、令和8年で当初見込んでいたものを、令和7年度の予算があるので、そちらで活用するという理解でよろしいでしょうか。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長兼上下水道係長（奈良本安秀君） そのとおりでございます。

令和7年度の補正予算がつきましたため、補正予算頂いて、それを全額繰り越して8年度に実施するというところでございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

金井議員。

○10番（金井とも子君） 1番、2番になっていますかね。総務費1、総務管理費の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業1,886万9,000円の繰越しですけれども、これについて詳細を御説明いただきたいと思います。

○議長（平林幸一君） 塩澤事業推進室長。

○総務企画課担当課長兼事業推進室長（塩澤和宏君） それでは、お答えします。

こちら2つの事業がありまして、1つはエアコン設置促進事業、こちらは全部の繰越しで金額は386万9,000円です。

残りの1,500万円なんですけど、これは国に対する返還金で、少し説明させていただくと、令和6年度の国の補正予算を受けて、令和6年度から7年度にかけて実施をいたしました住民税非課税世帯3万円給付と子供加算2万円並びに住民税の不足額給付に充当したもので、青木村は早期に取組をしましたので、令和6年度分の出来高払いを6年中にもらったんですが、令和7年度に国のルールで概算払いがありまして、1,500万円重複しておりまして、これを7年度中に返せばよかったんですが、これも国のルールなんですけど、令和7年度の臨時交付金の実施計画に載っている事業全て終わらないとその精算ができない関係で、1,500万円という金額が大きいことと、既収の特定財源でありますので、繰越明許をして令和8年度中の精算に合わせて、国に返還する内容となっております。よろしくお願いいたします。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） これで質疑を終了します。

質疑を終結、討論省略、報告第3号の採決を行います。

本案は、原案どおり承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

全員賛成ということで、よって、報告第3号 令和7年度繰越明許費繰越計算書の報告について（青木村一般会計）は、原案のとおり承認されました。

◎報告第4号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 報告第4号 令和7年度青木村簡易水道事業会計予算の繰越について
を議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

質疑を終結、討論省略、報告第4号の採決を行います。

本案は、原案どおり承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

よって、報告第4号 令和7年度青木村簡易水道事業会計予算の繰越については、原案の
とおり承認されました。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 議案第1号 青木村農業委員会委員の専任についてを議題とし、提案
説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第1号 青木村農業委員会委員の専任について、人事案件でござ
いますので、暫時休憩をお願いいたします。

○議長（平林幸一君） ここで暫時休憩ということで、議員の皆さん、議員控え室へお願いを
いたします。

休憩 午前 時 分

再開 午前10時38分

○議長（平林幸一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

村長、説明をお願いします。

北村村長。

○村長（北村政夫君） それでは、議案第1号 青木村農業委員会委員の選任についてをお願いいたします。

下記の者を青木村農業委員会の委員に選任したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いいたします。

任命に当たりまして、農業委員会等に関する法律施行規則第2条2項の規定に基づきまして、委員の4分の1以上を認定農業者等とすることとなっております。

それでは、地区名、住所、氏名の順でお願いいたします。

細谷、住所、大字夫神1565番地、丸山卓男さん。

次に、女性団体連絡会推薦の大字沓掛514番地1、濱田こずえさん、これは利害関係のない方の枠でございます。

次に、下奈良本、大字奈良本425番地1、北澤文明さん、これは認定農業者等でございます。

次に、村松、大字村松996番地、高柳幸一さん。

次に、入田沢、大字田沢292番地、上原英雄さん。

次に、殿戸、大字殿戸79番地、石井隆介さん、これは認定農業者等でございます。

次に、農業協同組合の推薦で、大字村松2126番地4、田中紀子さん、これは認定農業者の方です。

次に、当郷、大字当郷458番地1、西沢雄一さん、この方は認定農業者等でございます。

次に、夫神、大字夫神756番地、田中孝幸さん。

次に、入奈良本、住所は、大字奈良本1797番地1、増田好孝さん。

次に、沓掛、大字沓掛514番地1、濱田博之さん。

最後になりますけれども、地区名が青木、住所は大字田沢129番地2、有矢祥一さん。

以上でございます。

令和8年6月1日提出、青木村長、北村政夫。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 本件について質疑を行います。

質疑のある方。

ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 質疑なしと認め、これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 討論終結。議案第1号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

全員賛成で、議案第1号 青木村農業委員会委員の選任については原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 議案第2号 青木村一般会計補正予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

金井とも子議員。

○10番（金井とも子君） 11、12ページお願いいたします。

7番の土木費ですが、村単事業工事請負費、001村単事業分で250万円の計上がございます。これは、沓掛湯原の急傾斜地の工事というふうにお伺いしておりますが、詳しくはどのような工事内容なのでしょうか。お教えてください。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長兼上下水道係長（奈良本安秀君） 申し上げます。

沓掛の湯原地区において行います県事業の急傾斜地崩壊対策事業に係ります小倉之湯の駐車場造成工事でございます。小倉之湯の駐車場は、第1駐車場と第2駐車場といわれる駐車場でございますけれども、その中に、一部お借りして使用させていただいている土地と、そこに家屋が建っている土地でございますけれども、その方から申出により寄附を頂きまして、

そこで、青木村にも寄附を頂いておりますので、その後、造成をさせていただいて、更地にして、駐車場として使用させていただくための造成工事に係る事業費でございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） すいません、詳しい場所はどこら辺でしょうか。

今ある沓掛温泉の駐車場、一般の方が止めるところありますけれども、その近辺でございましょうか。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長兼上下水道係長（奈良本安秀君） そのとおりでございます。

第1駐車場と第2駐車場とつながっております。そのちょうど第1と言われる駐車場と第2の駐車場の間に1軒小さい家屋があるかと存じます。その土地に係る部分でございます。

以上です。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

小林久美子議員。

○1番（小林久美子君） 同じページの12ページの、商工費の4番の昆虫資料館費の中で、いろいろ報償費とか、印刷製本とか、委託料とか、いろいろな経費が説明の中にあるんですけども、例えば報償費の中の蝶のモニタリングを再発見するとか、印刷製本費の中にはパネル代が入っていたりとか、あと委託料が標本製作料とか、いろいろ活動をしているなど見受けられてとてもよいと思うんですけども、昆虫資料館はという本来の目的というのは、ただそういう展示をするだけのものなのか、それとも、やはりここに来てもらった方に少しでも青木の収益となるようなそういう設備をこの先つけていく方針があるのか、その方向性をちょっと教えていただければと思います。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えいたします。

当信州昆虫資料館は、故小川原辰雄名誉館長の人虫共棲を理念に掲げまして、貴重な展示物を活用し、里山の魅力を伝えること、また持続可能な地域づくりに寄与することということで、運営しております。

議員のお話にもありましており、今回、長野県地域発元気づくり支援金を採択事業いただきまして、蝶のモニタリング、これを観察調査、展示製作を行いながら、関係人口の創出を図ろうというものでございます。生物の多様性を意識、啓発を図る中で、この館の運営に

努めてまいりたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） では、基本的にはやっぱり資料館ということで、そういう資料を皆さんに見ていただく場所という認識でよろしいのでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） はい、入館料について言いますと、中学生までは無料で御覧いただけるようになっております。ということで、少年少女の皆さんに、昆虫に触れる機会を創出するという事の中で、子供の頃から昆虫に親しむような機会をこの昆虫資料館の中で担えればというふうに考えております。

入館者につきましても、近隣の青木村内に限らず、近隣の保育園、小学校にも呼びかけまして、来館者数が増えている状況でありますので、より子供の頃から親しまれるような施設運営を行っていきたいというように考えております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） その志はとてもすばらしいし、子供たちも喜ばれると思います。

ただ、例えば原村の夜空を見るというのが、長野県では有名だと思うんですけども、やはり原村まで行ったら夜空を見て、そこに泊まって、そこでまたいろいろな体験をして、そこに泊まることによって、ちょっと具体的で申し訳ないんですけども、お金も落ちていくんですね。

やはり、そういう経済循環が自立してできるような施設、そういうものをぜひ目指してもらいたいと思うんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 議員の御意見のとおりかと思います。

当施設には、地元は田沢温泉の宿泊者、こちらにつきましては旅館さんの協力により、夜間の観察会ですとか、御参加いただいているところです。また、隣、別所温泉からも旅館さんからの入館者も増えているところでございます。

春先の埼玉県立中学校の宿泊体験ですとか、埼玉のショッピングモールの青木村研修ツアーですとか、そういったツアーにも提案をさせていただきまして、より誘客、集客が集えるように取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） ありがとうございます。

ますます魅力的な資料館になることを望むばかりです。入館者も増えて、青木村の循環、観光の一つの目玉になるような形に頑張っていたきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

松本議員。

○6番（松本淳英君） 同じく、ページ11、12ページですが、5番農林水産業費、1番農業費、3番の18負担金補助金、27番ですが、地域農業構造転換支援事業補助金、水田をまたいだ散布機ということですが、どのようなものであるのか。

また、成果目標、申請に当たりどのようなことが挙げられているのか、答弁お願いいたします。

○議長（平林幸一君） 上原建設農林課長補佐。

○建設農林課課長補佐兼副防災危機管理監（上原博信君） お答え申し上げます。

まず、機械の詳細でございますけれども、議員おっしゃったとおり、田んぼで、散布機ということでございます。こちら腕のようなものを伸ばしますと、約15メートルの幅で、消毒とか液体の肥料をまけるという機械でございます。タンクも600リッターの液体を積める機械となっております、10アール、300坪ですね、約3分くらいで消毒等の作業を終えられる機械となっております。

それから成果目標でございますけれども、こちらの国庫補助事業でございます、3年後の目標としまして、付加価値額を1割以上上げなさいということになってございまして、付加価値額とは、収入総額から費用総額を引きまして人件費を足したものでございます。こちらを1割上げたいという目標でございまして、今の計画の段階で、売上げを約700万円上げて、付加価値額を17%上げたいという目標で申請をしております。

よろしく申し上げます。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） お願いします。

同じページ、11、12、なおかつ今言われました、027の下の003交付金、002有害鳥獣駆除

対策協議会交付金について内容を教えていただきたいと思います。

○議長（平林幸一君） 奈良本課長。

○建設農林課長兼上下水道係長（奈良本安秀君） お答え申し上げます。

今回お願いをしてございますのは、沓掛地区において設置をいたします獣害対策用のワイヤーメッシュフェンス延長約1キロメートルに係る資材費の費用、こちらを計上させていただいておりまして、事業の実施については、青木村の有害鳥獣対策協議会で実施をいたしますので、そちらの協議会に対する交付金ということで計上させていただいております。

以上です。

○議長（平林幸一君） 宮澤議員。

○4番（宮澤政美知君） 今、有害駆除ということで、多分、熊とかそういう鹿とかと思っていたんで、そういうことでしたらまた別なんですか。今、ちょうど熊の問題も出ていますので、監視カメラとかそのような設置とかそのようなことも考えていただければなと思いました。

以上。特に答えはいいです。

○議長（平林幸一君） ほかに。

小林議員。

○1番（小林久美子君） 今の宮澤議員さんの、002の有害鳥獣駆除対策交付金なんですけれども、ワイヤーメッシュということなんですけれども、多分、皆さん知っている人は知っていると思うんですけれども、弘法の上のほうで蜂蜜を作っている方が、ワイヤーメッシュの内側に蜂蜜の棚を置いておいたら、鳥獣防止策なんか乗り越えて、ぐにゃんと曲がって全然効かなかったというお話をされていたんですけれども、熊に対しての対策ということは、何か具体的な考えはありますか。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長兼上下水道係長（奈良本安秀君） 今回お願いしていますこの予算につきましては、その地域でソバを栽培をさせていただいておりますので、主に鹿対策用として、ワイヤーメッシュを設置させていただく予定でございます。

熊の対策というふうになりますと、熊の場合はもうワイヤーメッシュやそういったものを張ったところで、平気で乗り越えていってしまいますので、そういったものはもう通用しないので、対策としましては、箱わなですとか、あと猟友会に委託してその許可をいただいて駆除していくというようなことかと思えます。

以上です。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） 13、14ですけれども、教育費の中の小中学校、備品購入費ですが、体育館用のスポットクーラーを入れるというお話でございますけれども、これの仕様等を教えていただけたらと思います。どのようなものなんでしょうか、具体的に。

○議長（平林幸一君） 小林教育次長。

○教育次長兼公民館長（小林宏記君） ちょっと仕様というか、ものが手元にないんですけれども、大体高さ1メートルぐらいですかね。四角の50センチ正方の高さ1メートルぐらいの、そこに冷風の出てくる口がついていまして、その冷風を向きを変えると、そのところに冷風が出てくるというものになっています。

それを小学校6台、それから中学校4台設置するものになります。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） 室外機みたいなものはあるんでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林次長。

○教育次長兼公民館長（小林宏記君） そうですね。冷風を出す口と、それから暖気を出す、排気をする口があるんですけれども、とても体育館広いものですから、その暖気はそのまま放出するというような形で、特に外のほうへ逃がすということはない予定です。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） スポットクーラーですから全体を冷やすというものではなくて、場所、本当に狭い場所を冷やすという考え方でよろしいですかね。

スポーツしていると、すごく汗もかくし、暑くなりますので、その場所に行って涼む、そういうものでよろしいんでしょうか。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） はい、そのとおりであります。昨年、そのアラームが鳴ってしまって、体育館で遊べなかったという子供たちの実情から、これは何とかしなきゃいけないということで、まずは遊んでほしいと、そのために、今すぐできることというその考え方で設置しました。

○議長（平林幸一君） 金井議員。

○10番（金井とも子君） 生徒さんの安全のためにいろいろと工夫をされているということで大変ありがたく思います。よろしくお願いいたします。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

小林議員。

○1番（小林久美子君） 今、金井さんの質問聞いていてちょっと疑問になったので、御質問させてください。

スポットクーラーって、結構このくらいの箱で、体育館の中の各所に置くと思うんですけども、例えばスポーツを子供たちがしていて、バレーボールとかバスケットとかやっていると、そこにぶつかっちゃう可能性があると思うんですけども、その対策というのは何か考えていますでしょうか。

○議長（平林幸一君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） まずは、夏はプールですので、体育館であんまり運動ということじゃなくて、まず、休み時間に遊べる場所を確保ということを第一に考えました。危険防止についてはあまり考えていないんですが、もしそういうことがあるようでしたら、今度ガードを買うとかということになるかなと思います。

○議長（平林幸一君） 小林議員。

○1番（小林久美子君） 機械のためにいいか分からないけれども、緩衝材でくるむとか、何か事故やけがないようにしてもらいたいと思います。ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 9ページ、10ページです。一番下、その上で、福祉医療費システム改修委託料195万5,000円、これに関わってですが、このシステム改修はどのようなものでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

現在福祉医療かかる場合には、受給者証というものの発行いたしておりまして、それを医療機関の窓口で提示していただくという形になっておりますが、このシステム改修につきましては、マイナンバーカードを所持している方につきましては、受給者証を提示しなくても医療を受けることができるという改修になります。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 私はかねてより、障害者医療費の現物支給を求めているところであり
ますけれども、そのシステム改修に300万円を要することがネックだというふうな御
答弁をいただいている経緯がございます。今回のようなシステム改修の折りに、そうしたこ
とを抱き合わせて改修すれば、委託料が軽減されるのではないのかなと思うんですが、その
辺についてはいかがでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） システム改修を一緒にやれば金額が下がるかということに
ついては、何とも言えませんけれども、ただほかの改修の状況見ますと、いろんな改修を
一緒にやったとしてもそれぞれのシステムによって別の金額で改修費用が出てきますので、
例えばここで一緒にやったとしても、その分について減額になるとか、安くなるということ
はないというふうに思われます。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） その改修、前に一般質問であったような気がしますけれども、改修費
の基準と言いますか、そういったものは業者任せなんでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 基本的には、業者のほうに見積書を出していただいている
金額でございます。

○議長（平林幸一君） 坂井議員。

○9番（坂井 弘君） 先ほど申しました、障害者医療費の現物支給その実現に向けて、あら
ゆる手だてを取っていただきたいということを申し添えて質問を終えます。

○議長（平林幸一君） ほかに質疑ございますか。

北澤議員。

○3番（北澤久美子君） 13、14ページの図書館費ですけれども、役務費で34万4,000円ある
んですけれども、ここでの説明で、新たなシステムですというお話があったんですけれども、
どのようなシステムか教えてもらってもいいでしょうか。

○議長（平林幸一君） 小林教育次長。

○教育次長兼公民館長（小林宏記君） 昨年、広域図書館ネットワークの更新が行われまして、
その際に、従来維持管理業務請け負っておりました行政情報処理センターという機関がある

んですが、そちらの団体が維持管理業務から撤退することになりまして、それまで委託料に含まれていた通信サービス利用料を村が負担するという形になったものになります。

ですので、システム自体は何て言うんですか、耐用年数が来て更新をして、それは従来の機能と同じものが整備されているというものになります。通信料だけが村で負担をするようになったとそういう内容になります。

以上になります。

○議長（平林幸一君） ほかにございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、議案第2号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第2号 令和8年度青木村一般会計補正予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 議案第3号 令和8年度青木村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、議案第３号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第３号 令和８年度青木村国民健康保険特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第４号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 議案第４号 令和８年度青木村介護保険特別会計補正予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、議案第４号の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第４号 令和８年度青木村介護保険特別会計補正予算については原案のとおり可決されました。

◎発議第１号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、発議第１号 上下水道事業の老朽化対策・耐震化と経営基盤強化に向けた支援を求める意見書についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

○議長（平林幸一君） 小林久美子議員。

○１番（小林久美子君） 上下水道事業の老朽化対策・耐震化と経営基盤強化に向けた支援を求める意見書に対し、賛成の立場から討論を行います。

上下水道事業は、地域の生活と産業活動を支える重要なライフラインであり、安全かつ、安定的なサービス供給を将来にわたり確保していくことが求められます。

しかし、人口減少に伴う料金収入の減少、物価高騰、エネルギー価格の上昇及び人件費の増加により、経営環境は一層厳しさを増しています。

本村においても、経営の効率化や経費削減に取り組んでいらっしゃることは誠に感謝を申し上げます。しかし、本村の地形的特徴から、山間部に小規模な施設が点在し、事業の効率化が図りにくく、自治体の経営改善のみでは、対応に限界があると思われます。

加えて、老朽施設及び老朽管の更新並びに耐震化には多額の事業費を要し、必要な財源の確保が大きな課題となる一方で、国の補助金の配分が不十分であり、要望する事業が実施できず、計画的な老朽化対策の推進が現在困難となっています。

さらに、専門的業務を補う技術職員の不足は、更新事業や耐震化の推進に支障を来してお

り、人材確保も急務であると思われています。加えてベテラン職員の退職に伴う技術、ノウハウの損失も懸念される中、今、技術継承の仕組みや構築が求められています。

そして、広域化、広域連携の取組を円滑に推進するためには、各自治体の実情に応じた柔軟かつ実効的な支援が必要であると考えます。

このような状況を考えますと、上下水道事業の老朽化対策・耐震化と経営基盤強化に向けた支援は、単なる地方自治体の努力だけに委ねる問題ではなく、国の制度的、財政的支援の下で支えられるべき公共政策であります。

本意見書は、こうした全国共通の課題を踏まえ、国に対して必要な予算の確保や制度的支援の充実を求めるものであり、その内容は極めて妥当であると思います。

また、本件は総務建設委員会において、協議を重ねた上で提出されたものであり、議会としての責任ある意思表示としても意義のあるものです。議員各位におかれましても、本意見書の趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、私の賛成討論といたします。ありがとうございました。

○議長（平林幸一君） ほかに賛成討論ございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

発議第1号は、原案のとおり採決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

発議第1号 上下水道事業の老朽化対策・耐震化と経営基盤強化に向けた支援を求める意見書については原案のとおり可決されました。

◎陳情第1号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、陳情第1号 国道143号青木峠バイパス（新トンネル）の早期開通を求める陳情書についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

松澤広海議員。

○2番（松澤広海君） 賛成討論。

私は、国道143号青木峠バイパス（新トンネル）の早期開通を求める陳情書について、賛成の立場で討論いたします。

令和8年3月定例会において、青木村議会として、早期着工に向け、事業主体である県への支援を強化することを村に求める発議を採択したばかりであります。一日でも早い早期着工は、近隣自治体を含め、多くの住民の悲願となっており、改めて村12地区全ての区長が本陳情を提出していただいたことから、早期着工を願う御意見として非常に大きいと考え、以上のことから、本陳情に賛同し、賛成討論といたします。

○議長（平林幸一君） ほかに賛成討論ございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

陳情第1号は、原案のとおり採決することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

陳情第1号 国道143号青木峠バイパス（新トンネル）の早期開通を求める陳情書については原案のとおり採択することに決定しました。

◎陳情第2号の質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 続いて、陳情第2号 R143号青木峠新トンネルの安全な通行のための歩道設置に関する陳情書についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

宮澤政美知議員。

○４番（宮澤政美知君） R143号青木峠新トンネルの安全な通行のための歩道設置に関する陳情について、反対の立場で討論いたします。

陳情者も陳情の趣旨で述べられているとおり、大型車両の安全な通行の確保と、地域の利便性向上のため、早期の完成を期待されています。

去る３月４日、青木村議会議員として、国道143号青木峠バイパス事業促進を求める議決を全会一致で採択しました。その中で国道143号線は、上田地域と松本、安曇野地域を結ぶ重要な役割を担う幹線道路であり、この区間が改良されることで信州の東西軸ができ、物流、観光、医療、学びの場など、各機能を飛躍的に発展できることから、地域住民の悲願となっています。

また、青木村区長会からも今議会において、５月１日付で国道143号青木峠バイパス（新トンネル）の早期開通を求める陳情書が提出され、ただいま、全会一致で採択されたところです。

陳情者と何が違うのか、全体としては、賛成の立場であるとお聞きしています。さきに行われた陳情者と村議会議員との懇談会でも、資料とともに伺ったところです。

では、何が異なっているのか。新トンネルを利用する自転車利用者や歩行者の安全を確保するための２メートルの歩道の設置に関することと私は考えます。

歩行者や自転車、交通弱者に配慮した、よりよいインフラを整備しようとする陳情者の高い志は理解いたします。県においても、道路の幅員構成は、国の道路構造令において、車道の幅員や、路肩や幅員などが定められていると聞いておりますが、青木村や各方面の要望を受けて、新トンネルの全体の幅について、半路肩それぞれ0.5メートル、全体として１メートルの拡幅をされたことでした。関係者が新トンネル開通に向けて日々努力されていることに頭の下がる思いです。

しかしながら、現実として新トンネルは、令和元年度から事業着手しており、令和７年より関連事業の着工を向かえると着実に前進していますが、青木村の新トンネルの本体工事の着工には未だ至っておりません。着工が目の前に迫り、工事の遅延が決して許されない状況

では、残念ながらこの陳情を採択することに対して、住民の理解は得られないと私の結論に至りました。

しかし、陳情者においては、歩道以外の件にあっても不条理な経緯による心労があったことは、周囲の方の知るところだと思います。長きにわたり、この問題に取り組んでこられたこと、よりよいインフラ整備、青木村のため多くの活動をされてきたことに対しては敬意を表したいと思います。

最後に、陳情者におかれましては、本体工事の早期着工に向け、御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げ、反対討論とさせていただきます。

○議長（平林幸一君） ほかに反対討論。

塩澤敏樹議員。

○7番（塩澤敏樹君） 議長のお許しをいただきましたので、R143号青木峠新トンネルの安全な通行のための歩道設置に関する陳情書について、反対の立場から討論いたします。

まず、本陳情の趣旨である安全な通行の確保は大変重要であり、その思いには深く共感いたします。しかしながら、現在進められている青木峠新トンネルの開通は、青木のみならず、近隣市町村や企業が大きな期待を寄せている事業であり、これによって青木村は新たな可能性を迎えようとしています。

歩道設置を新たに求めることは、当初の計画を大きく変更するものであり、事業費や工期の増大を招くおそれがあります。限られた財源の中で、狭隘区間や線形不良の解消による安全かつ円滑な自動車交通を早期に確保することが重要であると考えます。

このトンネルが開通することにより、松本方面の大きな病院へも短時間で行けるようになり、通院の利便性が大きく向上します。また、高校進学を選択肢も増え、通学時間も短縮され、若い世代の進路選択の幅も広がります。企業誘致の面でも、交通アクセスの改善は大きな追い風となり、地域経済の活性化が期待されます。さらに、松本安曇野方面への観光の広がりにおいても、青木村がその拠点となる可能性を秘めています。

一方で、自転車の通行については、地域の方々はほとんど利用しない、観光で来られる方が利用される可能性があるということですが、観光で通行される方々は、早く便利に通行というよりは、自然と一体となりその土地の風景を見ることが目的ではないでしょうか。排気ガスが発生する新トンネルなどを走るよりも、ウェストン碑、万葉の碑、国道最古のトンネル、春の芽吹き、秋の紅葉など、自然の中を走り抜ける旧道のほうが、景観や空気環境に恵まれ、最適であると考えます。サイクリングや観光の魅力を高めるルートとして活用が

できます。

したがって、歩道設置にこだわるよりも、自転車、歩行者、車両がそれぞれに適した安全な通行環境を整えることが重要です。

さらに、新トンネルには、路肩の拡幅及びカラー舗装による視認性の向上などの設計上の工夫で、自転車歩行者の安全も一定程度確保できます。歩道設置に固執するよりも、交通ルールの徹底や地域住民への啓発活動を強化することが現実的な解決策です。

以上の理由から、私は、本陳情書に反対いたします。

○議長（平林幸一君） 反対討論、ほかにございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

陳情第2号は、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手なし〕

○議長（平林幸一君） 賛成なし。

陳情第2号 R143号青木峠新トンネルの安全な通行のための歩道設置に関する陳情書については、不採択とすることに決定しました。

◎追加日程の上程

○議長（平林幸一君） これより、追加日程を上程いたします。

お諮りします。

議案第5号 令和7年度（繰越）青木地区排水管布設替工事（交付金事業）請負契約についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 異議なしと認めます。

議案第5号を日程に追加し、追加日程第1とすることに決定しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（平林幸一君） 追加日程第1、議案第5号 令和7年度（繰越）青木地区配水管布設替工事（交付金事業）に係る請負契約についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

○議長（平林幸一君） 奈良本建設農林課長。

○建設農林課長兼上下水道係長（奈良本安秀君） それでは、お願いいたします。

議案第5号 令和7年度（繰越）青木地区配水管布設替工事（交付金事業）に係る請負契約について。

昭和39年青木村条例第11号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法昭和22年法律第67号第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記といたしまして、1、契約の目的、令和7年度（繰越）青木地区配水管布設替工事（交付金事業）。

2、契約方法でございますが、指名競争入札。

3、契約金額7,590万円。

4、契約の相手方、青木村大字田沢3122、有限会社五味物産、代表取締役秋山嘉雄。

令和8年6月11日提出、青木村長、田村正雄。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（平林幸一君） 提案者からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（平林幸一君） 討論終結、採決を行います。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔全員賛成〕

○議長（平林幸一君） 全員賛成。

議案第5号 令和7年度（繰越）青木地区配水管布設替工事（交付金事業）に係る請負契約については、原案のとおり可決されました。

〔「議長」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 先ほど、報告第1号の専決処分の承認を求めることについての中、国民健康保険特別会計の補正予算について質問があったことについて、答弁させていただきます。

11、12ページの結核精神負担金、金井議員による質問がありました。

村の条例で、これについて規定されているかということですが、青木村国民健康保険条例の中で、結核精神給付金については規定されておりまして、自己負担金はゼロでございます。財源といたしますと、国の特別調整交付金を充てております。

あと、坂井議員のほうから質問のありました特定健診の申込状況はどうかということですが、今年度につきましては、令和7年度で比較いたしまして、約93%の申込率になっております。

ちなみに、まだ令和7年度の受診率は出ておりませんが、令和5年度ですと55%、令和6年度は52%という特定健診の受診率になっておりまして、令和7年度につきましては、若干下がるか同程度かなという形になっております。

先ほど塩澤議員の質問の中でもお答えしましたように、がん検診と合わせまして、この特定健診につきましても、受診率が向上するように受診勧奨のほう行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（平林幸一君） ほかによろしいでしょうか。

◎閉会の宣告

○議長（平林幸一君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（平林幸一君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和8年第2回青木村議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時32分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員